

世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の変更について

（令和元年6月14日
閣議決定）

官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第8条第7項の規定に基づき、世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成30年6月15日閣議決定）の全部を別冊のとおり変更する。

世界最先端デジタル国家創造宣言
・
官民データ活用推進基本計画

令和元年 6 月14日

この計画は、官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）第 8 条第 8 項において準用する同条第 6 項の規定に基づき、国会に報告するものである。

目次

第 1 部 世界最先端デジタル国家創造宣言	1
I. 基本的考え方：我が国の社会課題とデジタル技術	1
1 Society 5.0時代にふさわしいデジタル化の条件	3
（1）国民の利便性を向上させる、デジタル化	3
（2）効率化の追求を目指した、デジタル化	3
（3）データの資源化と最大活用につながる、デジタル化	4
（4）安心・安全の追求を前提とした、デジタル化	4
（5）人にやさしい、デジタル化	4
2 世界最先端を目標とした「e-Japan戦略」からの歩み	6
（1）超高速ネットワークインフラ整備からIT利活用へ	6
（2）IT利活用社会の実現に向けた再出発	7
（3）官民データ基本法に対応したデータ利活用とデジタル・ガバメント	8
（4）改めて求められる国際動向を踏まえた取組	8
3 「IT政策大綱」等を踏まえた取組の基本的方向性	10
II. デジタル技術の社会実装	11
1 デジタル技術の普及状況	11
（1）インフラ整備とデジタル機器普及の状況	11
（2）デジタル技術の利活用状況	12
2 デジタル化で変わる生活シーンと経済活動	15
（1）ワンストップサービスの一般化	15
（2）生活環境のパラダイムシフト	16
（3）生産性向上の普及推進	17
3 世界を牽引する先駆的取組の、社会実装プロジェクト	19
（1）5Gと交通信号機との連携によるトラステッドメッシュネットの全国展開	19
（2）健康・医療・福祉分野のデータに基づく全国民（子供から高齢者まで）のQOL 向上	20
（3）あらゆる担い手のための「スマート農林水産業」の実現	21
（4）サイバーポートによる港湾の生産性革命	22
4 社会全体のデジタル化に向けた課題	24
（1）国民・利用者側に残る不安（需要サイド）	24
（2）デジタル技術を用いたサービスを提供する側の不安（供給サイド）	25

III.	我が国社会全体を通じたデジタル・ガバメント	27
1	デジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革	27
(1)	デジタル手法に基づく情報システム整備計画の作成等	28
(2)	個人のライフイベントに係る手続の自動化・ワンストップ化	28
(3)	企業が行う従業員の社会保険・税手続のワンストップ化・新しい提出方法の実現	29
(4)	運転免許業務及び警察情報管理システムの合理化・高度化	30
2	デジタル・ガバメントの実現を支える環境整備	31
(1)	政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化	31
(2)	クラウドをはじめとした先進技術の更なる活用	31
(3)	マイナンバーカードの普及、利活用の推進等	32
(4)	法人デジタルプラットフォームの構築	33
3	地方公共団体のデジタル化	34
(1)	地方公共団体と住民とのインターフェースのデジタル化の推進	34
(2)	地方公共団体におけるシステム等の共同利用の推進	35
(3)	地方公共団体のデジタル化に向けた地方公共団体の官民データ活用推進計画策定の推進	36
4	デジタル・ガバメントに対応した民間取組の支援	37
(1)	API整備の推進	37
(2)	官民協働による手続コスト削減	37
(3)	民間部門のデジタルトランスフォーメーションの促進	38
IV.	国民生活で便益を実感できるデータ利活用	39
1	データの安全・安心・品質の確保を前提とした国際データ流通網等の実現	39
(1)	国際的なデータ流通の枠組みの構築	39
(2)	個人情報の安全性確保	39
(3)	重要産業のデータ管理の強化	40
2	信頼性向上のためのデータ流通ルール整備	41
(1)	データ流通政策の前提となるデータの分類	42
(2)	情報銀行等、日本発のパーソナルデータ利活用モデル	43
(3)	民間事業者間のパーソナルデータ共有のためのアーキテクチャの定義	44
(4)	匿名加工されたデータの利活用	44
(5)	プラットフォームサービスの在り方を巡る議論	45
3	データ流通の始点となるオープンデータ	47
(1)	SDGsの測定指標としてのオープンデータ	48
(2)	国におけるオープンデータの取組の加速	48
(3)	地方におけるオープンデータ化の促進	49

4	官民におけるデータの徹底活用.....	51
(1)	モビリティ関連データの利活用拡大.....	51
(2)	国土交通データプラットフォーム（仮称）の整備.....	51
(3)	フィンテックの促進.....	52
(4)	シェアリングエコノミーの更なる推進.....	52
V.	社会基盤の整備.....	54
1	5Gを軸とした協業促進によるインフラ再構築.....	54
(1)	協業により広がる産業利用.....	54
(2)	ローカル5Gの制度整備をはじめとした5Gの全国展開に向けた取組.....	54
(3)	5G環境等の普及、光ファイバ網の整備.....	55
(4)	安全なサービス利用を支えるネットワーク中立性の確保.....	55
2	基盤技術等.....	57
(1)	AI-Readyな社会基盤づくり.....	57
(2)	クラウド活用とエッジ・コンピューティングの進化.....	58
(3)	デジタル時代のセキュリティ対策.....	59
(4)	ブロックチェーンなどの新技術の利用.....	62
3	スタートアップ.....	63
(1)	オープンイノベーション.....	63
(2)	アクセラレータの重要性.....	64
(3)	公共調達のイノベーション化.....	64
4	人材の育成等.....	66
(1)	AI人材の育成.....	66
(2)	IoT・セキュリティ人材の育成.....	66
(3)	国民の教育及び学習の振興.....	67
(4)	人材の流動性.....	67
5	デジタル格差対策.....	69
(1)	高齢者等へのデジタル活用支援.....	69
(2)	デジタル時代の新たなコミュニティとしての地域ICTクラブ.....	69
(3)	障害当事者参加型技術開発の推進.....	70
第2部	官民データ活用推進基本計画.....	71
I.	官民データ活用推進基本計画に基づく施策の推進.....	71
1	官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針.....	72
(1)	基本計画の策定とその着実な実施.....	72
(2)	重点分野の指定（分野横断的なデータ連携を見据えつつ）.....	73
(3)	官民データ活用によるEBPMの推進.....	74

2	推進体制	75
(1)	基本計画のPDCA	75
(2)	関係本部等との連携	76
(3)	地方公共団体との連携・協力	77
(4)	事業者等との連携・協力	78
II.	施策集	80
II－(1)	行政手続等のオンライン化原則【官民データ基本法第10条関係】	82
II－(2)	オープンデータの促進【官民データ基本法第11条第1項及び第2項関係】	93
II－(3)	データの円滑な流通の促進【官民データ基本法第11条第3項関係】	102
II－(4)	データ利活用のルール整備【官民データ基本法第12条関係】	105
II－(5)	マイナンバーカードの普及・活用【官民データ基本法第13条関係】	109
II－(6)	利用の機会等の格差の是正【官民データ基本法第14条関係】	114
II－(7)	情報システム改革・業務の見直し【官民データ基本法第15条第1項関係】	119
II－(8)	データ連携のためのプラットフォーム整備【官民データ基本法第15条第2項関係】	127
II－(9)	研究開発【官民データ基本法第16条関係】	140
II－(10)	人材育成、普及啓発【官民データ基本法第17条及び第18条関係】	148
II－(11)	国の施策と地方の施策との整合性の確保【官民データ基本法第19条関係】	153
II－(12)	国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開	155

第 1 部 世界最先端デジタル国家創造宣言

I. 基本的考え方：我が国の社会課題とデジタル技術

本年の4月末日をもって30年にわたった平成時代は幕を閉じた。世代や周辺環境等により時代認識は異なるものだが、一つの視点として、平成の間に我が国の社会経済の持続的発展への制約・課題が顕在化したことは否めない。代表的な社会課題が少子高齢化による人口減少である。

高度経済成長期の終焉^{えん}後の団塊ジュニア世代の年間出生数は200万人超（合計特殊出生率2.14）であったが、昭和63年の131万人（同1.66）から平成29年では95万人（同1.43）となっており、平成の間に低下している¹。これを受け、我が国の人口は、総務省の「人口推計」によれば平成20年の1億2,808万人をピークに減少に転じている²。少子高齢化を補う形で、女性と高齢者の労働参加は年々高まってはいるものの、就業人口の低下を補うには足りず労働力の絶対量の不足が続いている。

有効求人倍率は、過去5年間に一貫して1倍超で、最新統計では1.62倍（平成30年度平均）³となっており、戦後最長となる景気回復⁴を反映している一方で、労働力不足が我が国の長期的な課題であって、人口縮減を前提としたパラダイムへのシフトが必要となっている。民間事業者の採用活動は全般的に難航しており、制約条件の下での労働生産性の向上や事業活動の効率化、新たな事業の創出が求められている。さらに、ものづくりや農業などの分野では、深刻な後継者不足に直面している。

労働力不足は地方公共団体にも大きな影響を与える。住民に身近な行政を行う主体である地方公共団体は、限られた経営資源の中で、医療、介護、インフラ、街づくりなど人口減少社会において山積する課題に対応し、将来にわたって持続可能な行政サービスを提供するプラットフォームであることが求められている。

テクノロジーの視点から平成時代を振り返ると、デジタル機器が広く社会全般に浸透した時代であった。30年前には、スマートフォンやデジタルテレビは存在せず、個々人・各家庭にパーソナルコンピュータや携帯電話も普及していなかった。それら機器の最大の特徴は、インターネットへのアクセスを可能としたことにある。オンライン上でのショッピングやバンキングなどの電子商取引、ネット検索やホームページアクセス等による情報収集、SNSや動画サイト等を通じた情報発信など、今や当然視されているインターネット利用の例は枚挙にいとまがないが、いずれも一般化したのは平成の間のことである。

¹ 厚生労働省「人口動態統計」。

² 総務省「人口推計」（平成30年10月1日現在）。

³ 厚生労働省「一般職業紹介状況（平成31年3月分及び平成30年度分）」。

⁴ 内閣府「日本経済2018-2019—景気回復の持続性と今後の課題—」（平成31年1月25日）によれば、「今回の景気回復は、①世界経済の緩やかな回復、②企業部門の高い収益力や技術革新を背景にした設備投資意欲の高まり、③雇用・所得環境の改善という3つの大きな推進力に支えられ、戦後最長と並ぶまで景気回復が続いてきた。」とされている。

デジタル技術を誰もが利用できるようになった背景には、ネットワークの通信速度とコンピュータの計算能力が圧倒的な進歩を遂げたことがある。平成時代において我が国の通信速度は100万倍超、中央演算処理装置（CPU）等の能力は150倍超となった⁵。誰もが手にするスマートフォンは、30年前のスーパーコンピュータの処理能力を凌駕している。かつては最先端であったテクノロジーを手のひらの上で扱うことができる時代となった。また、両技術の融合したクラウド・コンピューティングの発展により、最低限のネットワーク環境と端末があれば、様々な情報処理サービスを利用できるようになっている。

デジタル技術は、個人の生活を便利なものとするだけでなく、日々の働き方を変えている。かつてはオフィスや工場に出勤してフルタイムで勤務することが当たり前であったが、今や介護や育児との両立のために多様な働き方を望む働き手は増えている⁶。働く場所・時間や会社など組織への帰属の有無についてのニーズは多様化しており、個々人の選択の幅を広げるモバイルワークの比重は高まっている⁷。デジタル技術を用いた就業形態の多様化により、新たな労働需要の喚起や労働生産性の向上がもたらされることが期待される。

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号。以下「IT基本法」という。）では、インターネット等を通じ、自由かつ安全に多様な情報を入手・共有・発信することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会の形成に関する基本理念や基本方針等が定められている。また、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号。以下「官民データ基本法」という。）では、国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現が目的とされている。

令和元年の世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（以下「本戦略」という。）においては、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会を実現することを目指し、デジタル技術の恩恵を誰もが享受できるインクルーシブな「デジタル社会」に向けた重点計画を取りまとめる。テクノロジーを漠然と受容することなく、社会実装を強く意識して、国民生活・経済活動の質を高めるのに能動的かつ積極的に活用し、産業競争力の強化にとどまらず社会課題の解決にまで役立てていくことを宣言するものである。

⁵ 総務省「平成27年版情報通信白書」によれば、1980年代に9.6Kbps程度だった携帯電話の通信速度は2020年にサービス開始を予定している第5世代移動通信システムでは10Gbpsに、1990年代後半に0.2Ghz程度だったCPUの処理速度は2015年に31.5Ghzとなっている。

⁶ 厚生労働省「仕事と育児の両立支援に係る総合的研究会報告書」（平成30年3月30日）によれば、「女性の就業が進む中で、依然として育児・介護の負担が女性に偏っている現状や男性が希望しても実際には育児休業の取得等が進まない実態」があるとされている。

⁷ 総務省「平成30年通信利用動向調査」によれば、企業が導入しているテレワークの形態は、「モバイルワーク」の割合が63.5%と最も高くなっている。

1 Society 5.0時代にふさわしいデジタル化の条件

本戦略では、デジタル化自体は手段であって目的ではないことに十分に留意する。デジタル技術の導入により、国民生活の利便性が向上し、行政機関や民間事業者等の効率化に資するものでなければ意味がない。デジタル社会が目指すべき将来像ではあるものの、全ての活動がデジタルで代替されるわけではなく、デジタル化で取り残される人があってはならない。目的と手段が混同されぬよう、Society 5.0⁸時代にふさわしいデジタル化の条件を下記のとおり定めることとする。

(1) 国民の利便性⁹を向上させる、デジタル化

新たなテクノロジーは、将来の経済成長につながるものである。それをできる限り、国民一人一人が生活面での利便性向上を実感できるものとしていくのがあるべき姿である。そのため、国や地方公共団体のできることは数多く残されている。例えば、スマートフォンを使いこなして、電子商取引や動画視聴などのサービスを日々利用している国民は、同レベルのことが行政サービスで受けられないことに疑問を抱く。

デジタル社会では、スマートフォン等により、国民は役所に出向かず、行政サービスに関する手続を手のひらで完結することを期待している。国・地方公共団体と民間事業者が一体となって、子育て、引越しから介護、死亡・相続等までの代表的なライフイベントに伴う手続をデジタルで完結させることを目指している。また、企業が行う従業員のライフイベントに伴う社会保険・税関係の複数の申請・届出のオンライン・ワンストップ化や、民間クラウドを活用したデータ連携により、行政手続に係る負担を軽減し、生産性の向上に寄与することを目指している。

(2) 効率化¹⁰の追求を目指した、デジタル化

一般に、新たなテクノロジーは、効率化を伴うものである。それは個人レベルでは労働時間の短縮、企業レベルでは事業活動の合理化につながる業務・システム改革、そして、国・地方公共団体のレベルでは行政運営の効率化等をもたらす。

⁸ 「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）を指す。これは、IT基本法及び官民データ基本法の目的と合わせて、デジタル技術が浸透した目指すべき社会像として十分に踏まえるべきものである。

⁹ 国民（生活）の利便性については、IT基本法第5条（ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現）、第6条（活力ある地域社会の実現及び住民福祉の向上）、第20条（行政の情報化）及び第21条（公共分野における情報通信技術の活用）において、その必要性がうたわれている。

¹⁰ 官民データ基本法第3条5項において、「官民データ活用の推進に当たっては、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資するよう、国民の利便性の向上に資する分野及び当該分野以外の行政分野において、情報通信の技術の更なる活用の促進が図られなければならない。」とされている。

ここでも、国・地方公共団体のできることは多い。両者の電子化と低コスト化が、企業・個人の間でもコスト削減や時間節約などの相乗効果をもたらし得る。

さらに、デジタル技術を徹底的に活用した効率化により、日本の潜在力を引き出すことで国際競争力を高めていく視点も求められる。コミュニケーションツールを用い、アイデアや技術を短いサイクルで実用化していくのも一例である。秀でたアイデアやテクノロジーを有する起業家の事業展開に対するもろもろの制約をくみ取り、消費者等の安全を守りつつ、できる限りそれらを撤廃していく姿勢と不断の取組が求められる。

(3) データの資源化と最大活用につながる、デジタル化

書類上に記載されているデータと、同じ内容であって機械判読性（machine-readable）と発見可能性（findable）を確保したデジタルデータとでは、価値は全く異なる。デジタルデータであれば、企業はAI分析を行うことで顧客動向を把握した上でプロモーションや最適化を行うことができる。例えば、航空会社では、過去データの蓄積・分析によって、運賃のダイナミックプライシングや空港内人員の最適配置を実施している。

こうした企業内でのデータ分析とは別に、企業間のデータ共有の動きも見られる。今後、クリアランス（認証）の確保や個人情報の保護には配意しつつ、企業間のデータ共有が進めば更なる生産性向上につながるものと考えられる。例えば、ダイナミックマップの活用による自動運転やMaaS¹¹産業の創出やスマートシティの構築等につながる。その際、国は、ニーズを踏まえたオープンデータ化や、民間主体の流通環境支援といった貢献が期待される。

(4) 安心・安全の追求を前提とした、デジタル化

スマートフォンからIoTセンサーの普及に伴い、ネット接続機器は幾何級数的に増加した¹²。これに伴い、サイバー攻撃のリスクが高まる中¹³、セキュリティへの投資はデジタル産業の発展に不可欠となる。今後、「サイバーセキュリティ戦略」（平成30年7月27日閣議決定）を踏まえ、安心・安全を大前提に、生産性向上と社員チャレンジを支えるセキュリティを目指す。また、働き方改革が進む中、移動中や自宅でもストレスのないシームレスな作業環境が理想である。

(5) 人にやさしい、デジタル化

デジタル化は、安心・安全・豊かさの手段で、取り残される人があってはなら

¹¹ Mobility as a Serviceの略で、出発地から目的地まで、利用者にとっての最適経路を提示するとともに、複数の交通手段やその他のサービスを含め、一括して提供するサービスのこと。

¹² 総務省「平成30年版情報通信白書」によれば、「世界では、AI・IoTの普及が進み、IoTデバイス数は2017年には約270億、2020年には約400億の予測」とされている。

¹³ 国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）「NICTER観測レポート2018」によれば、平成30年に観測されたサイバー攻撃関連通信は、平成29年と比べて約1.4倍となっている。

ない¹⁴。デジタル技術は、新ビジネス創出と経済活動の活性化につながるが、それだけではない。デジタル技術を前提とする就業形態やその活用支援制度で、社会参画の機会を豊富なものとしていく。さらに、活力のある社会に向け、デジタル・インクルーシブな環境を能動的に作り出す。

¹⁴ WORLD ECONOMIC FORUM 「Our Shared Digital Future Building an Inclusive, Trustworthy and Sustainable Digital Society」 (December 2018) の中でも、デジタル化について、「Leave No Person Behind (誰一人取り残さない)」をゴールの一つとして掲げている。

2 世界最先端を目標とした「e-Japan戦略」からの歩み

我が国のIT戦略については、平成13年1月にIT基本法が施行され、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下「IT総合戦略本部」という。）において「e-Japan戦略」（平成13年1月22日IT総合戦略本部決定）が決定されて以降、ほぼ毎年、改定又は同法に基づく重点計画による具体化が行われてきた。

平成28年12月に官民データ基本法が制定されたことを受け、平成29年のIT戦略からは、同法に基づく官民データ活用推進基本計画としての性格が加わった。同年には「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成29年5月30日閣議決定）、引き続き平成30年には「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成30年6月15日閣議決定。以下「デジタル国家創造宣言」という。）がそれぞれ策定され、現在に至っている。

（1） 超高速ネットワークインフラ整備からIT利活用へ

我が国の最初のIT戦略である「e-Japan戦略」は、国際競争を強く意識した内容となっており、序文において「我が国が5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指す」としている。その背景には、世界規模で進行するIT革命について、18世紀に英国で始まった産業革命に匹敵する歴史的な大転換を社会にもたらすとの時代認識があり、その取組への遅れが将来取り返しのつかない競争力格差を生み出し、日本が取り残されることへの危機意識があった。

「e-Japan戦略」では、平成13年当時、主要国の中で最低レベルにあるインターネット普及率¹⁵のほか、ビジネスや行政サービスでのITの浸透度の低さを課題として挙げた。その上で、目指すべき社会においては、ネットワークを通じ、中小を含むあらゆる企業にとり国際的な電子商取引を容易とすることや、個人が家庭内での映画鑑賞・ゲームにとどまらず積極的な情報発信をでき、オンライン上での行政サービスの利用等を可能とするとしている。これらを支える「新しい国家基盤」として、超高速ネットワークインフラの整備を最重点政策に掲げた。

それから2年が経過した平成15年に策定された「e-Japan戦略Ⅱ」（平成15年7月2日IT総合戦略本部決定）においては、「e-Japan戦略」を決定して以来、本格的にIT基盤の整備に取り組んできた結果、IT戦略の第1期の目標は達成されつつあると評価している。転じて、IT基盤をいかして社会・経済システムを積極的に変革する、すなわちIT利活用を進化させることを第2期の目標に据えた。その際、供給者だけでなく利用者にとっての便益という「個の視点」と、ITに関わる各分野でのアジア各国との協調を前提とした「新たな国際関係」に配慮することとさ

¹⁵ 総務省「平成13年版情報通信白書」によれば、当時我が国のインターネット普及率は37.1%であった。これに対し、スウェーデン、米国、ノルウェー及びアイスランドの4か国は既に50%を超えており、北欧、北米の先進国と比較すると低い状況にあった。

れた¹⁶。

(2) IT利活用社会の実現に向けた再出発

平成25年5月に成立した内閣法等の一部を改正する法律(平成25年法律第22号)により、内閣情報通信政策監(以下「政府CIO」という。)が設置され、政府CIO制度の下での初めてのIT戦略として、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定。以下「IT国家創造宣言」という。)が策定された。その中で、「e-Japan戦略」以降の取組について次のように総括している。

我が国はインフラ整備において世界最高水準となり、その後、IT利活用を中心に政策を進めてきた。しかしながら、多くの国民がその成果を実感するに至っていない。従来の戦略は、IT利活用を強調しつつも、IT化・IT活用という名目だけで、利用者ニーズを十分把握せず、組織を超えた業務改革(BPR)を行わなかったことで、ITの利便性や効率性が発揮できないものとなった。また、各省がバラバラにIT投資、施策を推進し、重複投資や施策効果が発揮できない状況を生み出してきたなどの面もあったと考えられ、こうした点について真摯に反省するところから出発することが求められている。

さらに、IT国家創造宣言では、政府CIOを司令塔として、次の方向性に沿って政策課題に取り組んでいくとしている。

世界最高水準のIT利活用社会を実現するためには、「IT利活用の裾野拡大」が不可欠であり、そのために、政府自身が自己変革を強力に進め、障害となる組織の壁や制度、ルールを打破するとともに、各省連携により政策資源を集中投下し、成功モデルを実証する国家プロジェクトを推進するなど、政府が民間の活力や投資を引き出せる環境整備に取り組み、戦略の実現を現実のものとする必要がある。

このように、政府CIO制度創設後のIT戦略においては、世界最高水準のインフラに比してIT利活用が進んでいないとの現状認識の下、省庁横断的な課題について横串を通すため、登用の始まった政府CIO補佐官の参画を得ながらプロジェクト形式での取組が実行に移されてきた。それが、政府情報システム運用コスト減や自治体クラウド化の進展などの成果につながっている。また、IT国家創造宣言に『ヒト』、『モノ』、『カネ』と並んで『情報資源』は新たな経営資源となるものであり、『情報資源』の活用こそが経済成長をもたらす鍵となり、課題解決にもつながる」という記述があるとおおり、データ利活用の重要性に早期から着目していた。

¹⁶ 「e-Japan戦略Ⅱ」では、「改革を進める際には、供給者側の論理だけでなく、「個の視点」に立脚することが重要である。企業や政府がITを活かすことでどのように進化し、例えば医療、就労と言った個の活動においてどれだけの価値が生み出されるか、供給者だけでなく利用者にとっての便益を具体的に想定し、新たな社会の仕組みを描き、必要な方策を実施することが大切である。」とされている。

(3) 官民データ基本法に対応したデータ利活用とデジタル・ガバメント

平成28年12月に成立した官民データ基本法は、データ利活用を通じた生産性の向上や新事業の創出、就業機会の増大などの社会課題の解決を目指すもので、その過程でAIやIoT、クラウド・コンピューティング¹⁷といった最新技術を活用するとした。さらに、官民データ基本法で掲げられた基本的施策について、官民データ活用推進基本計画において、データ利活用とデジタル・ガバメントのそれぞれの政策群に整理を行うとともに、各府省の関連施策に関し、具体的な目標と達成の期間の設定を行い、実施状況をフォローアップするとした点に特長がある。

昨年策定したデジタル国家創造宣言においては、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供することにより、様々な社会課題を解決するSociety 5.0の実現のカギは、国、地方公共団体、民間等で散在するデータを連携させ、ビッグデータとして扱い、分野・組織を越えたデータ利活用とサービス提供を可能とすることと捉え、データ利活用に関する政策群を取りまとめた。

あわせて、デジタル・ガバメントの実現をもう一つの支柱とした。デジタル・ガバメントの目的は、単に情報システムを構築する、手順をオンライン化するということを意味するものではない。利用者から見て一連のサービス全体を、「すぐ使えて」、「簡単で」、「便利な」ものにするなど、Society 5.0時代にふさわしい行政サービスを国民一人一人が享受できるようにすることが目的である。このため、利用者からみたエンドツーエンドで事実を詳細に把握するとともに、前例や慣習にとらわれずに既存の業務手法をゼロベースで見直すことにより、官民の生産性低下につながる要因を取り除く。この結果生み出された時間・労力は、国民に寄り添う良質なサービス提供に振り向ける。こうした取組を積み重ねることにより、民間のデジタル化までを見据え、国から地方までを通した、単に過去の延長線上にあるのではない、デジタル活用を前提とした次の時代の新たな社会基盤を構築し、安心、安全かつ公平、公正で豊かな社会を実現することを最終目標に据えた。

(4) 改めて求められる国際動向を踏まえた取組

前述のとおり、最初のIT戦略である「e-Japan戦略」は、国際競争を強く意識した内容であった。同戦略に先立って制定されたIT基本法第1条の「世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適確に対応することの緊要性」といった目的規定や、経済構造改革の推進及び産業国際競争力の強化（第4条）や国際的な協調及び貢献（第24条）に関する規定を受けたものである。

このように、世界規模のIT革命の真っ只中で策定された第1期に当たる「e-

¹⁷ 官民データ基本法第2条（定義）において、AIは「人工知能関連技術」、IoTは「インターネット・オブ・シングス活用関連技術」、クラウド・コンピューティングは「クラウド・コンピューティング・サービス関連技術」として、それぞれの定義が設けられている。

Japan戦略」と、革命初期の熱が冷めて実体社会の変革が始まる機会を捉えて策定された第2期の「e-Japan戦略Ⅱ」との間では、戦略の重点・対象や国際競争への考え方にシフトが見られる。IT国家創造宣言においては、次のとおり、国際的な取組について改めて強化するよう奮起を促している。

国際的にみても、我が国は、世界最先端のIT国家としての地位を失い、ICT世界競争力ランキングにおいて、多くの国の後じんを拝している。…（中略）…世界最高水準のIT社会をIT利活用においても実現することを目指し、早急に取り組を開始するとともに、我が国が、課題解決の処方箋を世界に発信する課題解決先進国となり、IT利活用による課題解決の成功モデルを世界に提示し、国際展開することで、国際社会にも貢献していくこととする。

…（中略）…

また、これまで我が国においては、管理や規制を過度に行うことなく、開放性や相互運用性を確保することにより情報の自由な流通が確保された、安全で信頼できるサイバー空間の構築に努めてきた。…（中略）…。情報資源の十全な活用のためには、我が国のこれまでの取組の方向性を維持しつつ、グローバルな情報の自由な流通空間の拡充等に向けて、国際的な連携も図りつつ、取り組んでいくことが重要である。

令和元年、我が国が初めてG20サミット（6月28日及び29日、於：大阪市）の開催国となる。首脳会合の前後に当たる5月から11月までにかけて関係閣僚会合が順次全国各地で行われ¹⁸、6月中の貿易・デジタル経済大臣会合（6月8日及び9日、於：つくば市）では、デジタル技術によるSociety 5.0の実現や、「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT: Data Free Flow with Trust）」等が主要な論点となった。

自動運転、健康・医療・介護、農業などのフィジカル空間のビジネスにおいて、現場のデータをセンサー等で読み込み、AIを活用してデータを解析し、新製品開発や革新的サービス提供に至るまでの一連の流れをエコシステムとしていくには、そのサイクルを循環するデータについての信頼性と円滑な流通体制の確保が不可欠である。もとより、インターネットには国境はなく、情報の自由な流通に関する国際的な議論の積み重ねがあるが、越境するデータ量とその流通の重要性の高まりを踏まえ、改めて国際的な整合性の確保が求められる。

¹⁸ 農業、観光といった様々な分野で、関係閣僚会合は8回開催予定。

3 「IT政策大綱」等を踏まえた取組の基本的方向性

デジタル技術は加速度的に進展し、国民生活やビジネスにおいて、しばしば「破壊的」とも言われる変化をもたらしている。猛烈なスピードで変化するデジタル時代において、激しさを増す国際競争に勝ち抜いていくため、我が国が進むべき羅針盤として策定した「デジタル時代の新たなIT政策大綱」（令和元年6月7日IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定。以下「IT政策大綱」という。）に掲げた取組を柱として、Society 5.0にふさわしい「新たな社会システム」への移行を図り、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会を実現することとする。

国民一人一人がデジタル化の恩恵を実感できるよう、未来をしっかりと見据え、国民の理解を得ながら制度変更にも躊躇せず、デジタル技術の社会実装を進めることが不可欠であり、健康・医療・介護、農業、港湾・物流などの広範な分野において世界を先導するデジタル改革プロジェクトに果敢に取り組む。

デジタル技術の社会実装に当たって、国内においては官民のデジタル化が急務である。行政機関の縦割りや、国と地方、官と民という枠を超え、国・地方・民間が一体となったデジタル・ガバメントを推進し、我が国が抱える少子高齢化、人口減少をはじめとする社会課題にデジタル技術を徹底的に活用してチャレンジすることで、次の時代に承継できる社会基盤を築いていく。

また、デジタル時代における「新たな資源」であるデータを巡っては、熾烈な競争が世界で繰り広げられている。国内はもとより、国際的にも、セキュリティやプライバシーについて、透明性が高く、公正かつ互恵的なルールの下で、自由にデータが流通する環境を整備し、国民生活で便益を実感できるデータを利活用したイノベーションを促進する。

社会全体のデジタル化¹⁹と並行して、将来にわたって全ての国民が不安なくデジタル化の恩恵を享受できるよう、インフラから基盤技術、人材育成までを含むデジタル時代の社会基盤の整備にも不断に取り組んでいく。

¹⁹ 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号。以下「デジタル手続法」という。）による改正後の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第1条において、「国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会」の実現が目的に掲げられている。

II. デジタル技術の社会実装

1 デジタル技術の普及状況

(1) インフラ整備とデジタル機器普及の状況

① インフラの整備の状況

我が国は、平成13年の「e-Japan戦略」で初めてネットワークインフラの整備を目標に掲げて以降、通信事業者においては、デジタル社会の基盤となる光ファイバやモバイルネットワークなどのインフラ整備をいち早く進め、今や世界最高水準にある。

国内のインフラ整備率として、平成30年3月末における固定系超高速ブロードバンド整備率は全国5,703万世帯（住民基本台帳）の99.2%、移動系超高速ブロードバンド整備率は全国1億2,777万人（住民基本台帳）の99.8%を網羅している²⁰。例えば、100人当たりのモバイルブロードバンドの契約数は、OECD諸国の中で我が国が最も高くなっている（平成28年12月時点）²¹。

② スマートフォン等の情報通信機器の保有状況

平成30年における世帯の情報通信機器の保有状況をみると、モバイル端末全体（携帯電話・PHS及びスマートフォン）及びパソコンの世帯保有率は、それぞれ95.7%、74.0%である。モバイル端末全体の内数であるスマートフォンの世帯保有率は、79.2%（前年比4.1ポイント上昇）であり、パソコンの世帯保有率を上回っている²²。

同年における個人のモバイル端末の保有状況をみると、スマートフォンの保有率が64.7%（前年比3.8ポイント上昇）となっている。モバイル端末全体の保有率は84.0%と、前年と比べて横ばいの結果となっている。スマートフォンの保有状況は増加傾向にある一方、携帯電話・PHS（スマートフォンを除く。）の保有状況は減少傾向にある²³。

③ IoT機器の急速な普及

インターネット技術や各種センサー・テクノロジーの進化等を背景に、パソコンやスマートフォンなど従来のインターネット接続端末に加え、家電や自動車、ビルや工場など、世界中の様々なモノがインターネットへつながるIoT時代が到来している。

²⁰ 総務省「ブロードバンド基盤の整備状況（平成30年3月末現在）」。

²¹ OECD「OECD Digital Economy Outlook 2017」。

²² 総務省「平成30年通信利用動向調査」。

²³ 総務省「平成30年通信利用動向調査」。

IoTデバイス数の動向をみると、平成29年時点で稼働数が多いのはスマートフォンや通信機器などの「通信」が挙げられ、令和2年には世界で約400億個となる見込みである。分野・産業別にみると、今後は、コネクテッドカーの普及によりIoT化の進展が見込まれる「自動車・輸送機器」、デジタルヘルスケアの市場が拡大している「医療」、スマート工場やスマートシティが拡大する「産業用途（工場、インフラ、物流）」等の高成長が予測される²⁴。

（２） デジタル技術の利活用状況

① 個人のオンライン利用率

平成30年通信利用動向調査における年齢階層別のインターネット利用状況を見ると、13歳～59歳の年齢層でインターネット利用が90%を超えており、高い水準にある。60代、70代では過去1年間にインターネットを利用したと回答した人の割合は、この10年間で20%以上増加している。

個人がインターネットに接続する際に使用する端末について、20代から40代までは80%以上がスマートフォンを使用しており、60代で46.4%、70代で19.7%と年代を経るにつれて急激に低下している。60歳以上では、パソコンからインターネットに接続する割合が最も高い²⁵。

② 地方公共団体のデジタル化の取組状況

地方公共団体が扱う行政手続のうち、「電子自治体オンライン利用促進指針」（平成18年7月28日総務省取りまとめ）において、オンライン利用促進対象手続に選定した手続²⁶のオンライン利用率は平成29年度で52.4%であり、ここ数年、オンライン利用率は上昇している。同様に、地方のオープンデータ取組率について、47都道府県は全て公開しており100%である。市町村については、取組済団体が418団体で24.0%であるものの、着実に増加・上昇を見せている。

計画策定が義務付けられている都道府県の官民データ活用推進計画の策定済団体は22団体であり、努力義務と定められている市町村の官民データ活用推進計画の策定済団体は74団体にとどまっている（平成31年4月1日時点）。

③ 企業のデジタル利用

平成30年におけるインターネットを利用している企業の割合は99.7%となっており、ほとんどの企業においてインターネットが活用されている。電子

²⁴ 総務省「平成30年版情報通信白書」。

²⁵ 総務省「平成30年通信利用動向調査」。

²⁶ 総務省「電子自治体オンライン利用促進指針」（平成18年7月28日）によれば、図書館の図書貸出予約、入札等が選定されている。

商取引を実施している企業の割合は54.3%であり、産業別にみると「卸売・小売業」が72.9%と最も高く、次いで「金融・保険業」(70.6%)となっている。

クラウドサービスを一部でも利用している企業の割合は58.7%であり、前年から1.8ポイント上昇している。利用したサービスの内容については、「ファイル保管・データ共有」の割合が53.1%と最も高い。デジタルデータの収集・解析の目的について、「効率化・業務改善」が73.8%と最も高くなっている。

テレワークを導入している企業の割合は19.1%であり、主な導入目的については、「定型的業務の効率性(生産性)の向上」の割合が56.1%と最も高くなっている²⁷。

④ デジタル技術による本人確認手段等の確保

官民のサービスをデジタル化し、個人が安心してそれを利用するためには、当該個人が確実に本人であることを証明でき、及びサービス提供側がこれを確認できる「本人確認手段」が必須となる²⁸。

我が国では、平成14年12月の公的個人認証法²⁹の制定により、厳格な本人確認手続を経て発行され、住民基本台帳に紐付いて失効管理される高度な「本人確認手段」である公的個人認証(電子証明書)を、全国どこに住んでいる人に対しても低廉な費用で提供することができる環境が整っている。特に、平成28年1月以降は、従来行政機関に限定されていた公的個人認証(電子証明書)を活用したサービス提供が民間機関でも可能となり、また、従来の電子署名用途(署名用電子証明書)に加え、電子認証用途(利用者証明用電子証明書)も発行されるなど、我が国の安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤として、その機能を拡充してきている。

現在、公的個人認証(電子証明書)が搭載されるマイナンバーカードの交付枚数は約1,703万枚であり、人口に対する交付枚数率は約13.3%となっている(令和元年5月31日時点)。その本人確認手段としての利用範囲は、行政分野³⁰のほか、金融機関をはじめ住民に身近な民間サービス³¹にまで拡大している。令和元年5月1日現在、公的個人認証(電子証明書)を活用してサービスを提

²⁷ 総務省「平成30年通信利用動向調査」。

²⁸ WORLD ECONOMIC FORUM「Our Shared Digital Future Building an Inclusive, Trustworthy and Sustainable Digital Society」(December 2018)では、「Empower Users through Good Digital Identities(優れたデジタル本人確認手法によるユーザー層拡大)」をゴールの一つとして掲げ、本人確認サービスは2022年までに160億~200億ドル市場に成長すると推計されている。

²⁹ 「e-Japan戦略」を受け、電子政府・電子自治体を推進するために整備されたいわゆる「行政手続オンライン化関係三法」の1つとして制定された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)。

³⁰ e-Taxでの納税申告やコンビニエンスストアでの住民票の写しなどの証明書の取得等。

³¹ 自宅にいながらにして住宅ローン契約の締結や新規証券口座の開設が可能となる等。

供する民間事業者として、12社が総務大臣認定を受けている。

⑤ 電子データの信頼性の確保

Society 5.0の実現に向けては、ヒト・組織・ネットワークにつながるモノの正当性の確認やデータの完全性の確認を行うための仕組みであるトラストサービスが必要となる。しかし、トラストサービスの一つである電子署名について、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づく認定認証事業者による電子証明書の発行枚数は年間30万枚程度の推移にとどまる（平成30年度は35.4万枚。）。また、電子データがある時刻に存在し、その時刻以降にデータが改ざんされていないことを証明する仕組みであるタイムスタンプについては、平成30年の発行件数は2億3,700万件（対前年比134%）と、特定の分野では着実に利用が進んでいる³²ものの、社会全体への普及は十分に進んでいるとはいえない。

⑥ サイバーセキュリティの現状

IoT機器を狙ったサイバー攻撃は年々増加傾向にあり、その特徴として各IoT機器固有の脆弱性を狙う攻撃活動が増加している³³。国内で観測された平成30年のサイバー攻撃の年間観測パケット数が、平成29年の約1,504億パケットと比較して約1.4倍の約2,121億パケットに増加している。また、平成26年の約257億パケットと比較すると、5年間で約8倍増加している。

AIやIoTなどの技術・サービスが人々に多くの恩恵をもたらす可能性がある一方で、こうした技術・サービスを提供する者がこれらを制御できなくなるおそれは常に内在しており、その場合には、逆に、多大な経済的・社会的な損失が生じ得る。

今後、フィジカル空間との一体化が進展するサイバー空間において、官民のデータ利活用が更に進むと、IoT、サプライチェーン、オープンイノベーションの脆弱な部分を狙う動きや意図しない動きが発生する懸念は高まると考えられる。政府機関や重要インフラ事業者だけでなく、それ以外の事業者及び個人に対しても、深刻な影響が生ずる可能性が高まることが予想される。

³² 平成17年の民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）の施行及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号）の改正により、国税関係書類のスキヤナ保存が認められたこと等を受け、利用が進んでいる。

³³ NICT「NICTER観測レポート2018」。

2 デジタル化で変わる生活シーンと経済活動

(1) ワンストップサービスの一般化

① 子育て分野：子育て世代のために行政ができること

近年、女性の就業率が高まりを見せる中で、女性の年齢階級別労働力を示す、いわゆるM字カーブ³⁴は改善してきている。これは子育て世代に当たる女性のより多くが仕事を継続していることを意味するが、厳しい時間的制約下で働くそうした女性にとって、市区町村に出向いて所要の行政手続を行うことは負担となっている。そこで、来庁前提の対面・書面手続による申請者負担の軽減を図るため、地方公共団体における子育てワンストップサービスの導入を推進している。

子育てワンストップサービスでは、マイナポータルを通じ、市区町村の子育て関係手続の検索と電子申請を可能とし、子育てや仕事に忙しい子育て世代の負担を軽減する。電子申請が可能な市区町村は909団体まで拡大している（平成31年3月末現在）。

今後とも、政府としては、地方公共団体と連携し、電子申請が可能な市区町村を増加させるとともに、検索と電子申請ができる子育て関係手続を増加させることが期待される。また、子育て世代にサービスを知っていただき、利用していただけるよう、効果的な広報を地方公共団体と連携して実施するなどの取組を行うことが必要である。

② インフラ・防災・減災等分野：災害情報の伝達と被災者の生活再建支援

東日本大震災はまだ記憶に新しい中、それ以後にも熊本地震や平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震など、大規模災害が相次ぎ発生している。過去の災害から収集されたデータのAI分析等を通じ、地震・豪雨・水害等を予測する取組は続けていかなければならない。そうした災害予測の精緻化と並行して、平時より有事の際の災害情報の伝達や被災後の生活再建支援を迅速かつ的確に行う準備を進めておく必要がある。

この点、ICT技術の活用によってできることは数多くある。例えば、災害情報伝達であれば、各市町村の直接広報の手段である防災行政無線はもちろんのこと、テレビや携帯電話の緊急速報メール、スマートフォン上のSNS・防災アプリなど、身近なメディア・機器を通じて多様なルートから災害情報が地域住民に迅速かつ確実に伝わらなければならない。市区町村の避難情報等を

³⁴ 日本において女性の労働力率を年齢階級別（例えば5歳ごと等でくる）にグラフ化した際に表れる、アルファベットの「M」の形に似た曲線のこと。

メディア等につなぐLアラート（災害情報共有システム）³⁵は、災害関連情報の迅速かつ効率的な情報伝達を実現するため、一層の普及・活用を推進する必要がある。関係機関が災害時に的確かつ迅速に情報共有し、適切な災害対策を講ずることができるよう、今後も研究を進めていく必要がある。

また、災害対策・生活再建支援へのマイナンバー制度活用については、罹災証明書の交付事務を個人番号利用事務に新たに位置付けたことで各種被災者支援申請を庁内連携により簡素化することや、マイナポータルを活用して被災者が遠隔地においても罹災証明書等の申請が可能とすること等を実現しようとしている。今後とも、デジタル技術を活用して、被災者に対する適時適切なサービスの提供及び被災者の負担軽減策を継続的に検討していく必要がある。

（２） 生活環境のパラダイムシフト

① 金融分野：電子決済から生ずるデータ資源の活用

金融分野においては、近年の電子商取引市場の拡大等を背景にクレジットカード等による電子決済が浸透してきているが、電子決済に紐付く購入履歴等のデータを利活用することにより、個人の購入傾向に応じた商品のレコメンド等が可能となっている。

また、オープンAPIによる金融機関との連携・協働を進めているフィンテック企業からは、家計簿の簡易作成サービスや中小企業のバックオフィス業務を支援するクラウド型サービス等が提供されてきている。金融機関とフィンテック企業との連携・協働が進むことによって、多様なイノベーションやサービスが次々と創出されており、今後も、国民の利便性向上が期待される。

政府としては、オープンAPIの推進を含む金融のデジタライゼーションに継続的に取り組むことにより、スマートフォン経由の電子決済の普及をはじめ、金融機関とフィンテック企業との連携・協働を一層推進することとしている。例えば、銀行法等の一部を改正する法律（平成29年法律第49号）³⁶に基づく登録を受けた電子決済等代行業者数は、令和元年5月末時点で53者に達するなどの成果が現れている。

② 移動・物流分野：移動・物流革命による移動弱者・人手不足の解消

人口減少と高齢化が同時進行する我が国において、高齢者をはじめとした

³⁵ 災害発生時に、地方公共団体・ライフライン事業者等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤のこと。

³⁶ 銀行法等の一部を改正する法律（平成29年法律第49号）において、金融機関にオープンAPIの導入に係る体制の整備を行う旨の努力義務が課されるなど、金融分野におけるオープンイノベーションの推進に係る環境整備が進められている。

移動弱者の対策は急務である。すなわち、地域の公共交通が減少する中、スムーズな移動手段の確保が年々難しくなっており、今後普及の見込まれる自動運転サービスが公共交通を補完していけるかが焦点となっている。その一方で自動運転については、便利・安全・低コストで自由な移動を可能とするだけでなく、MaaSのサービス体系の下で交通流の最適化されるモビリティ社会の橋頭保となることが期待される。

さらに、高齢化・人手不足に直面しているのは、物流分野においても同様である。ここでも、自動運転は大きな役割を担う。例えば、高速道路における後続無人隊列走行³⁷が実現すれば、運転手数は少なくて済む。また、ドローンを活用した荷物配送等が普及すれば、ラストマイルの担い手不足が悩みの地域での物流の効率化が期待できる。

政府としては、社会課題の解決策になり得るデジタル技術の実装に向けたステップを着実に進めている。例えば、自動運転の実用化に向けた道路交通関連の法改正³⁸や、ドローンによる荷物配送を可能とするための審査要領の改訂等を実施しており、これまでに限定地域（過疎地等）における無人自動運転移動サービスの実現に向けた全国各地での実証実験や、ドローンによる荷物配送の検証実験（平成30年度中に5地域）を実施³⁹している。

（３）生産性向上の普及推進

① 観光分野：訪日外国人観光客等受入環境の更なる改善

訪日外国人旅行者数は、過去6年間に約4倍（約836万人（平成24年）、約3,119万人（平成30年））となり⁴⁰、急速な増加を見せている。また、外国人向け観光サービスの拡大はもちろんのこと、高齢者・障害者・ベビーカー利用者等向けの移動支援サービスを含めた受入環境の改善が急務となっており、デジタル技術の活用による課題解決が期待されている。

とりわけ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会においては、これまでに経験したことのない規模で、短期間での集中的な訪日外国人観光客の急増が見込まれる。これを我が国のデジタル技術やサービスを世界に向けて発信する好機と捉え、行政及び民間事業者等による更なるオープンデー

³⁷ 先頭車両にはドライバーが乗車し、有人でトラックを運転。後続車両は先頭車両と電子的に連結することで隊列を形成し、自動走行システムを使って無人走行する。

³⁸ 道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）では、保安基準対象装置への自動運行装置の追加等が盛り込まれた。また、道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）では、作動状態記録装置による記録などに関する規定の整備等が盛り込まれている。

³⁹ 目視外飛行をする場合、これまでは原則として補助者を配置しなければならなかった。「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」が改正（平成30年9月18日適用）されたことにより、飛行経路に補助者を配置せずに目視外飛行するための要件が明確となり、主に離島、山間部への荷物配送が可能となった。

⁴⁰ 日本政府観光局発表統計より。

タの促進や新たなサービス創出に向けた取組が進められている。

例えば、観光情報・屋内情報・公共交通機関の運行情報のオープン化に対応し、観光客に有用な情報を届ける観光アプリが生まれている。また、クラウド型翻訳サービスプラットフォームの公開⁴¹を受け、民間部門では、タクシーや病院といった多様なシーンでスムーズなコミュニケーションを可能とする機器等の開発が進んでいる。

② ものづくり分野：中小企業等の後継者・人材不足のためにできること

全産業で労働力不足が顕在化する中、とりわけ中小企業は、経営者の後継者不足や求められるスキルを有する人材の不足に直面している。人手不足の状況下では、決済・会計・人事などのバックオフィス業務は中小企業にとって負担感が強い。こうした潜在ニーズをくみ取り、バックオフィス業務の共通性に着目して効率化・一元化を支援するクラウド型サービス（SaaS）が広がりを見せている。

政策的な対応として、そうした支援サービスを含む汎用的なITツールを対象としたIT導入補助金⁴²などの支援措置が活用されている。また、補助金申請自体の負担感を軽減できるよう、個々の事業者のニーズに合わせた行政サービス情報をプッシュ通知で提供し、手続のワンストップ・ワンズオンリーを実現する仕組みづくりが行われている。こうした状況を踏まえ、平成30年度から法人番号を活用し1つのID／パスワードで複数の行政サービスにアクセスできる「GビズID（法人共通認証基盤）」の運用を開始したところであり、令和2年度内に、中小企業支援施策を事業者のニーズや事情に合わせて簡易に入手できる「中小企業支援プラットフォーム」の運用を開始する。また、基本的な補助金申請業務（公募から事後手続まで）の全プロセスをデジタル化した「Jグランツ（補助金申請システム）」については、令和元年度内に経済産業省の補助金で運用を開始する。さらに、令和2年度以降、各府省や地方公共団体の補助金についても、順次当該システムの導入を目指す。

⁴¹ 平成31年4月26日から、総務省の情報通信技術に関する研究開発「グローバルコミュニケーション計画の推進」の成果とNICTの研究成果を利用した商用の「多言語音声翻訳プラットフォーム」が立ち上がり、同プラットフォームを活用した多言語音声翻訳サービスが民間事業者より提供されている。

⁴² 正式名称は、平成30年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業（経済産業省）。

3 世界を牽引する先駆的取組の、社会実装プロジェクト

先駆的な研究開発と社会実装を並行して進め、持続可能な次世代社会基盤の構築・活用を加速する。健康・医療・福祉、農業、港湾物流などの分野において、メーカー・ベンダーの枠を超えた様々なデータの連携・分析・活用を可能にするデータ連携プラットフォームの実装を進めるとともに、インフラ面では、高速大容量・低遅延の新たな通信方式である第5世代移動通信システム（以下「5G」という。）を活用した無線システムと交通信号システムや各種センサー・IoT機器を合わせたネットワークを官民連携により展開し、自動運転や自治体サービスの基幹インフラとして全国に実装する。このため、総合科学技術・イノベーション会議と連携し、関係府省の参加を得た検討体制により、先駆的な研究開発成果の早期の社会実装や活用促進、さらには海外展開を見据えた検討を行う。

（1） 5Gと交通信号機との連携によるトラステッドメッシュネットの全国展開

5Gについては、現在、基本的な通信技術の開発・検証を進めているところ、現実に全国に極めて多数の基地局を配し、稠密なネットワークを構築した際の安定的な通信の確保のためのアーキテクチャ構築が課題となっている。

他方、我が国では、全国で約20.8万基⁴³の交通信号機が設置されているが、通信機能を有して集中制御されているものは全体の3割程度にすぎず、またその通信も電話線を用いたものがほとんどであるため、その高度化が急務となっている。

これらの課題を解決するため、警察庁及び総務省が連携して、交通信号機に5Gアンテナ等を設置し、平時や災害時での活用も見据えたスマートシティのトラステッドな情報ハブとして活用するための、セキュアかつ安価なハードウェア及びネットワークのアーキテクチャ研究開発とリファレンスアーキテクチャの策定、アーキテクチャ適用による社会実装を行う。

① トラステッドなメッシュネットのアーキテクチャ策定

20万箇所以上のノード・接続ポイントを有する全国的なトラステッドなメッシュネットの運用を目指したアーキテクチャ設計及びコストや目的等を踏まえた複数の通信方式の仕様策定を行う。さらには、正常な稼働状況について随時検証を可能とするため、チップ自体の動作の信頼性確保、耐タンパ性⁴⁴等を踏まえたチップ開発等を行う。

② 5Gネットワークや5Gアンテナ等の活用による交通信号機の高度化

交通信号機の集中制御のエリアの拡大や、信号情報、交通情報、周辺車両情

⁴³ 警察庁「都道府県別交通信号機等ストック数（平成29年度末現在）」。

⁴⁴ 内部構造や記録されたデータ等が、外部から解析、読み取り、改ざんがされにくいようになっている状態のこと。

報、各種センサー情報等の収集・提供による自動運転の実現、交通管理業務への活用等を目指し、交通信号機を活用して5Gネットワークを構築するために必要となる技術的事項を検討・開発するとともに、5Gネットワークの実整備、実運用に必要な基準の策定に向けた検討を行う。

③ 交通信号機に設置した5Gアンテナ等の公共インフラとしての活用

交通信号機は、誰もがその場所を認識している公共ポイントであり、様々な公共サービス拠点としての活用ポテンシャルを有していることに鑑み、交通信号機に設置した5Gアンテナ等の公共インフラとしての活用に向けた検討会を立ち上げるとともに、交通事故防止、防災、健康・医療・介護、産業振興等の様々な観点からの活用方策についての検討等を行う。

これらにより、交通信号機を核とした社会インフラの抜本的な改善及び次世代社会システムの速やかな全国展開を図るとともに、地域の安全安心の向上を目指す。

(2) 健康・医療・福祉分野のデータに基づく全国民（子供から高齢者まで）のQOL向上

日本は世界に先駆けて超高齢社会に直面する。超高齢化による社会課題は様々なものがあるが、その一つとして、社会保障給付費の増大（20年間で約5割増）⁴⁵という実態がある。

社会課題を解決しながら、活力ある超高齢社会を実現するためには、子供から高齢者まで、一人一人が人生100年時代を想定した健康生活を改めて考えていく必要がある。しかしながら、個人の健康状態に関する情報は様々なところに散在し、時系列に把握・管理することが困難であるとともに、個人の状況に合った健康生活や医療・介護サービスの実現はまだこれからである。

① リスクの早期発見、予防

社会保障費の増大を防ぐための方策として、早期のリスク発見や予防の徹底が重要である。そのためには、病気になった時や介護が必要になった時だけでなく、長年の暮らしぶり・就労の状況や、日々の生活の中で収集されるデータ（個人が計測したバイタル情報⁴⁶や、食事・運動量・睡眠状況等）を、個人情報保護に十分留意しながら積極的に活用し、予防効果を最大にできるアーキテクチャづくりを早急に進める。

⁴⁵ 内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省「2040年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材）」（平成30年5月21日、平成30年第6回経済財政諮問会議提出資料）によれば、2018年度に121.3兆円であった社会保障給付費は、2040年度に188.5～190.3兆円に増加する見通しである（経済：ベースラインケース、医療・介護サービスの足下の利用状況を基に機械的に計算した「現状投影」の場合。）。

⁴⁶ 脈拍、呼吸、体温、血圧などの生命（vital）に関する情報。

② 健康・医療・福祉関連サービスの効果向上と働き方改革

健康・医療・福祉関連サービスは、個人の生活状況や嗜好^しによって、満足度が大きく異なってくる。したがって、個人の置かれている状況を踏まえつつ、本人の満足度も踏まえたサービス効果の見える化が重要である。個人の多様なデータとサービス実績、サービスへの満足度などの情報を効率よく収集・連携していかすことで、現場の負荷軽減と、働き方改革を実現する。

③ IoT・AIと、地域リソースを活用した、高齢者等生活支援サービスの実現

日々の生活の中で収集できるデータを効率よくコストをかけずに収集するために、IoTの活用を促進するとともに、収集したデータを基に、AIを活用して、よりよいサービスにつなげるためのデータ連携基盤を構築する。

また、国民一人一人が、自身の生涯の健康情報を一元的に把握できるようにするとともに、どの時点の、どの情報を、誰が、どう活用し、どのような健康生活を実現するのかを具体化し、地域リソースを活用した持続的な連携体制の構築、地域社会での各種サービスの高度化につなげる。

(3) あらゆる担い手のための「スマート農林水産業」の実現

農林漁業者の高齢化や減少が進む中、我が国農林水産業の持続可能な発展に向けた競争力強化や農林漁業者の所得向上を実現するためには、デジタルトランスフォーメーションを推進し、多様な情報の利活用に基づく、世界最高水準のデータ活用型農林水産業の展開が不可欠である。平成31年4月から本格運用を始めた農業データ連携基盤（以下「WAGRI」という。）⁴⁷の活用等により、他分野に先駆けて、あらゆる生産者にとって日常的なデータ活用が可能となる環境を整備し、世界で最も先駆的なスマート農林水産業として、競争力強化や経営体の所得向上を実現させる。

① 農林水産分野におけるデジタルファーストの早期実現

多様な農林水産業関係手続のデジタルファーストを早期に実現すべく、これまでに取り組まれてきた、認定農業者制度に係る申請手続の電子化に関する一部地域での実証を踏まえ、令和元年度以降、全国展開と他の手続の電子化をWAGRI等の取組と併せて推進する。

手続の電子化に際しては、手続申請ごとに類似する情報の提供を求めるような旧来型手続を継続するのではなく、生産者の利便性向上を見据え、行政機関内での情報連携によるワンスオンリーの実現等抜本的な業務改革（BPR：

⁴⁷ 農業データ連携基盤（WAGRI）とは、環境データや作物情報、生産計画・管理、技術ノウハウ、各種統計など、幅広い農業データをつなぐ連携基盤であり、平成31年4月から本格稼働。協議会の総会員数は342社（平成31年3月26日現在）となっている。

Business Process Reengineering。以下「BPR」という。）を図る。

② ルール整備を通じたデータ利用等の推進（農業情報標準化の更なる推進及び農業AIサービス契約ガイドラインの策定）

データを活用した農業を推進するためには、農業に関連する情報の相互運用性・可搬性の確保に資する標準化が不可欠である。そのため、農作業名称や生育調査項目等の個別ガイドライン策定・改訂をはじめとするデータ項目の標準化を更に推進する。

また、熟練農業者等の技術・ノウハウの流出防止を図りつつも、データやAIの利活用を推進するため、これまでに策定された農業分野でのデータ契約ガイドラインの内容も踏まえ、農業AIサービスの利用に関する契約の考え方や契約ひな形を内容とするガイドラインを策定する。

③ WAGRIの機能拡張及びスマート農業の社会実装

本格運用を始めたWAGRI等を最大限活用し、世界で最も先駆的なスマート農水産業を実現するための取組を推進する。まずは、WAGRIの機能を川上から川下まで拡張し、農作物・食品の生産・流通・消費・輸出に至るまでの様々なデータを収集・活用することを通じて、国内外の市場や消費者のニーズに機動的に対応するスマートフードチェーンシステムの構築を推進することにより、生産・需要のマッチング、流通・販売段階における品質管理の向上や生産・加工等の段階におけるGAP⁴⁸やHACCP⁴⁹への対応強化を図る。また、港湾においてITを活用し産地と連携した農水産品の輸出拠点機能の強化を図る。

さらに、WAGRIを活用しつつ、最先端技術を生産現場に導入・実証することにより、農業の担い手がデータを活用したスマート農業を実践する社会を早期に実現する。

（４） サイバーポートによる港湾の生産性革命

我が国貿易の99%以上（重量ベース）を取り扱う重要な役割を担う港湾において、これまでの各港湾や主体ごとに委ねられていた個別最適な情報化の取組を、国レベルで促進し、発展させる情報公共インフラとして、「港湾関連データ連携基盤」の令和2年までの社会実装に向けた構築の取組を加速する。

港湾関連データ連携基盤を核に、港湾を取り巻く様々な情報が有機的につながる事業環境である「サイバーポート」を実現することで、我が国の港湾の生産性

⁴⁸ GAP（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）とは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと（農林水産省HPより）。

⁴⁹ HACCPとは、原材料の受入れから最終製品までの各工程に、微生物による汚染、金属の混入などの危害要因を分析（Hazard Analysis）した上で、危害の防止につながる特に重要な工程（Critical Control Point）を継続的に監視・記録する工程管理システム（農林水産省HPより）。

を飛躍的に向上させる。最先端のAI技術等と集約されたビッグデータを活用した港湾物流の生産性向上や、利用者目線に立った港湾行政の効率化及び災害対応力の向上を、各港湾が推進することにより、我が国港湾全体の国際競争力向上を図る。

① 港湾関連データ連携基盤を核とした港湾の事業環境（サイバーポート）の実現

全国の物流事業者や港湾管理者が保有する、港湾情報や貿易手続情報の連携や利活用により港湾物流の生産性向上等を実現する港湾関連データ連携基盤の令和2年までの構築に向けて、港湾の電子化（サイバーポート）推進委員会で構築後の運営方針も見据えた検討を行う。

当該連携基盤は、港湾物流情報に関して事業者間で現在行われている多様な連携を電子的に行える「全員参加型」の基盤として構築を進めるとともに、今後技術開発や普及が進むと考えられるIoT機器からの情報など、港湾物流の生産性向上に不可欠な情報も含め、秘匿性やセキュリティを確保しつつ連携を実現する。さらに、港湾管理行政領域及び港湾インフラ領域への拡張及び連携を視野に検討を進めることにより、我が国港湾全体を電子化し、港湾関連データ連携基盤を核に、関係する各種情報が有機的に連携した港湾事業環境であるサイバーポートを実現する。

② 世界最高水準の生産性を有するAIターミナルの実現

コンテナ船の大型化に伴いコンテナの荷役時間が増加するとともに、ターミナル内作業量の変動やゲート処理に伴う車両の滞留により、コンテナターミナル周辺における渋滞が深刻化している。

そこで、今後構築予定の港湾関連データ連携基盤の活用を見据え、AI等により各種ビッグデータを分析し、①コンテナ蔵置場所の最適化、②熟練技能者の暗黙知の継承、③荷役機械の遠隔操作化・自動化、④コンテナダメージチェックの効率化等に取り組み、世界最高水準の生産性と良好な労働環境を有するAIターミナルを実現する。これにより、令和5年度中に、コンテナ船の大型化に際してもその運航スケジュールを遵守した上で、外来トレーラーのゲート前待機をほぼ解消することを目指す。

4 社会全体のデジタル化に向けた課題

(1) 国民・利用者側に残る不安（需要サイド）

① 格差が拡大することへの不安

デジタル化は、安心安全で豊かな社会実現の手段であって、全ての国民・利用者が受益者となることが求められる。我が国のデジタル・インフラは世界最高水準にあり、それはインターネット利用率の高さや通信速度の品質となって現れている。

このように、ネットへのアクセス確保という側面では、デジタルデバイドの解消は進んだ。メール送受信や情報検索から始まったインターネット利用は、リアルな商取引や行政手続の電子化という形で、そのカバーエリアは広がりを見せている。

他方、あらゆるサービスや行政手続がネット経由となり取り残されるのではという不安を抱く利用者層は高齢者を中心に多数に上る。また、デジタル化の果実が特定の企業・ユーザーに集中し、経済的に取り残されてしまうのではと懸念する個人が多いのも事実である。さらには、AI普及等によって自分の仕事が奪われるのではという不安の声があるのも事実である。

これからのデジタル弱者対策は、単にネット環境を整備することにとどまらず、ネット利用によっていかに生活が便利になり豊かになるかということを実感できるものへと深化させていかなくてはならない。

② データを利活用する企業への懐疑心⁵⁰

増加を続ける電子商取引において、ネットサービスの提供事業者は個人の購買履歴データを蓄積している。スマートフォンの普及により、電子商取引も裾野を広げた。それ以上に顕著に拡大したのが、個人主体のSNSを通じた情報発信や動画配信サービスの利用によって生じたトラヒックである。今や、個人ユーザーは、ネット上のデータ創出の主役となっている。

SNS事業者も、膨大な情報を入手できるようになった。ユーザー発信情報についてAI等で分析を行い、個人の趣向や人物像のモデル化を機械的に進める。その結果、ユーザーにはプッシュ形式でサービス情報が届き、無意識のうちに望ましいサービス等を利用する機会を得るようになった。

こうした利便性と引き換えに、個人ユーザーは、自らのデータについて、誰がどうデータを保持・利用しているかという不安にも陥るようになっている。

⁵⁰ 総務省「安心・安全なデータ流通・利活用に関する調査研究」（平成29年）によれば、パーソナルデータの提供について「不安を感じる」という回答の割合は84.1%であった。

さらに、直接サービスの提供を受けた事業者に限らず、当該事業者とデータを共有している二次事業者からのプッシュ情報もあり、合法的な同意プロセスを経たとしても、情報管理体制へのユーザーの懸念は少なからず残る。逐次の同意手続の煩雑さやわかりにくさから、利用者はいわゆる「同意疲れ」にも直面している。

今や音声AI端末が家庭への普及フェーズにあり、それに連動するIoTセンサー機器が普及していけば、個々人に紐づく生活データはますます増加することとなる。個々人が、どの事業者にデータ活用を許可したか、事業者間でどのようなデータ共有がなされているかを把握することは、より困難となろうとしている。

(2) デジタル技術を用いたサービスを提供する側の不安（供給サイド）

① データの寡占化

前述のとおり、個人は検索・SNS・オンライン取引を通じて大量の履歴データを創出している。一方、オンラインサービスを提供する企業は、そうしたデータを収集・蓄積し、AIを活用してターゲットを絞った販売活動、更に上流工程に遡った生産活動の効率化等を行うことができる。こうした経済的な便益をもたらすデータは、「21世紀の石油⁵¹」としばしば呼ばれる。

石油とデータは、ともに目的意識をもって加工することで初めて富の源泉となるという共通点を有する。石油は原油からの精製を行わなければ燃料として活用することは不可能である。同様に、データは市場・顧客動向の判定といった活用方法が分からなければ埋蔵資源に終わる。

両者は、経済資源として性格を異にする。石油を費消していくことで原油埋蔵量は減少から枯渇に至るものだが、デジタルデータは複製と複数者の同時利用が可能であり、費消しても減少することはなく日々新たなデータが創出され続けている。また、データは、製品・サービスの利用者数に応じてその価値が高まるというネットワーク効果が働き、その利用に当たっての地理的制約もない。その結果、いち早く世界展開に成功したデータ保有企業による寡占化が生じやすい。

ネットサービスの新規参入者は、デジタル技術を最大限活用して、新たな製品の活用や革新的なサービスの提供につなげる「エコシステム」の確立を迫られる。その近道として、億単位の顧客基盤を有するグローバル寡占企業とのデータ連携に応じ、より一層のデータの寡占化が進む傾向にある。

⁵¹ WORLD ECONOMIC FORUM「Our Shared Digital Future Building an Inclusive, Trustworthy and Sustainable Digital Society」(December 2018)では、データについて、「Data is the new oil/gold/currency(capital)」と表現している。

② 顧客・ユーザーのデータを守れるか⁵²

学生時代からインターネットやパソコンに慣れ親しんできたデジタルネイティブやミレニアル世代といわれる年代層が、30歳台から40歳台となり、働き手として社会の中核を占めるようになってきている。例えば、IoT機器は企業における生産活動だけでなく、個人の移動時や家庭内でのセンサー情報の収集・分析に違和感なく受容され、通信トラフィックのボリュームは、ヒト・ヒト間から機器・機器間が主役になっていく時代になろうとしている。

このようにデジタル技術が社会の隅々に浸透していけば、サイバー攻撃による重要インフラのシステムダウンのほか、サービス提供事業者における人為的ミスによるデータ流出や、送信元のなりすまし、データの改ざんなどのリスクが高まる。攻撃の主体、被害の範囲ともに国内に限定されず、事業者単独での対策に限界がある場合も想定される。サイバーセキュリティをコストと捉えるのではなく、サービスと不可分な公共財と位置付けた取組が求められる。

サービス提供側において、顧客たる企業の情報やパーソナル情報の漏洩^{えい}が生じたり、AIを活用して過度なプロファイリングを行ったりすれば、いわゆる「テック・ラッシュ（テクノロジー企業への逆襲）」といわれる顧客からのしっぺ返しを受けることとなる。サイバーセキュリティからAI技術、さらにはデータ管理やAI活用の倫理規程の策定など、広範なデータ保護対策が求められる。

⁵² 総務省「安心・安全なデータ流通・利活用に関する調査研究」（平成29年）によれば、企業における個人データの取扱い・利活用における課題・障壁は、「個人データの管理に伴うインシデントリスク・社会的責任の大きさ」と回答した割合が最も高く、特に日本企業は他国と比べても当該の課題に対してセンシティブである。

III. 我が国社会全体を通じたデジタル・ガバメント

デジタル技術の徹底活用と、官民協働を軸として、全体最適を妨げる行政機関の縦割りや、国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直すことにより、行政の在り方そのものを変革していくこと、すなわち、デジタル社会に対応したデジタル・ガバメントの実現が、我が国が抱える社会課題を解決し、経済成長を実現するためのカギとなる。

このため、国・地方公共団体・民間が密接に連携して、「デジタル・ガバメント実行計画」（平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、我が国社会全体を通じたデジタル・ガバメントを推進する。

1 デジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革

令和元年5月24日に成立したデジタル手続法において、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル化3原則⁵³（デジタルファースト、ワンスオンリー及びコネクテッド・ワンストップ）が基本原則として明確化され、我が国の行政は大きな転換期にある。行政の在り方の原則を紙からデジタルに転換することで、単に過去の延長線上で今の行政をデジタル化するのではなく、デジタルを前提とした時代の新たな社会基盤の構築の契機となることが求められる。

また、先進国はもちろん、新興国においてもデジタル化を成長のエンジンと位置付け、取組を加速化させている中、少子高齢化、人口減少をはじめとする社会課題に対するデジタル技術を徹底的に活用した解決策を見出し、次の時代に承継できる社会基盤として築くことは、世界に先駆けた取組であり、大きな意義を持つ⁵⁴。

こうした考え方の下、まず、手続のオンライン原則化、添付書類の撤廃及びワンストップサービスの推進に取り組むことにより、「すぐ使えて」、「簡単で」、「便利な」行政サービスの実現を目指す。

⁵³ デジタル化の基本原則は、次の3つと定義している。①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結。②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする。③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現。

⁵⁴ 「G20ブエノスアイレス首脳宣言—公正で持続可能な発展のためのコンセンサスの構築—」（平成30年11月30日・12月1日）では、「革新的な成長及び生産性のためのデジタル化及び新興技術の恩恵を最大化すべく、我々は、零細・中小企業及び起業家を後押しし、ジェンダーに基づくデジタル・デバイドを埋めてデジタル包摂性を更に増進し、消費者保護を支援し、デジタル・ガバメント、デジタル・インフラ、及びデジタル経済の計測を改善するための措置を促進する。我々は、情報通信技術（ICT）の利用における安全の問題に対処することの重要性を再認識する。」との宣言が採択されている。

(1) デジタル手続法に基づく情報システム整備計画の作成等

行政手続のオンライン化や添付書面等の撤廃等を実現するため、デジタル手続法の政省令及び同法に基づく情報システム整備計画を、年内を目途に作成する⁵⁵。

情報システム整備計画には、国及び地方公共団体の行政手続のオンライン化、本人確認や手数料支払いのオンライン化（オンライン手続時の手数料の減額などの優遇措置の検討を含む。）、添付書類の撤廃を可能とする情報連携、既存のインフラを活用した情報システムの共用化、データの標準化やAPIの整備、セキュリティ対策や個人情報の保護などの安全性及び信頼性を確保するための措置、デジタルデバイス対策、国民等への周知・広報等に係る事項を盛り込む。情報システム整備計画に基づき取組を進めるに当たっては、利用者の負担軽減及び行政運営の効率化並びにオンライン利用率等のKPIを設定してその取組状況を毎年フォローアップする。

なお、情報システムの整備に当たっては、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」などの行政のデジタル化を推進するための基盤となるガイドライン群に則して実施することとし、毎年度末までに、その状況を公表する。

加えて、取組を進めるに当たり、デジタル化すること自体を目的とするのではなく、デジタル化を通じて国民・企業の利便性の向上、行政の効率化を図ることを目的として、従来の業務の進め方や慣習に縛られずに、BPRを徹底し、利用者目線に立った行政サービスを実現するとともに、限られた行政資源を人でしか対応できない業務に集中投資することに留意する。

(2) 個人のライフイベントに係る手続の自動化・ワンストップ化

子育て世帯の負担軽減は我が国喫緊の問題であり、「子育て」については、手続に係る負担軽減や利便性向上のため、例えば、予防接種や児童手当、保険、家事サービスなどの妊娠から就学前までの官民の様々なサービスが最適なタイミングで案内され、ボタン一つで申請できるサービスの実現に向け、本年度内に民間サービス・自治体システム・マイナポータルなどのシステム・情報連携のために必要となるサービス・アーキテクチャーの設計、個別行政手続の見直しを行い、ロードマップを策定する。これを踏まえ、来年度に一部地方公共団体において開始し、令和5年度からの全国展開を目指す。

また、このほか多くの国民の生活に大きな影響のある個人向け行政手続等のワンストップ化の実現を図るため、

⁵⁵ デジタル手続法による改正後の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第4条では、「政府は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る国の行政機関等の情報システム・・・の整備を総合的かつ計画的に実施するため、情報システムの整備に関する計画・・・を作成しなければならない。」とされている。また、同法第5条では、「国の行政機関等は、情報システム整備計画に従って情報システムを整備しなければならない。」とされている。

- －「引越し」については、本年度に、引越しポータルサイトから手続申請（地方公共団体の手続についてはマイナポータルを経由）を行うサービスについて地方公共団体や民間事業者等の協力の下、実証実験を行い、地方公共団体等による導入を促進するためのガイドライン等を取りまとめ、順次サービスを開始する。また、来年度から多くの地方公共団体や民間事業者等での導入や民間手続の更なる拡大を図り、本格展開を進める。
- －「死亡・相続」については、本年度に、地方公共団体における遺族が行う死亡関連手続の総合窓口の導入を支援する仕組みについて実証実験を行い、総合窓口導入に向けたガイドライン等を取りまとめ、地方公共団体の窓口におけるワンストップサービス開始を促す。また、本年度から、遺族が行う行政手続の見直しや生前情報の電子的な継承の仕組みの検討に着手し、令和3年度以降、オンラインで必要な手続が完結する仕組みを実現する。
- －「介護」については、要介護者本人や代理人による申請負担軽減を図るサービスを昨年度から開始したところであり、本年度以降、電子申請に係る地方公共団体の業務効率化に関する取組等により、多くの地方公共団体での導入促進を図るとともに、地方公共団体に対する電子申請における申請様式の提示等、地方公共団体や事業者等の負担が軽減されるよう更なる取組について本年度中に検討し、順次実施する。
- －「自動車」については、本年5月に開始した軽自動車保有関係手続ワンストップの更なる拡大方策を本年度中に取りまとめ、早期に実現するとともに、引越しワンストップサービス等との連携の在り方やICカード化した自動車検査証の空き容量の民間活用について検討し、本年度中に一定の方向性を得る。

（3） 企業が行う従業員の社会保険・税手続のワンストップ化・新しい提出方法の実現

企業の生産性向上の観点から、従業員に関する社会保険・税手続を電子化・簡便化することが重要である。

従業員のライフイベントに伴い企業が行う社会保険・税手続について、マイナポータルのAPIを活用したオンライン・ワンストップ化を令和2年11月頃から開始し、順次、対象手続を拡大する。また、社会保険労務士の電子署名等が必要な手続についても令和2年度中にマイナポータルから行えるようにする。

社会保険・税手続の新たな方法として、金融機関に係る法定調書の提出に関して、クラウドサービス等を活用した企業保有情報の新しい提出方法に係るシステムの利用を令和3年度以降開始し、事業者の事務作業の負担を軽減する。また、国民・事業者の負担軽減が見込まれるその他の手続についても、令和4年度以降の対象拡大に向けて検討し、来年度中に結論を得る。さらに、年金関係をはじめ、

行政機関等から事業者への処分通知等について、電子化の課題や方策等を検討し、令和3年度以降の順次対応を目指すとともに、活用拡大を検討する。

これらの取組により、企業の負担を軽減し、生産性の向上に寄与する。

(4) 運転免許業務及び警察情報管理システムの合理化・高度化

運転免許証は、国民生活に密着したライセンスとして広く普及しており、運転免許証の交付、更新などの手続に関しては、より一層国民の利便性向上や負担軽減が求められている。また、運転免許の管理等を行う運転者管理システム⁵⁶をはじめとする警察情報管理システム⁵⁷については、警察庁及び都道府県警察が個別にシステム整備を行っており、同じ仕組みを複数構築運用するなど整備・維持に係るコストの増大などの課題がある。

これらの課題を解決するため、警察庁が警察庁及び都道府県警察が活用する共通基盤を整備し、他のシステムとの連携も含めた警察情報管理システム全体の合理化・高度化に取り組む。具体的には、令和元年度に現行システムに係る現状調査、BPRの検討を行い、令和2年度から新システムの構築を行う。令和4年度以降順次、警察庁及び都道府県警察のシステムを移行する。

これにより、システムの機能の合理化・高度化による国民の利便性向上や負担軽減を図るとともに、行政手続の処理の効率化や警察情報管理システムの整備・維持に係るコストの大幅な削減に取り組む。

⁵⁶ 全国の運転者に関する情報（運転免許に関する情報等）を管理し、都道府県警察による運転免許に関する登録及び照会対応や各種統計の作成等の業務において利用するため、警察庁及び各都道府県警察においてそれぞれ整備されているシステムのこと。

⁵⁷ 第一線警察活動の支援、犯罪捜査活動の支援、迅速な警察行政への貢献、関係機関との連携の円滑化等様々な警察活動を支えるため、警察庁及び各都道府県警察においてそれぞれ整備されているシステムのこと。具体的には、運転者管理システム（上記注釈参照）や犯罪捜査等に必要となる情報の迅速な活用のための全国的情報処理センター用電子計算機等がある。

2 デジタル・ガバメントの実現を支える環境整備

クラウドを前提とした構造への転換、データの標準化、情報システム間の情報連携、インターネット接続口の集約などの統一的なセキュリティの確保、最新技術の柔軟な活用など、現在の政府情報システムが抱える課題を念頭に置きつつ、デジタル社会における政府情報システムのあるべき姿の実現に向け、従来の府省縦割りを転換し、府省横断的視点での取組を進める。

(1) 政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化

行政のデジタル化の目的は、単に紙をデジタルに置き換えることではなく、BPRを進めつつ、デジタル技術を前提とした政策手法の改革や行政サービスの質の向上を図ることにある。これを実現するためには、政府情報システムの一層の改革を進め、データの標準化、情報システム間の互換性、スムーズな情報連携、高度なセキュリティ対応等の確保を、政府として統一性を確保しつつ効率的に実現していくことが必要となる。

そのため、統一的な政府情報システムの将来的な在り方（グランドデザイン）に基づく横断的かつBPRを意識したサービス視点での政府情報システムの整備・運用を実現する観点から、政府情報システムの統一的管理のための従来の取組を抜本的に強化する必要がある。

具体的には、政府情報システムについて、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室（以下「IT総合戦略室」という。）の下、サービス視点のBPRを意識した、予算要求前から執行の段階まで年間を通じたプロジェクト管理を本年度から一部開始し、順次拡大を図るとともに、クラウドサービス等を活用し、政府全体で共通的に利用するシステム、基盤、機能等（デジタルインフラ）の構築・利用を進めるため、来年度からデジタルインフラの整備及び運用に係る予算の一括要求・一括計上を順次開始する。また、政府情報システムの調達において、機動的かつ効率的、効果的なシステム整備に資するよう、契約締結前に、複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする調達・契約方法を、来年度から試行的に開始する。

こうした取組を通じて、政府情報システムのクラウド化、重複機能の共通化、保守性の高い情報システムへの刷新等を進めることにより、令和2年度時点での運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費を、令和7年度までに3割削減することを目指す。

(2) クラウドをはじめとした先進技術の更なる活用

各府省は、政府情報システムについて、コスト削減、柔軟なリソース配分等を図るため、システム更改を契機として、取り扱う情報の特性、セキュリティ水準

等を踏まえつつ、クラウド・バイ・デフォルト原則、すなわち、クラウドサービスの利用を第一候補として、情報システムを導入する。IT総合戦略室は、クラウドサービスの安全性評価制度⁵⁸の進捗を踏まえ、今年度内にガイドラインの見直しを行う。

官民双方が一層安全・安心にクラウドサービスを採用し、継続的に利用していくため、クラウドサービスの安全性評価制度について、来年秋の全政府機関等での利用開始に向け、本年度中に実証を行いつつ、評価基準や制度の整備を行う。

また、行政サービスの質の向上や業務の効率化に向け、国の行政機関において、国民・企業等に大きな影響を持つ分野を中心に、BPRを実施した上で、AI・RPA⁵⁹等の活用により効果が見込まれる審査、調査、問合せ対応等の業務から優先的にその導入を推進する。「デジタル・ガバメント実行計画」において基本的な考え方の整理と優先的に取り組むべき業務の明確化を行った上で、各府省は「各府省デジタル・ガバメント中長期計画」において優先的に取り組むべき業務の具体的な進め方を明確化する。

(3) マイナンバーカードの普及、利活用の推進等

国民がマイナンバー制度のメリットをより実感できるデジタル社会を早期に実現するため、マイナンバーカードの普及、その利活用を強力に促進するとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用を図る⁶⁰。

消費税率引き上げの際の消費活性化策として来年度に予定されているマイナンバーカードを活用した自治体ポイントの実施に向けて、基本的な制度設計の検討を加速し、結論を得次第、順次広報を行うなど、利用環境の整備等を着実に進める。

マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みは、診療時における確実な本人確認と保険資格確認を可能とし、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上等に資するものであり、令和3年3月から本格運用する。これに、全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、令和4年度中におおむね全ての医療機関での導入を目指し、医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備を十分に支援する。これとあわせ、保険者ごとに被保険者の具体的なマイナンバーカード取得促進策を速やかに策定するとともに、国家公務員や地方公務員等に

⁵⁸ 総務省と経済産業省は、官民双方が一層安全・安心にクラウドサービスを採用し、継続的に利用していくため、「クラウドサービスの安全性評価に関する検討会」を開催し、適切なセキュリティを満たすクラウドサービスを政府が導入するために必要な評価方法について検討を行っており、平成31年3月に「クラウドサービスの安全性評価に関する検討会 中間とりまとめ（案）」を示している。

⁵⁹ Robotic Process Automationの略。AIなどの技術を用いて、業務効率化・自動処理を行うこと。

⁶⁰ 「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント関係会議決定）に基づく。

よる本年度中のマイナンバーカードの取得を推進する。

安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、国は市町村ごとのマイナンバーカードの交付円滑化計画の策定の推進と定期的なフォローアップを行うとともに必要な支援を行うなど、マイナンバーカードの普及を強力に推進する。あわせて、マイナンバーカードの利便性向上・利活用シーンの拡大を更に推進する。

また、デジタル・ガバメントの早期実現に向け、マイナンバー制度等の既存インフラを最大限活用し、既に行政が保有している情報について添付書類の提出を一括して撤廃するとともに、戸籍事務、罹災証明事務などの業務へのマイナンバー制度の利活用の拡大を進める。

(4) 法人デジタルプラットフォームの構築

法人情報に関するデータ連携を円滑に進めるため、行政機関の長、地方公共団体の機関及び独立行政法人等は、法人からの申請受付時のフォームに法人番号入力欄を原則設けるとともに、行政手続デジタル化を徹底し、申請情報を機械判読可能なデータとして取得し、法人に関する情報のデジタル化を進める。また、法人インフォメーションへのデータ掲載を円滑に進めるため、各府省は、法人に関する情報を集約する際には、共通語彙基盤や文字情報基盤などのデータ標準の利用を図る。

GビズID（法人共通認証基盤⁶¹）を令和元年度に試行、令和2年度から政府全体で活用できる環境を目指す。また、GビズID（法人共通認証基盤）を活用した補助金申請や産業保安関係法令手続などの主要な行政手続の簡素化・デジタル化について、令和元年度中にシステム化に着手し、政府全体で活用できるシステムについては令和2年度から横展開に向け取り組む。

官民におけるデータ交換の仕組みについての検討を進め、令和元年度に法人データ交換基盤を試行的に構築し、令和2年度以降に官民で活用できる環境を目指す。

利活用ニーズに即した形で法人インフォメーションのデータを拡充していくとともに、政府情報システム等とのAPI連携を推進する。

これらの取組を通じて法人に関する情報のデジタル化を進め、行政サービスにおけるワンスオンリーなどのサービス向上や政策効果の分析等への活用、官民でのデータ連携を通じた事業者による事業創出を後押しする。

⁶¹ 法人版マイナンバーである法人番号を活用し、一つのID/パスワードで複数の行政サービスにアクセスでき、ワンスオンリーが可能となる認証システム。補助金申請や産業保安関係法令手続等の主要な行政手続の簡素化・デジタル化に活用されることが期待されている。

3 地方公共団体のデジタル化

社会全体のデジタル化の推進には、住民に身近な行政サービスを提供する地方公共団体に対する手順のオンライン化の加速をはじめ、地方公共団体のデジタル化が急務である。また、デジタル化に当たっては、サービスのフロント部分だけでなく、バックオフィスも含め、エンドツーエンドでIT化・BPRを徹底し、住民の利便性向上と行政の効率化を図るとともに、地方創生をはじめとした地域の諸課題の解決に資するものとなることが期待される。

官民データ基本法⁶²において都道府県に策定義務、市町村（特別区を含む。）に策定努力義務が課された地方公共団体の官民データ活用推進計画の仕組みを活用するなど、地方公共団体のデジタル化を計画的に推進する。

（１） 地方公共団体と住民とのインターフェースのデジタル化の推進

地方公共団体は、住民に身近な行政サービスを提供する役割を担っており、住民と地方公共団体が接するインターフェース部分のデジタル化は、国民の利便性向上という観点から優先して行う必要がある。

インターフェース部分のデジタル化を進める上で重要なのは、住民の本人確認を電子的に行うことである。マイナンバーカードは、国がその普及を進め、市町村長による確かな本人確認を経て発行される最高位の公的な本人確認のツールであり、この普及拡大が社会全体のデジタル化のカギを握っていることから、国も地方公共団体も、マイナンバーカードの普及に全力を挙げて取り組む。

一方、手順の受け手である地方公共団体は、これまでも行政手順のオンライン化の取組を進めてきたものの、平成31年4月時点で、行政手順のオンライン利用が可能なシステムが整備されていない団体が260団体となっている。今後、原則として、全ての市町村について、マイナポータル⁶³の電子申請受付機能の活用やシステムの共同利用を含めて、行政手順のオンライン化のための情報基盤を可能な限り早急に整備することを目指す。

そのためにも、国が国民とのインターフェースとして整備したマイナポータル⁶³の電子申請受付機能を活用し、個人が申請する行政手順の大部分がマイナポータルを通じて電子申請可能とすることができるよう、内閣官房と関係省庁が連携して、全国の地方公共団体が計画的にマイナポータルに手順の登録等を行えるよう支援する。これまで実施してきた子育て分野、介護分野及び被災者支援分野における取組を参考にしながら、令和元年度は、引越し（転入・転出、転居）分野についてガイドラインを作成する。

⁶² 官民データ基本法第9条（都道府県官民データ活用推進計画等）。

(2) 地方公共団体におけるシステム等の共同利用の推進

地方公共団体のデジタル化は、単なる行政手続のオンライン化にとどまらず、行政サービスに係る受付・審査・決裁・書類の保存業務といったバックオフィスを含む一連の業務を、エンドツーエンドで、デジタルで処理をすることを可能とするものでなければならない。

これにより、業務を自動化して、職員の事務作業を軽減し、捻出した時間・人材・財源を、国民に寄り添う良質なサービスの提供に充てることが可能となる。

現段階においても、デジタル技術を積極的に活用して先進的な取組を行っている地方公共団体があるものの、デジタル化の取組が進んでいない団体も数多く存在する。このような状況の中で、我が国の地方公共団体全体のデジタル化を進めるためには、地方公共団体のデジタル化を支えるシステム等を個別に構築することは非効率であることから、今後は、地方公共団体におけるシステム等の共同利用を推進していくべきである。

地方公共団体のシステム等の共同利用については、これまでも、業務プロセスの共通化・標準化に加え、コスト削減や情報セキュリティ水準の向上といった効果が期待できる複数団体による共同でのクラウド化を行う自治体クラウドの導入等を推進しており、令和5年度末までに自治体におけるクラウド導入団体数を約1,600団体（うち自治体クラウド導入団体数は約1,100団体）とすることを目標としている。このため、地方公共団体のシステムについて、カスタマイズを抑制しつつ、各団体のシステム更新時期を踏まえた個別団体への助言を含む支援策により、自治体クラウドの広域化や大規模団体のクラウド化を計画的に推進する。

また、地方公共団体における情報システムに係る運用コスト等については、令和5年度を目途に3割削減（平成27年度比。ただし、新規業務への対応やセキュリティ対策に要する経費等の影響を除く。）を目指すこととする。

更なるシステム等の共同利用の方策として、例えば、国がシステム等のプラットフォームを作り地方公共団体が利用する方法や、行政分野ごとに全国共通の標準仕様書を作成し、地方公共団体はシステム等の更新時期に合わせて標準仕様書に準拠したシステム等を導入する方法、地方公共団体が共同利用することを前提として開発した優良なシステム等を横展開していく方法等が考えられる。

特にAIやRPAについては地方公共団体の業務を改善する有力なツールであり、限られた経営資源の中で持続可能な行政サービスを提供し続けていくために今後積極的に活用すべきものである。AI等を活用したシステム等を導入するに当たっては、少数の地方公共団体がそれぞれの分野でバラバラに開発するのではなく、当初から多くの地方公共団体を巻き込み、地方公共団体が共同利用する前提で開発することが有効である。そのため、設計段階から複数の地方公共団体が参加し、

開発者が複数の地方公共団体に対し、データを活用したシステム等を提案可能とし、地方公共団体がシステム等を共同利用することを容易にする場（自治体ピッチ）を令和元年中に設ける。

システム等の共同利用を実現していく上では業務プロセス等の標準化、既存システムとの整合性の取り方及び合意形成の方法等に課題があるところであり、地方公共団体の意見を聞きながら、実現可能なところから、国が関係するシステム等の場合にはデジタル手続法に基づく情報システム整備計画に位置付けて、着手していく。

（３） 地方公共団体のデジタル化に向けた地方公共団体の官民データ活用推進計画策定の推進

平成28年12月に議員立法により官民データ基本法が公布・施行され、都道府県は官民データ活用推進計画の策定義務が、市町村は官民データ活用推進計画の策定努力義務が課せられている。国は、同年10月に地方公共団体の官民データ活用推進計画の策定の手引を公表し、当該手引き等を踏まえ、地方公共団体は計画策定に取り組み、平成31年3月現在で、22都道府県、74市町村が計画を策定している。

地方公共団体のデジタル化を計画的に進めていくため、地方公共団体の官民データ活用推進計画を地方公共団体のデジタル化の総合戦略と位置付けることとし、地方公共団体におけるBPRを前提として、デジタル化の状況の見える化を進め、官民データ活用推進計画に位置付けられた施策に対し国が積極的に支援すること等により各地方公共団体の取組を促し、令和2年度までに、全ての都道府県において計画策定することを目指す。

具体的には、地方公共団体が処理する事務において、エンドツーエンドで、可能な限り人手を介さず、官民データを利用して処理している事務の割合を把握すること等により、地方公共団体における官民データの活用度を把握できるような仕組みを令和元年度中に開発する。

また、現在、国が提供している手引に対し、取り組むハードルが高いと感じている市町村が多く存在することから、計画策定や取組の負担を軽減するため、最低限取り組むべきことを記載した、簡略化された計画のひな形を令和元年中に提示する。さらに、令和2年度以降、地方公共団体のデジタル化のために国が地方公共団体に対し財政支援する場合は、地方公共団体の官民データ活用推進計画に位置付けられた施策を対象とすることとする。

4 デジタル・ガバメントに対応した民間取組の支援

デジタル社会においては、多様な主体がデジタル技術を介して協働することが可能となる。行政サービスや行政データが民間を含めた多様な主体と連携することによって、社会課題の解決や国民の利便性向上につながるとともに、サービス同士の融合による新たなイノベーションの創出が期待される。

このため、API整備をはじめとしたデータ活用のインターフェースを整備するとともに、民間取引のデジタル化、民間が抱えるレガシーシステムの刷新など、デジタルトランスフォーメーションの取組を後押しする。

(1) API整備の推進

民間サービスまで含めたワンストップサービスの実現など、官民連携の実現に当たっては、API整備を進めることが重要である。情報セキュリティを確保しつつ、開発者・利用者にとって利便性の高い形でAPIを公開し、特に、民間事業者が提供するサービスを活用して、行政手続のしやすさを改善することを可能とする環境整備を行うこととし、そのために、システム連携やデータ連携を行う際には、「API導入実践ガイドブック」⁶³等に準拠したAPI導入を原則とする。また、APIで利用可能なデータの正確性や最新性が不足するとAPIの生み出す価値を享受することが困難になる。データの正確性や最新性も含めたデータ品質を確保する仕組みの検討を行う。

(2) 官民協働による手続コスト削減

デジタル技術を用いることにより、従来、書面・対面で行っていた取引を単に代替し、事務効率化や利便性向上を図るにとどまらず、生産性と品質の向上、セキュリティ強化、新サービスの創出へとつながっていくことが期待されている。

デジタル手続法の規定を踏まえ、行政に対する申請のみならず、法律により民間同士の取引の際に書面・対面での説明等を求めている手続についても、消費者保護等の政策目的とのバランスを勘案しつつ、デジタル技術を活用した手続の簡素化を検討し、その結果をデジタル・ガバメント実行計画に基づき策定された各府省中長期計画に反映する。

一方、法令上、オンライン手続が認められている場合においても、押印を求める社会慣習などによって、デジタル化が進んでいない場面もある。このため、先端技術を活用して書面・対面なしで取引を完結させている取組を取りまとめた事例集も活用しつつ、民間事業者の取組を促す。

⁶³ 「API導入実践ガイドブック」（平成31年3月28日）は、API利用者の利便性の向上及びAPIの利用促進を図るため、政府機関がAPIを提供する際に考慮すべき事項や留意点を記している。

(3) 民間部門のデジタルトランスフォーメーションの促進

デジタル時代のビジネスにおいては、サービスやオペレーションを管理するシステムのスピードや柔軟性又はセキュリティ対応の差が競争力を決定する要因の一つとなり、企業の経営改革、レガシーシステムからの脱却等を促進し、貴重なIT人材や資金をより先端的な分野に振り向けていくことが求められる⁶⁴。また、少子高齢化が進展する中、水道などの社会インフラ部門においても、デジタル化による効率化やベテラン人材の不足などの課題解決が求められる。

このため、企業におけるデジタルガバナンスの実施状況を客観的に評価するための基準である「デジタルガバナンス・コード」の策定や、当該評価結果に基づき格付けを行う「DX格付制度」創設等について、各々の事業の性格や社会的な影響にも留意し、法律上の措置も含めて検討を行い、本年度中に結論を得る。あわせて、ITベンダー事業者とユーザー事業者の間の協力関係の下で、効率的かつ競争力の高いシステム開発を行い、円滑なデジタルトランスフォーメーションを進められるよう、本年度中にITベンダー事業者とユーザー事業間の望ましい契約の在り方を整理し契約モデルを策定する。

また、社会インフラにおけるデータ利活用やレガシーシステムの刷新コストの低減、業務コスト効率化のため、非競争領域における共通システム化を促進する。具体的には、本年度中に民間ニーズの把握から利害関係者間の調整、技術的支援までを行いつつ、システムの共通化等を進めることができる専門家をプールし、デジタル化による効率化を進める業界等を支援する機能・体制を構築する。

⁶⁴ 「DXレポート ～ITシステム「2025年の崖」の克服とDXの本格的な展開～」(平成30年9月7日デジタルトランスフォーメーションに向けた研究会)によれば、日本の約8割の企業が複雑化・ブラックボックス化したレガシーシステムを抱えており、そうしたシステムの保守・運用にIT人材・資金を割かれていると指摘されている。

IV. 国民生活で便益を実感できるデータ利活用

スマートフォンやタブレットの普及、ネットワークの高度化、センサー等の発達によるIoTの実現等により、データの流通量は大幅に拡大している。デジタル時代の競争力の源泉であり「21世紀の石油」と呼ばれているデータを最大限活用し、我が国が直面する社会課題の解決を図るためには、官民が広く良質なデータを活用できる環境を整備する必要がある、政府においては、個人や法人の権利利益の保護を図りつつ、国内におけるデータ流通を円滑化させるための制度整備が進められている。

1 データの安全・安心・品質の確保を前提とした国際データ流通網等の実現

世界各国におけるデータ管理に関するルール整備の状況や、企業等において国際的なデータ移転が進んでいる現状を踏まえ、国内はもとより国際的なデータの移転について、自由かつ公平なルールを基本としつつ、個人及び法人の権利利益や国の安全等が損なわれることのないように最善を尽くさなければならない。以下は、「IT政策大綱」⁶⁵にのっとり、個人に関するデータや重要産業のオペレーションデータ等について、透明性の高いルールの下、個人情報保護の保護やセキュリティを確保しつつ、国際的なデータ流通環境を構築するために講ずべき措置である。

(1) 国際的なデータ流通の枠組みの構築

プライバシーやセキュリティ、知的財産権に関する信頼を確保しながら、国際的に自由なデータ流通の促進を目指す「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」のコンセプトの実現を図るため、日本が議長国を務めるG20などの場を活用し、各国の共通認識を醸成する⁶⁶。

また、日EU間の相互の個人データ移転枠組みや、APECの越境プライバシールール（CBPR）⁶⁷を推進してきた立場から、国際会議や二国間の枠組みを活用し、個人情報保護ルールの相互運用を実現するための各国の個人情報保護当局間の対話を進める。

(2) 個人情報の安全性確保

個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報

⁶⁵ 「IT政策大綱」第2章【1つめの柱】①～③参照。

⁶⁶ DFFTのコンセプトに基づく「国際データ流通網」を広げていくことを目的として、より多くの国との間で、デジタル貿易ルールの形成等を促進するため、電子商取引の貿易関連の側面に関するWTO交渉について、早期の交渉妥結に向け、日本がWTOにおける議論の加速化に積極的に貢献する。

⁶⁷ Cross Border Privacy Rulesの略。APEC参加国・地域において、事業者のAPECプライバシーフレームワークへの適合性を認証する仕組みであり、事業者の個人情報保護の水準を判断するための国際的な基準として有効である。

報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）のいわゆる3年ごと見直し⁶⁸として、国内における個人情報保護を更に確実なものとすると同時に、パーソナルデータを活用したイノベーションを促進する観点も踏まえ、また、国内事業者と海外事業者のイコール・フッティングを確保するための域外適用やペナルティの在り方、越境移転に伴うリスクへの対応を含め、個人情報保護法の運用と制度の見直しに係る検討を進め、令和2年早期の法案提出を目指す。

（３） 重要産業のデータ管理の強化

国民生活及び社会経済活動の基盤であり、その機能が停止、低下又は利用不可能な状態に陥った場合に、我が国の国民生活又は社会経済活動に多大なる影響を及ぼすおそれが生じる14の重要インフラ分野⁶⁹について、分野特性に応じた必要な情報セキュリティ対策を着実に実施し、また継続的に改善していくに当たって参照すべきガイドラインとして、本年5月に改定した「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る安全基準等策定指針（第5版）」（平成30年4月4日サイバーセキュリティ戦略本部決定。令和元年5月23日改定。）に沿って、関係省庁等が連携し、各重要インフラ分野の「安全基準等」への反映を通じて事業者へ浸透させる取組を促進する。

また、Society 5.0時代のセキュリティ、信頼性確保に向け、個社ごとのセキュリティ対策ではなく、取引先等を含めたサプライチェーン全体として直面するリスク源や対応の方針等を整理した枠組みである「サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク」⁷⁰の実装・具体化を進めるため、各産業の実態を踏まえた産業分野別のガイドラインを本年度から順次策定する。加えて分野横断的な対応が求められる、データやIoT機器等のセキュリティ対策、ソフトウェアの管理策等について考え方を整理すべく、本年度検討を開始し、令和2年度までにガイドライン等の整備を進める。

さらに、国民生活・経済活動を支える産業のセキュリティ対策に不可欠なデータの管理・処理を担う半導体等を含むデジタル機器やサービスについて、本年度中に、信頼あるサプライチェーンを確保するための政策⁷¹について検討を行い、結論を得るとともに、本年度から、IoT機器等の信頼性を高度に検証するハイレベルな検証サービスに関する実証を開始し、その結果に基づき、効果的な検証手法の在り方等について整理を行う。

⁶⁸ 平成31年4月25日、個人情報保護委員会が「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」を公表している。

⁶⁹ 「情報通信」、「金融」、「航空」、「空港」、「鉄道」、「電力」、「ガス」、「政府・行政サービス（地方公共団体を含む）」、「医療」、「水道」、「物流」、「化学」、「クレジット」及び「石油」。

⁷⁰ 平成31年4月18日に経済産業省が公表。

⁷¹ 政府・公共調達に係る安全性確保については、前掲Ⅲ. 2（2）「クラウドをはじめとした先進技術の更なる活用」及び後掲Ⅴ. 2（3）③「サプライチェーン・リスクへの対策」参照。

2 信頼性向上のためのデータ流通ルール整備

本年5月、フランス（パリ）にて開催されたG7デジタル関係閣僚会合（以下「G7パリ会合」という。）では、「デジタル・トラストの共同構築 (Building Digital Trust Together)」についての議論がなされた。引き続き同年6月、我が国で開催されたG20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合において、「信頼性のある自由なデータ流通 (DFFT)」が宣言文に盛り込まれた。これらの趣旨は信頼によって自由なデータの流通を更に促進していくというものである。

こうした情報の自由な流通の重要性は、平成28年4月のG7香川・高松情報通信大臣会合（以下「G7高松会合」という。）で採択された「デジタル連結世界憲章」でも提起された。同憲章では、情報の自由な流通 (free flow of information) とコネクティビティの強化によるイノベーションの推進等を通じたデジタル連結世界 (Digitally Connected World) を目指すこととされた。

今般のG20について、3年前のG7高松会合からの進展として第一に挙げるべきは、「信頼 (trust)」についてG20各国の間で認識が共有されたことである。近時の海外の文書で「オンラインを通じた民間・政府の活動が増える中、オンライン・社会全体双方の『信頼』のレベルを連動させていかなければならない」（世界経済フォーラム）⁷²、「データ利用に当たっての『信頼』の確保は、デジタルトランスフォーメーションの効果を顕在化させるための前提条件である」（OECD）⁷³といった言及があるなど、「信頼」はデジタル社会形成に向けて最重要視されている概念の一つであることが確認できる。

第二の進展は、「データ・ガバナンス」の議論に焦点が当てられたことである。インターネット・ガバナンスについては、マルチステークホルダー参加型の議論の蓄積と一定のコンセンサスがある。それに対し、データ・ガバナンスの議論は緒に就いたばかりであり、プライバシー保護やセキュリティ確保を中心とした国際合意形成に向け、G20での議論をリードした我が国も主導的役割を強化していく必要がある。

G7パリ会合においても、その成果文書たる議長サマリーの中で「データ駆動型技術とデジタル・インフラ⁷⁴から十分な便益を享受するには、第三国のサプライヤーに課される諸条件を含め、セキュリティ、プライバシー及び知的財産について勘案」

⁷² WORLD ECONOMIC FORUM 「Our Shared Digital Future Building an Inclusive, Trustworthy and Sustainable Digital Society」 (December 2018)によれば、将来のデジタル社会において重要視される概念として、「trust」に加え、「inclusive」及び「sustainable」がキーワードとして挙げられている。

⁷³ OECD 「Data in the Digital Age」 (March 2019)。

⁷⁴ G7 FRANCE 「Building Digital Trust Together Chair's Summary」 (May 2019)（以下「G7フランス議長サマリー」という。）では、デジタル・インフラの典型例として、5Gが挙げられている。

しなければならないとしている。この点は、国際的・多国間の場⁷⁵での議論を継続していくこととした。

一方、G20等の多国間の合意形成を待たずに国内で着手すべきことはある。例えば、億単位のユーザーからのパーソナルデータ等を収集・蓄積・活用する巨大プラットフォームへの対応が挙げられる。その際、プライバシー侵害への不安払拭を主軸にしたEUの取組が参考となる。また、グローバルに展開するプラットフォームが存在しない我が国においては、情報銀行をはじめとした日本発の新たなデータ流通促進モデルの振興が重要な意味を持つ。以下に示すいずれの取組も、デジタル社会における信頼性向上こそが通底する目標である。

(1) データ流通政策の前提となるデータの分類

我が国のデータ流通政策において、データは、①個人情報を含むデータ（以下「パーソナルデータ」という。）、②匿名加工されたデータ及び③個人に関わらないデータ（IoT機器からのセンシングデータ等。以下「産業データ」という。）の3つに大別している⁷⁶。

前記の①と②の^{しゅん}峻別は、「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」（平成26年6月IT総合戦略本部決定）に遡ることができる。同大綱において、個人データ等から「個人の特定性を低減したデータ」への加工により、本人同意がなくともデータ利活用を可能とする枠組みに道を開いた。これがいわゆる匿名加工データであり、同データの取扱いをはじめ、個人情報の保護と活用との両立に配慮したルールである、改正個人情報保護法⁷⁷が平成27年9月に成立し、翌々年の平成29年5月に全面施行された。

その一方で、企業等によるデータ利活用の促進を通じ、利便性の高いビジネスやサービスの創出、社会課題の解決等を目指した官民データ基本法が施行された。しかしながら、データの利活用をめぐる利用者本人の不安や懸念が依然として解消されていない現状があり⁷⁸、個人の関与の下で、パーソナルデータを安全・安心に流通・活用できる一層の環境整備が求められている。

なお、産業データ活用については、もとより民間事業者が製造現場でセンサー情報を収集するなどの自主的な取組がなされてきているが、事業者間での協調領

⁷⁵ G7フランス議長サマリーでは、その一例として、令和元年11月にドイツ（ベルリン）で開催予定の第14回国連インターネットガバナンス・フォーラムを挙げている。

⁷⁶ データ流通環境整備検討会「AI、IoT時代におけるデータ活用ワーキンググループ中間とりまとめ」（平成29年3月）。なお、前述のOECDの「Data in the Digital Age」によれば、データを分類するための正しい方法は無いが、一つの尺度として、パーソナルな要素でデータを評価し分類することが考えられるとされている。

⁷⁷ 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）。

⁷⁸ 第6回データ流通・活用ワーキンググループ「我が国におけるデータ活用に関する意識調査」（平成31年3月4日）によれば、調査対象の約8割が個人情報やプライバシーの漏えいを心配に感じている。

域のデータ共有を行うことで競争力強化や社会課題解決が進むことが期待される。これを政策的に推進すべく生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）による支援スキームが始動している。

（２） 情報銀行等、日本発のパーソナルデータ利活用モデル

① 利用者の信頼性向上

アナログ時代には、新聞、テレビ、雑誌といったマス広告によって潜在顧客に実店舗に来店してもらい、必要に応じたプロモーションを継続的に行うのが典型的なビジネスモデルであった。デジタル時代においては、デジタル広告やSNSを通じて潜在顧客に対するワン・ツー・ワン・マーケティングが可能となる。さらに、顧客体験（UX）のデータをフル活用して分析し、ニーズ掘り起こしとマーケット創造をより速いサイクルで実施することができる。

こうしたデジタルビジネスの過程で、GAFA⁷⁹に代表される億単位のユーザー⁸⁰を有するプラットフォーマーが強みを発揮する。プラットフォーマー自身がユーザーと取引を行わなくとも、多様なデータホルダーと連携し、データに横串を通す形で潜在顧客の分析を行い、連携先のマーケティングに道を開いている。他方、プラットフォーマーに対してデータを提供している国内ユーザーにあっては、その無料サービス等に魅力を感じつつ、データの取扱いへの不安を増大させており、我が国独自のパーソナルデータに係る認定制度は利用者の信頼性を向上させる意義がある。

② 情報銀行等の社会実装に向けた取組

PDS⁸¹・情報銀行は、日本発のパーソナルデータ活用の仕組みとして、観光や金融（フィンテック）、医療・介護・ヘルスケア、人材などの様々な分野において、パーソナルデータを本人が自らの意思に基づき活用することを支援し、その便益を本人に還元することにより、官民データ基本法第12条に定められる「個人の関与の下での多様な主体による官民データの適正な活用」の拡大に資することが期待されており、関係府省庁及び民間事業者等による取組が加速している。

平成30年6月に総務省と経済産業省が「情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0」を公表し、同年10月には一般社団法人日本IT団体連盟が「情報銀行認定」に関する説明会を開催し、認定の取得を目指す数百社の企業が参加した。その後、同年12月に同連盟が策定した『情報銀行』認定申請ガイドブック

⁷⁹ Google、Apple、Facebook、Amazonの4企業をまとめた呼称。

⁸⁰ 例えば、Facebookの平成30年12月のデイリーアクティブ利用者は15億2000万人、平成30年12月31日時点での月間アクティブ利用者数は23億2000万人となっている（Facebook HPの統計データより）。

⁸¹ PDS：Personal Data Store。

ver1.0」に基づく情報銀行認定申請の受付が開始された。

個人が安心してデータを活用できる環境整備に向けて、データの活用に関する国民・利用者の受容性に関する現状の把握を行い、更に受容性を向上するための方策について検討し、我が国においてデータを活用したビジネスの発展、個人の安心・利便性の向上を図る上で特に重要な要素について、データ流通・活用ワーキンググループにおいて整理を行っている。

今後は情報銀行認定の運用状況や認定事業者による取組状況等も踏まえて、総務省・経済産業省の「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0」の見直し等を含め、関係府省庁において、情報銀行の更なる普及・拡大に向けた必要な環境整備を行う。

なお、データ保有者と当該データの活用を希望する者を仲介し、売買等による取引を可能とする仕組みであるデータ取引市場についても、一般社団法人データ流通推進協議会によるデータ取引市場運営事業者の認定基準の策定やデータフォーマット等の整備が進められている。

(3) 民間事業者間のパーソナルデータ共有のためのアーキテクチャの定義⁸²

パーソナルデータを円滑に流通させるためには、情報銀行やデータ取引市場などの我が国独自の取組を含めたアーキテクチャの定義とデータ構造の標準化が必要となる。

このため、データ流通における各プレーヤー（データ保有者・個人・データ活用者）が実装すべき機能、その機能を実現するためのアーキテクチャ、データ形式・構造及び信頼性確保等に関する考え方について、API連携による国内での民民・官民の間でのデータ流通及び米国・EU等の類似の取組やデファクト標準との相互運用性の確保を念頭に置きつつ、実証事業等を通じた検討及びルール整備を進める。

また、民間部門においても、平成31年4月に一般社団法人官民データ活用共通プラットフォーム協議会が国際標準のサービスインターフェースを用いた複数の民間事業者のプラットフォーム接続実証に成功するプレスリリースを公開するなど、オープンAPIを活用した官民データ共通のプラットフォーム構築などの取組が進められているところである。

(4) 匿名加工されたデータの利活用

民間部門においては、前記のとおり平成27年の個人情報保護法の改正により、

⁸² 「IT政策大綱」第2章【2つめの柱】⑥参照。

匿名加工情報⁸³の仕組みが導入され、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、自由な流通・利活用が推進されている。

匿名加工情報を使うことで、例えばポイントカードの購買履歴や交通系ICカードの乗降履歴等を複数の事業者間で分野横断的に利活用することにより、新たなサービスやイノベーションを生み出す可能性等が期待されており、平成31年3月末日現在で、約380社の事業者（小売業、医療・保健福祉業、サービス業、情報通信業等）が匿名加工情報の作成等を公表している。

公的部門においても、民間部門と同様、特定個人を識別できないように個人情報を加工したデータをより幅広い提供先に提供することが期待されており、国の行政機関については、平成28年の行政機関個人情報保護法⁸⁴等の改正により、データの利活用の対象や範囲を適切に定め、提供時等における規律を課すこと等を前提として、非識別加工情報の仕組みが導入された。

地方公共団体においては、各地方公共団体が定める個人情報保護条例について、個人情報保護法・行政機関個人情報保護法等の改正を受けて、総務省から個人情報保護条例の改正に係る留意点等に関する技術的助言（平成29年5月）を行ったところであり、非識別加工情報については、効率的にデータの作成・提供等を行うための作成組織の仕組みの検討⁸⁵が行われている。

このほか、医療情報については、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関し、匿名加工医療情報作成事業を行う者の認定、医療情報及び匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制等を定めることにより、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的とする、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号）が、平成30年5月に施行されている。同法により、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人個人情報保護法⁸⁶、条例といった適用される法的な枠組みの相違にかかわらず、医療情報の一体的な利用の促進が図られることとなる。

（５） プラットフォームサービスの在り方を巡る議論⁸⁷

GAFGAをはじめとするプラットフォーマーが登場したデジタル時代は、テクノロジーを基軸に据えたビジネス設計やマーケティングが可能になった。実店舗が必

⁸³ 個人情報を特定の個人を識別できず、かつ当該個人情報を復元できないように加工したものについて、「匿名加工情報」と定義し、個人情報取扱事業者に対する識別行為の禁止などの必要な措置を設けることにより、個人の権利利益の保護に支障のない形でパーソナルデータを利活用できるようにするもの。

⁸⁴ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）。

⁸⁵ 総務省「地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会」。

⁸⁶ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）。

⁸⁷ 「IT政策大綱」第2章【2つめの柱】③参照。

須であった従来型のビジネスモデルと比べ、ネットによる事業は初期投資が軽微で済む。こうした小規模の新規参入事業者にとり、プラットフォーマーはビジネス開始時のパートナーと位置付けられる。

プラットフォームサービスは、消費者だけでなく事業者にも様々なメリットをもたらす一方で、規模の大きな一部のプラットフォーマーによる寡占・独占及び競争優位が生じやすいなどの懸念がある。このため、競争促進等を図る観点から、EU等における国際的な政策動向を踏まえつつ、個人データ及び産業データの双方について、データポータビリティやAPI開放などのデータ移転・開放ルールの在り方について検討を進める⁸⁸。

あわせて、国際的なプライバシー保護の潮流との制度的調和等を考慮しつつ、個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討を進め、令和2年早期の法案提出を目指す。

また、利用者情報の適切な取扱いを確保するため、国外のデジタル・プラットフォーム企業が我が国の利用者を対象に通信サービスを提供する場合における、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の通信の秘密の保護規定の適用等の在り方について、次期通常国会での法案提出も視野に、本年中に整理を行う。

なお、電子データの安全な長期保存を可能とするタイムスタンプをはじめ、インターネット上における人・組織・データ等の正当性を確認し、改ざんや送信元のなりすまし等を防止するトラストサービスについても、EU等の動向も踏まえつつ制度の在り方について検討を進める⁸⁹。

⁸⁸ デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会「データの移転・開放等の在り方に関するオプション」（令和元年5月21日）。

⁸⁹ 総務省「トラストサービス検討ワーキンググループ」において検討が進められている。

3 データ流通の始点となるオープンデータ

行政は、行政手続や調査活動を通じて行政記録情報や統計データを蓄積している。その結果については、各種の報告書、定期的な白書・統計データ等の形でホームページ上等で広く公表している。オープンデータは、国・地方公共団体を含む行政サイドの保有するデータが公共財であるとの認識の下、できる限りオープン化して公表しようという世界的なムーブメントである。

我が国では「オープンデータ基本指針」（平成29年5月30日IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）に基づき、オープンデータ・バイ・デザインの考えにのっとり、各府省庁が保有するデータの原則公開の徹底、地方におけるオープンデータ化の更なる推進、ひいてはデータ流通の促進を図ることとしている。

データ流通の始点となるだけでなく、オープンデータの効果は多岐にわたる。「オープンデータ基本指針」によれば、①データ活用により得られた情報を根拠とした政策立案による行政の高度化・効率化、②民間部門が政策のチェック機能を高めることによる透明性・信頼性の向上及び③国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決と経済活性化の3点がその意義として挙げられている。

こうしたオープンデータへの期待は、世界的なオープンガバメントの潮流とも合致するものである。①・②は、国際整合性の確保の観点から、我が国でも実践の進む証拠に基づく政策立案（EBPM⁹⁰）の推進につながる。また、③に関連してOECDでは、オープンガバメントデータをイノベーション刺激と新ビジネスモデル創出の潜在力を有するものと評価している。

一方で、行政サイドは現状を最適と考え、オープンデータの原則を忘れてはならない。とりわけ統計や実証のデータに関し、分析結果等を示しただけであれば、それはデータの当事者目線での利用方法に過ぎない。

データを活用したい民間目線に立てば、民間事業者は、複雑かつ広範でありながら個別に公表される行政データについて、独自の分析手法で整理しつつ、自らの保有データと結合させて付加価値向上につなげ、ビジネスの創出を目指している。これを行政サイドが予見することは不可能である。

OECDにおいては、オープンデータに当たり留意すべき原則として、①発見可能性（Findability）、②利用可能性（Accessibility）、③相互運用可能性（Interoperability）及び④再利用可能性（Reusability）の4点を挙げている。国・地方公共団体は、民間の活力を引き出すという観点からより広範なデータのオープン化が期待されている。

⁹⁰ Evidence-Based Policy Makingの略。

(1) SDGsの測定指標としてのオープンデータ

我が国の目指す未来社会像であるSociety 5.0は、国連開発計画が策定した持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）と連動しながら実現を目指すこととされている。国連では、SDGsの完全実施と進捗状況を測定するため、意思決定者にとり正確かつ適時かつ十分なデータと統計が必要であるとの考えの下、Open SDG Data Hubを設置⁹¹して、関連データへのアクセスを可能としている。

政策決定当事者は、EBPMに当たりSDGデータソースを活用した調査・分析ができるようになる。また、外部の利害関係者たるデータプロバイダーや管理者、ユーザーにあっては、その時点で入手可能な豊富なSDGデータと統計のパターンと相互関係を発見、理解及び伝達が可能となる。このように、SDGs自体が多様なオープンデータ群を生み出している。

我が国では、国連の動きを受けて「SDGsアクションプラン2019」⁹²を策定しており、優先課題として、成長市場の創出、地域活性化及び科学技術イノベーションの3点を挙げている。優先課題の下には、全府省庁の多数の施策が登録されているところ、国際整合性と比較可能性の観点からも関連データのオープン化は喫緊の課題であるといえる。

(2) 国におけるオープンデータの取組の加速

オープンデータ化の潜在ニーズを掘り起こすべく、各府省庁においては行政保有データの棚卸⁹³リストを更新・活用しつつ、官民データ相談窓口においてオープンデータの公開要望の収集に努めるとともに、オープンデータ官民ラウンドテーブルを継続的に開催することで、民間ニーズに即したデータの公開を推進し、データを活用したイノベーションや新ビジネス創出を促進する。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、大会期間中の訪日外国人をはじめとした滞在者や、障害者を含む住民のアクティビティ・生活の利便向上のため、官民のオープンデータ公開・活用の取組を強化する。その取組の一つとして、公共交通機関における運行情報、駅構内図、施設情報等のオープンデータ化を推進するため、オープンデータを活用した情報提供の実証実験を官民連携して実施することとする。

上記のとおり、国は、民間ニーズに即した各府省庁のオープンデータ化とそれを始点としたデータ流通環境の整備を進めていく方針は不変である。さらに国は、

⁹¹ UN Stats Open SDG Data Hub (<http://www.sdg.org/>)。

⁹² SDGs推進本部「SDGsアクションプラン2019～2019年に日本の「SDGsモデル」の発信を目指して～」(平成30年12月)。

⁹³ 統計データ955件のうち、約46%がオープンデータとして公開、約40%が一部オープンデータとして公開(平成29年4月1日時点)。また、データベース又は電子媒体で管理されているデータのある手続延べ13,350件のうち、オープンデータとして公開しているデータが約14%(平成29年3月31日時点)。

下記（３）のとおり、自らの取組と並行して地方公共団体の取組支援に努めてきた。これらの成果として、OECDによる最新のオープンデータ国際ランキングにおいて、我が国は３位⁹⁴となり、前年の14位から飛躍的に上昇した。

（３） 地方におけるオープンデータ化の促進

官民データ基本法において、国と同様に、地方公共団体はオープンデータ化への取組が義務付けられている。これを受け、初めて策定された官民データ活用推進基本計画である「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において、令和２年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率100%を目標として掲げた。これまで、都道府県は平成30年３月に100%を達成した一方、市町村については、取組済団体数が着実に増加⁹⁵しているものの、取組率は約24%（418団体。平成31年３月11日時点。）にとどまっている。

国は、引き続き、都道府県との連携を図りつつ、市区町村が公開することが推奨されるデータセットの拡充・普及啓発⁹⁶のほか、自治体職員向けの研修の実施など、現場のニーズに即した支援策を講ずる。

少子高齢化と東京一極集中が同時進行する中、数多くの地方公共団体が厳しい財政状況に置かれている。そうした制約条件下で住民の理解を得ながら効率的に利便性の高い行政サービスを提供していかなければならない。行政情報の公開を起点に国民の政策決定への参画をもたらすオープンガバメント化の潮流は、民間事業者や非営利団体がこれまで自治体の担ってきたサービスの一部を代替・補完する「市民参加型行政」への転換を促していく可能性がある。

地方が直面する課題の解決につながる分野や住民等のニーズが高い分野において、アプリ開発業者を通じた利便性の高いサービスが住民に提供されることで、公共データの相乗的な利用価値の向上がもたらされる。例えば、災害で危険な箇所や消火栓の場所、道路補修が必要な位置等について市民から報告してもらい、民間が「防災アプリ」をリリースする。行政はデータを出し、それを利用して民間がサービスを作る。その流れがオープンデータの利用を活性化させることとなる。

なお、地方創生の様々な取組を情報面から支援するために提供されている地域経済分析システム（RESAS⁹⁷）は、自治体職員や、地域の活性化に関心を持つ金融機関や企業、教育機関等によって、効果的な施策の立案・実行・検証のため等に

⁹⁴ 日本のランキングは、OECD Ourdata Index（OECD）によれば３位（平成28年）、Open Data Barometer（World Wide Web Foundation）によれば７位（平成29年）。

⁹⁵ 平成30年３月から平成31年３月までの１年間で140団体が増加。

⁹⁶ 地方公共団体へのオープンデータの取組に関するアンケート結果によると、地方公共団体において公開されている推奨データセットはAED設置箇所一覧が27.7%と最も多く、続いて地域・年齢別人口が23.6%、指定緊急避難場所が23.0%となっている（平成31年３月）。

⁹⁷ Regional Economy (and) Society Analyzing Systemの略。

広く利用されている。今後、RESAS分析手法や施策立案に係る優良事例の更なる共有を図るとともに、課題解決に向けてデータを活用する人材を育成する。また、地域の課題解決に向けたデータの充実を図る。

4 官民におけるデータの徹底活用

事業者等が保有するデータは、事業活動の中で収集したデータであり、個人・法人の権利・利益に関するもののほか、他者との競争上重要なデータ（競争領域のデータ）も含まれている一方、共有することにより新たな付加価値を生むデータ（協調領域のデータ）も含まれている。

官民データ基本法⁹⁸では「事業者は、自らが保有する官民データであって公益の増進に資するもの」について、国民が容易に利用できるように措置を講ずることとされている。事業者同士は元来競争関係にあることから、協調領域の明確化に当たっては、国（公的研究機関を含む。）が媒介の役割を果たす必要があり、このため各種ルールやガイドライン、データ連携プラットフォーム等の整備を推進する。

（１） モビリティ関連データ⁹⁹の利活用拡大

我が国においては、高度自動運転の市場化・サービス化に向けて、法制度の整備及び様々な走行環境における実証実験などの技術開発を進めてきており、特にデータ利活用の観点では、ダイナミックマップの整備や走行映像データの共有化等、政府が協調領域とすべき分野を特定することで、各自動車メーカー等における協調領域の研究開発を効率化し、多様な付加価値を搭載した自動運転車の市場化を促進してきた。

今後、自動運転技術を含むモビリティサービスの高度化とともに、複数交通機関と各種サービス、さらに、まち全体がデータ連携した新しい移動サービスであるMaaSの社会実装が期待されており、政府としては、MaaS事業者が必要となる情報を網羅したデータプラットフォームの実現、小売り・飲食、宿泊観光などの非モビリティサービスにおけるデータプラットフォームとの連携等の基盤整備の検討を進め、都市全体のデジタルイノベーションを進める「スマートシティ」構築の潮流の中におけるアーキテクチャ構築に貢献する。

（２） 国土交通データプラットフォーム（仮称）の整備

Society 5.0の実現に向けた必須の社会インフラとして、国、地方公共団体、民間等に散在するデータを連携させ、分野横断での利活用を可能とするデータ連携基盤の整備が求められている中、国土交通分野において、国は、国土や都市、交通、気象などの多くのデータを保有しているものの、連携が十分にできていない現状にあり、現場から得られる豊富なデータを相互に連携させることで、行政の推進やイノベーションの促進に活用することが課題となっている。

このため、国土交通分野の多種多様な産学官のデータをAPIで連携し、3次元地

⁹⁸ 官民データ基本法第11条2項（国及び地方公共団体等が保有する官民データの容易な利用等）。

⁹⁹ 「モビリティ関連データ」の定義は、「官民ITS構想・ロードマップ2019」（令和元年6月7日IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）参照。

図上に表示するとともに、横断的な検索・ダウンロードが可能となる、データ連携基盤（国土交通プラットフォーム）の整備を進める¹⁰⁰。

これにより、業務の効率化や3次元データを活用したスマートシティなどの国の施策の高度化、産学官連携によるイノベーションの創出を目指すとともに、各種データを組み合わせた高度な分析を行うことで、都市におけるヒートアイランド対策や災害時の避難シミュレーション等による社会課題の解決を推進する。

（３） フィンテックの促進

国民の間でインターネット利用が浸透する中、生活面でのあらゆるモノ・コトでデジタル情報化しようとしている。民間ビジネスでは、製造・流通・販売等の現場でのデジタル技術の活用が一般化し、もちろん金融業においても同様である。情報通信技術等が発展していくと、新たに金融サービスへの参入を希望するフィンテック企業が登場することとなり、金融機関とフィンテック企業の連携なども重要となる。

更なる金融分野のイノベーションを促進するためには、銀行とフィンテック事業者との間のAPI接続を進めていくことが重要である。そのため、金融庁において、オープンAPIを提供する銀行と電子決済等代行業者との間の接続状況・接続条件等をフォローアップし必要に応じて公表¹⁰¹するとともに、APIを利活用したサービスの好事例の共有等を行う。

また、現在の業態ごとの関連法制を改め、同一の機能・リスクには同一のルールを適用する機能別・横断的な法制の実現に向けて取り組む。特に、現行法の業態別の縦割り構造が、事業者のビジネスモデルやサービスの自由な選択への弊害となっているとの指摘のある「決済」分野について横断化・柔構造化を図る。また、スマートフォン等を活用した、個々の利用者のニーズに即した利便性の高いワンストップのチャネルの提供を可能とする横断的な金融サービス仲介法制の実現に向けた検討を進める。これにより、フィンテック事業者の参入と様々なサービス間の競争を通じたイノベーションや、金融サービスの質をめぐる競争を促進する。

（４） シェアリングエコノミーの更なる推進

シェアリングエコノミーは、個人等が保有する活用可能な資産等をインターネット上のプラットフォーム等を介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動であり、我が国に散在する遊休資産や十分に活用されていない個人のスキル等を可視化し、その有効活用を進めるとともに、潜在需要を喚起し、イノベーショ

¹⁰⁰ 国土交通省「国土交通データプラットフォーム（仮称）整備計画」（令和元年5月）。

¹⁰¹ 金融庁は、各金融機関が公表した電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に基づく現在の各金融機関の状況について、取りまとめの上、公表を行っている。

ンと新ビジネスの創出に貢献する役割が期待されている。

シェアリングエコノミーについて、消費者等の安全を守りつつ、イノベーションと新ビジネス創出を促進する観点から、その普及促進を図ることが重要であり、シェアリングエコノミーの更なる安全性・信頼性の向上に向け、一定以上のスキルを習得したシェアワーカーを認証する仕組みについて、業界団体と連携して検討を行い、本年度中に制度の具体化を図り、来年度から実施する¹⁰²。

また、国は、サービスの安全性・信頼性を確保するため、民間団体等による自主的ルール of 普及を促すモデルガイドラインを平成29年11月に作成し、令和元年5月に改定したところであり、その認証基準への反映やシェアワーカーの認証制度、紛争解決のスマート化に向けた検討を行う。さらに、地方公共団体等が地元での関係者間のマッチングや事業全体の調整等、地域でのシェアリングエコノミーにおいて適切な役割を担う地域課題解決型のモデル的取組等の創出・横展開を行う。

こうした取組を通じ、共助と価値共創を強みとした日本発のシェアリングエコノミーモデルを構築し、官民一体となった社会実装を推進するとともに、ISOにおける国際的なルールづくりの場において我が国が主導し、市場創出を念頭に置きながら国際標準化を進める¹⁰³。

¹⁰² IT総合戦略室「シェアリングエコノミー検討会議第2次報告書」（令和元年5月23日）。

¹⁰³ 国際標準化機構（ISO）において、日本からの提案による、シェアリングエコノミーに関する国際規格を開発する新たな技術委員会の設立が平成31年1月に承認された。

V. 社会基盤の整備

1 5G を軸とした協業促進によるインフラ再構築

平成30年6月、3GPP¹⁰⁴による5Gの初版の標準仕様策定が完了したことを契機に、平成31年4月には米国・韓国において商用サービスが開始された。我が国では、同年4月に5Gの周波数割当てを実施し、令和2年の商用サービス開始を目指しているところである。

5Gの個々の長所を用いれば、映像ダウンロードの短縮化、ほぼ時間差のないデータ伝送による円滑な機械間通信等が可能となり、電波利用の主体は、人からモノへ移行していく可能性がある。

令和2年の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を5Gのショーケースとして、今後、AI・IoTなどの先端技術を活用したスマートシティ等の実現を支えるICT基盤として期待されている。

(1) 協業により広がる産業利用

従来の4Gまで、通信事業者等による、人を中心とした移動通信携帯電話サービスが展開されてきた。5Gでは、IoT機器の爆発的増加を背景として、あらゆるモノのインターネット接続を活用したサービスが求められる。

5Gや光ファイバなどのICTインフラ整備と利活用において想定される主な経済・社会的効果は、令和12年（2030年）時点で合計約73兆円¹⁰⁵に達すると試算されており、例えば、通信事業者と病院による遠隔医療の提供、通信事業者と農機・建機メーカーによる機器の遠隔操作等が5Gのユースケースとして実証実験が進められている。実用化に向けては、通信事業者等がパートナー企業と連携して、B2B2Xモデル¹⁰⁶でサービスを提供することが想定される。

(2) ローカル5G¹⁰⁷の制度整備をはじめとした5Gの全国展開に向けた取組

こうした産業利用に期待がかかる中、5Gの全国展開確保に関する考え方は、従来の人口等のカバレッジの広さを評価する指標に代わって、全国を10km四方のメッシュに区切り、都市部・地方を問わず、スマート工場・遠隔診療等、産業可能

¹⁰⁴ 3rd Generation Partnership Projectの略。3G、4G等の移動通信システムの仕様を検討し、標準化することを目的とした日米欧中韓の標準化団体によるプロジェクト。

¹⁰⁵ ICTインフラ地域展開戦略検討会（第4回）「次世代ICTインフラによる社会・経済的効果（三菱総合研究所提出資料）」（平成30年6月13日）によれば、「次世代ICTインフラ整備と利活用において想定される主な社会・経済的効果（「新たな市場創出」「既存の市場拡大」「社会的課題の解決」を含む）は、2030年時点で合計約73兆円に達する。」とされている。

¹⁰⁶ 様々な産業でユーザーにソリューションを提供する企業と通信事業者が一緒になってビジネスを構築するビジネス戦略。

¹⁰⁷ 総務省「新世代モバイル通信システム委員会報告」（平成31年3月14日）によれば、「ローカル5G」とは、「地域のニーズや産業分野の個別ニーズに応じて、様々な主体が柔軟に構築／利用可能な第5世代移動通信システム」と定義している。

性のあるエリアを広範に整備することが期待されている。

このような、携帯電話事業者による全国系のサービス提供に加え、地域ニーズや個別ニーズに応じて様々な主体が5Gを活用したシステム（ローカル5G）を導入できる制度を整備し、5Gの地域での利用促進を図る。

（３） 5G環境等の普及、光ファイバ網の整備¹⁰⁸

今後の電波利用ニーズの拡大への対応として5Gの普及・高度化に向け、5G基地局の小型化や高エネルギー効率化、高信頼化やその円滑かつ迅速な導入に必要な実世界の電波伝搬を模擬的に再現する試験環境等に関する研究開発を推進するとともに、既存システムとのダイナミックな周波数共用を可能とするシステムの構築を令和2年度末までに行う。あわせて、5Gのサービスを支える基地局や光ファイバなどの情報通信インフラの整備を進めるとともに、5Gによる地域課題解決に向けた開発実証を推進していく。

加えて、トラヒックの混雑緩和と都市部での大規模災害発生時のリスク回避を図るため、電気通信事業者やコンテンツ事業者等、幅広い関係者による協議会を本年内に設立し、地域IX¹⁰⁹やCDN¹¹⁰等の活用による地域分散型のネットワーク構成への移行を進める。

さらに、ネットワーク機能向上に向けた5Gの高度化や量子通信技術等の研究開発を強化するとともに、その成果のビジネス支援やオープンイノベーションを促進する環境整備を行い、海外展開を見据えた我が国技術優位性を確保する。

あわせて、地域等における社会課題の解決を図るため、AI、IoTなどの先端技術の研究開発を推進するとともに、地域において先端技術を導入・活用できる人材を育成する。

（４） 安全なサービス利用を支えるネットワーク中立性の確保

近年、モバイル通信の普及やコンテンツの高品質化・大容量化、サービスの多様化等により、トラヒックが急増しネットワークへの負荷が増大している。加えて、今後の5G実用化等により、更なるインターネットの利用形態の高度化・多様化が進み、飛躍的なトラヒックの増加が見込まれている。

より多くの機器がインターネットにつながることで多様なサービスの恩恵を享受できる環境において、インターネットは、今や経済活動や国民生活にとって不

¹⁰⁸ 総務省においては、5Gや光ファイバ等の地域展開、Wi-Fi環境整備、ケーブルテレビネットワークの光化、4K・8Kやネット時代に対応した高度な映像配信等による通信・放送環境の高度化を推進している。

¹⁰⁹ Internet eXchangeの略。インターネットにおけるトラヒックの交換拠点。

¹¹⁰ Content Delivery Networkの略。ユーザーに効率よくコンテンツを配信するための分散型情報配信システム。

可欠なものとなっている。今後もインターネットの「オープン性」が維持されるためには、「通信事業者はインターネット上のトラフィックを公平（無差別）に取り扱う」といういわゆる「ネットワーク中立性（Network Neutrality）」の確保が、非常に重要な意味を持つ。

我が国においては、平成30年から「ネットワーク中立性に関する研究会」が開催され、帯域制御の在り方やトラフィック混雑への対応など、ネットワーク中立性に関するルール等について提言が取りまとめられた¹¹¹。良好なインターネット利用環境の実現に向けて、トラフィックの効率的かつ安定的な処理のための体制整備（地域IXやCDNの活用に向けた関係事業者の取組支援）等の取組を促進していく。

¹¹¹ 総務省「ネットワーク中立性に関する研究会中間報告書」（平成31年4月10日）によれば、ネットワーク中立性に関するルールが必要な具体的事項として、「一部のトラフィックの通信帯域を制限する『帯域制御』、一部のトラフィックを優先的に取り扱う『優先制御』、一部のトラフィックを使用データ通信量にカウントしない『ゼロレーティング』や『スポンサードデータ』を挙げ、予見性を確保する観点から、合理的な措置又は慣行として許容される要件等を明確化するものとして『ネットワーク中立性のルール』を検討していく。」としている。

2 基盤技術等

研究開発等の推進については、官民データ基本法において「国は、我が国において官民データ活用に関する技術力を自立的に保持することの重要性」を考慮し、AIやIoT、クラウドサービスをはじめとした先端技術の研究開発・実証推進・成果普及に向けた必要な措置を講ずることとされている¹¹²。

実際に、ITを活用した社会システムの抜本改革は、大量のデータが機械判読に適した形式で入手でき、高速処理が可能なデジタル環境がなければ進まない。抜本改革を支える基盤技術としては、官民データ基本法で明示されたAI、IoT及びクラウドサービスのほか、今後はエッジ領域¹¹³におけるコンピューティング能力や、大容量・超高速のデータ送受信のできる5G、記録性に優れたブロックチェーン等が加わってくる蓋然性は高まっている。

また、技術サイクルの高速化に伴い、最先端技術情報の収集が重要になってきている。デジタル・ガバメントの分野においては、先進各国と情報交換をするとともに、政府CIO補佐官を中心としたデジタル・ガバメント技術検討会議を各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議の下に設置し、先端技術等を集中して分析・検討している。この結果を踏まえ、デジタル・ガバメント実行計画の策定・改定、クラウドサービス、本人確認手法、データの相互運用性をはじめとした重要技術分野について標準ガイドライン群の策定・改定等を行うとともに、各府省や地方公共団体の技術検討の支援を行っている。

なお、IT基本法においては、研究開発を「我が国産業の国際競争力の強化をもたらす源泉」¹¹⁴と位置付けた上で、「国際的な協調及び貢献」¹¹⁵が必要とされている。諸外国との協力関係を通じて、AI・IoTをはじめとする我が国の高度なITや知見をいかした成功モデルの海外展開を図ることで、我が国の国際競争力強化や各国の課題解決に貢献することとする。

（1） AI-Readyな社会基盤づくり¹¹⁶

AI技術の発展に伴い、ビジネスプロセスの合理化から付加価値の創出までに至る実用性の高い機能が様々な分野で実現されつつある。特に画像や数値などAIを活用しやすいデータが豊富な自動走行、医療画像、金融などの分野では、データ利活用の進展と相まって、AIの社会実装が着実に進んでいる。また、国際社会の中で、AIの倫理的側面に関する議論が進展しているが、我が国は、UNESCO、OECD、

¹¹² 官民データ基本法第16条（研究開発の推進等）。

¹¹³ 「エッジ」はネットワークの端を指す。「エッジ・コンピューティング」とは、端末のより近くにサーバを配置してデータ処理を行うことで、ネットワークの負荷軽減と遅延回避が可能となる長所がある。

¹¹⁴ IT基本法第23条（研究開発の推進）。

¹¹⁵ IT基本法第24条（国際的な協調及び貢献）。

¹¹⁶ 「IT政策大綱」第2章【2つめの柱】④参照。

G7、G20等においても、AI社会原則を積極的に発信するなど、国際的な議論をリードしている。

「AI戦略2019」（令和元年6月11日統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づき、今後の更なるAIの実用化に向けては、①健康・医療・介護、②農業、③国土強靱化、④交通インフラ・物流及び⑤地方創生（スマートシティ）の重点分野で、アーキテクチャ設計に基づくデータ基盤を踏まえたAIの社会実装を世界に先駆けて実現する。

例えば、健康・医療・介護に関しては、どこでも安心して最先端・最適な医療や、より質の高い介護を受けられるよう環境を整備し、医療・介護従事者の負担軽減を図る。農業分野では、令和7年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業の実践を目指す。

AIは、社会に多大なる便益をもたらす一方、その社会への影響力が大きいため、適切な開発と社会実装が求められる。AIを有効に活用し社会に便益をもたらしつつ、ネガティブな側面を事前に回避・低減するためには、AIに関わる技術自体の研究開発を進めるとともに、人、社会システム、産業構造、イノベーションシステム、ガバナンスなどのあらゆる面で社会をリデザインし、AIを有効かつ安全に利用できる社会（AI-Readyな社会）への変革を推進する必要がある。

そのため、「人間中心のAI社会原則」（平成31年3月29日統合イノベーション戦略推進会議決定）においてまとめられた、AI-Readyな社会における社会的枠組みに関する7つのAI社会原則（①人間中心の原則、②教育・リテラシーの原則、③プライバシー確保の原則、④セキュリティ確保の原則、⑤公正競争確保の原則、⑥公平性、説明責任及び透明性の原則並びに⑦イノベーションの原則）について、国内での定着化を図るとともに、AIの原則に関する多国間の枠組みの構築を目指す。

我が国におけるAI戦略は、「統合イノベーション戦略推進会議¹¹⁷」及び同会議の下に設置された「AI戦略実行会議」において強力に推進する。

（2） クラウド活用とエッジ・コンピューティングの進化

クラウド・コンピューティング・サービス¹¹⁸の活用企業の割合は、上昇傾向にあり、クラウドサービス利用に「効果があった」と回答した企業が8割を超えて

¹¹⁷ 総合科学技術・イノベーション会議、IT総合戦略本部、知的財産戦略本部、健康・医療戦略推進本部、宇宙開発戦略本部及び総合海洋政策本部並びに地理空間情報活用推進会議の司令塔会議が参画している。

¹¹⁸ 官民データ基本法（第2条第4項）において、『クラウド・コンピューティング・サービス関連技術』とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）を他人の情報処理の用に供するサービスに関する技術をいう。』と定義されている。

いる¹¹⁹。

クラウドの特長として、サービス提供者側のAPI公開による多様なアプリケーションの開発・利用や、蓄積されたデータのAI処理による作業の自動化等を通じ、生産性向上をもたらすことが挙げられる。特に中小企業・小規模事業者の間では、ブロードバンドサービスの導入と合わせ、パッケージ型サービスの利用が進むことで情報セキュリティの確保・底上げが図られることが期待でき、クラウド導入の支援を行っていく必要がある。

他方、IoT社会の到来で急増した情報を活用するためには、革新的なセンサー技術等で効率的に情報を活用するだけでなく、ネットワークの末端（エッジ）側で中心的な情報処理を行うエッジ・コンピューティングなど、従来のサーバ（クラウド）集約型から情報処理の分散化を実現することが不可欠である。このため、エッジ側で動作する革新的AIチップに係るコンピューティング技術の開発に取り組む。

また、クラウド側においても、増加が著しいデータの処理電力を低減するためには、従来の延長線上にない新たな技術の実現が求められており、新原理により高速化と低消費電力化を両立する次世代コンピューティング技術（量子コンピュータ、脳型コンピュータ等）などの技術開発に取り組む。

なお、このようなエッジ・コンピューティングが導入されている場合であっても、自社内の統計的なデータ処理や複数工場のデータ一括管理、社外とのデータの共有・保全の際にはクラウド上でのデータ連携が効率的・効果的となる場合もあり、両者は相互補完的に活用されることとなる。

（３） デジタル時代のセキュリティ対策

① デジタル化を支えるセキュリティ対策

IoT、AI等により実現されるSociety 5.0として目指すべき社会では、分野横断的なデータ連携によるイノベーションにより新たな価値を創出し、様々な社会的課題を解決することが期待される。分野横断的なデータ連携に向けて、官・民ともに、デジタル化の推進を含むサイバー空間の利用は避けられない状況である。

国外では電力供給の監視制御システムへのサイバー攻撃による停電発生が確認されており、国民の生活や経済活動の基盤となる重要インフラのサイバ

¹¹⁹ 総務省「平成30年通信利用動向調査」によれば、クラウドサービスを利用している企業の割合は上昇傾向が続いており、導入の効果については、「非常に効果があった」が28.9%、ある程度効果があった」が54.3%であった。

一攻撃への対策の重要性が再認識されているところである¹²⁰。また、サイバー攻撃は日々巧妙化しており、AIを用いた予測や判断能力を低下させる攻撃にも留意する必要がある。

対策として、分野横断的なデータ連携を支えるため、データを改ざんから守る技術や証跡性を確保する技術開発、量子コンピュータの出現に向けた耐量子計算機暗号の在り方等の検討を推進する。また、国や地方公共団体、民間の重要インフラ関係機関等の参加するサイバー演習や、セキュリティ研究者等の育成プログラムを通じて、継続してセキュリティ人材の育成を進めていく。

② IoT機器の脆弱性対策

インターネットに接続される家電製品や防犯カメラなどの業務用センサーを含む、いわゆるIoT機器は幾何級数的に増加しており、令和2年には全世界で400億個（昨年の推計値は300億個）に達すると推計されている。一方で、パスワードの設定や管理が不十分なケースも多い。IoT機器は、生活の利便性を高める一方で、人の目が届きにくい、長期にわたって使用されるためセキュリティ対策が危殆化^{たい}する、リソース等の制約によりアンチウィルス対策等が適用できないなどの、サイバー攻撃の対象として狙われやすい特徴がある。

NICTによれば、国内で観測されたサイバー攻撃関連通信は、過去5年間で10倍以上の増加を記録しており、平成30年には2,121億パケットを記録している。そのうちの約半数がIoT機器を標的としていると推計されている。外部攻撃者は、IoT機器を乗っ取ったり¹²¹、それらを踏み台とする大規模DDoS¹²²攻撃を仕掛けたりしている。サイバー攻撃によるインターネット障害が国民生活と経済活動に与える影響が懸念される中、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けても早急な対策が必要である。

対策として、平成30年5月に改正された電気通信事業法に基づき、サイバー攻撃を行うマルウェア感染機器やそれらの機器に指令を出すサーバなどの情報を、電気通信事業者が第三者機関を通じて情報共有する仕組みを促進する。また、平成30年5月に改正された国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）に基づき、平成31年2月からNICTがサイバー攻撃に悪用されるおそれのあるIoT機器の調査を行い、電気通信事業者が利用者への

¹²⁰ 独立行政法人情報処理推進機構セキュリティセンター「情報セキュリティ10大脅威2019」（平成31年4月）によれば、ロンドン五輪では、電力供給を行うための監視制御システムへの攻撃によって停電を発生させて、大会の運営を妨害しようとする動きが見受けられた。

¹²¹ IoT機器の乗っ取りの具体例として、外部侵入者による、自動走行システムを利用中の自動車、家庭内監視カメラ、スマートロック等の遠隔操作が考えられる。

¹²² Distributed Denial of Serviceの略。多数の端末から一斉に大量のデータを特定宛先に送りつけ、宛先のサーバ等を動作不能にする攻撃。

注意喚起を行う取組「NOTICE (National Operation Towards IoT Clean Environment)」を実施している。

さらに、ダミー環境に誘導したサイバー攻撃手段を分析するシステムや、IoT機器のハードウェア内のセキュリティ強化のための研究開発も併せて実施していくこととする。

③ サプライチェーン・リスクへの対策¹²³

IoT機器の増加を背景に、分野横断的なデータ連携によるイノベーション創出に向けて、官民におけるデータ利活用を進める中で、セキュリティ対策が必ずしも万全でない組織を攻撃対象とした、サプライチェーン・リスクが顕在化している。組織が特定の業務を外部組織に委託している場合、この外部組織もサプライチェーンの一環となる。また、セキュリティインシデントは、ハードウェアに内在するリスクも報告されている¹²⁴ことも踏まえ、サプライチェーン全体に対して一貫性を持った必要な対策が実装されることが不可欠である。

このため、Society 5.0の実現に必要なセキュリティ対策の全体像を示す「サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク」の具体化・実装に向けた活動を進めるとともに、サプライチェーンにおけるサイバーセキュリティを確保できる仕組みの構築に向けて、関係府省庁の連携により立案された研究開発計画を推進する。また、中小企業についてはサイバー攻撃による影響が経営に与えるインパクトが大きく、取引先まで影響が拡大するおそれがある。そのため損保会社やITベンダーと連携して中小企業の相談窓口を設置し、必要に応じて駆けつけ対応などの初動対応支援を行う「サイバーセキュリティお助け隊」の構築を支援する実証事業を行う。これにより中小企業のニーズに沿ったきめ細やかな対応を強化する。

また、政府調達におけるサプライチェーン・リスク対策として、「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に沿って、各省庁等は、国家安全保障及び治安関係の業務を行うシステム等、より一層サプライチェーン・リスクに対応することが必要であると判断されるものを調達する際には、総合評価落札方式等、価格面のみならず、総合的な評価を行う契約方式を採用し、原則として、IT総合戦略室や内閣サイバーセキュリティセンターの助言を得る。

¹²³ 「IT政策大綱」第2章【1つめの柱】③・④参照。

¹²⁴ 平成30年5月22日、Google Project Zero (GPZ)、マイクロソフト及びIntelは、投機的ストアバイパス (SSB) と不正システムのレジストリ読み取りというスペクターとメルトダウンの問題に関連する2つの新しいチップの脆弱性を発表した。

(4) ブロックチェーンなどの新技術の利用

ブロックチェーン及び分散台帳技術¹²⁵は、耐改ざん性と透明性（トレーサビリティ）が高く、取引上の仲介が不要となることに伴う取引コストの削減をもたらすといった長所を有する。

このため、暗号資産（仮想通貨）の取引管理等では既にその技術が広く活用されているほか、登記や身分証明などの行政分野や、サプライチェーン管理や電力取引など商業分野など、様々な分野での実証や検討が国内外で進められている。

我が国においては、これまでの実証を踏まえた、同技術の取引の安全性・即時性の検証やモデル構築に関する課題認識の下、行政や公共性の高い分野への先行的な導入を見据えた実証を行い、引き続き導入の実現性の高いユースケースについて、運用面、ルール面及び技術面の課題の解決を行い、継続的な運用を見据えた社会実装を推進していく。

¹²⁵ 一般社団法人日本ブロックチェーン協会では「電子署名とハッシュポインタを使用し改ざん検出が容易なデータ構造を持ち、かつ、当該データをネットワーク上に分散する多数のノードに保持させることで、高可用性及びデータ同一性等を実現する技術」を広義のブロックチェーンとして定義している。

3 スタートアップ

我が国の開業率は5.2%、ベンチャー投資額は1,976億円、ファンド組成額は1,953億円となっている。いずれの項目でも他の先進諸国や中国と比較して一桁少なく、我が国の世界に占める経済規模を考えると僅少と言わざるを得ない。スタートアップの有力なバロメータであるユニコーン企業¹²⁶数に至っては、米国企業が151社、中国企業が82社であるのに対し、日本企業は1社のみとなっている。

このような我が国の足踏みの背景として、企業風土や国民性、教育制度を挙げることもできるが、まずは仕組みづくりが大事である。シリコンバレーのみならず、ニューヨークや北京、上海等では、都市政策の一環でエコシステム拠点形成が進められており学ぶべき点は多い。例えば、東京都ではエリア内外のプレーヤーの交流機能強化、横断的な情報整理・リソースの共通アセット化、規制の知識や専門技術を持った人材・窓口の設置、成功事例の情報発信等の取組を進めている。

我が国には、優秀な人材と卓越した研究力を有する教育機関、高い技術力と開発力を有する大企業、国内金融資産1,800兆円を原資とする豊富な資金力がある。産学官が連携し、日本の潜在能力を開放する「日本型スタートアップ・エコシステム」の構築に向けた取組を加速化していく必要がある¹²⁷。

(1) オープンイノベーション

我が国の研究費総額18兆円のうち、13兆円が企業の研究費で占められている。デジタル経済下でビジネスサイクルが短期化していく中で、企業が自社のリソースのみで、新たな顧客の価値を生み出すイノベーションを起こすことはもはや難しくなっており、世界中に広がるリソースを活用するオープンイノベーションは、企業にとって必須の戦略となっている¹²⁸。

国は、大手企業がベンチャー企業の技術力を外部リソースとして活用する側面支援の取組として、「事業会社と研究開発型ベンチャー企業の連携のための手引き」やオープンイノベーションの現状を可視化した「オープンイノベーション白書」の作成、ベンチャー企業と事業会社とのマッチングを目的とした「JOIC/NEDO ピッチ」等を進めている¹²⁹。

¹²⁶ 企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業。

¹²⁷ 「Beyond Limits. Unlock Our Potential. ～世界に伍するスタートアップエコシステムの拠点形成戦略～中間とりまとめ」（平成31年3月）によれば、我が国のスタートアップ開業率（2015年・年度）は英国14.3%、仏国12.4%に対し日本は5.2%。ベンチャー投資額（2017年）は米国9兆5,336億円、中国3兆3,630億円、欧州8,140億円に対し日本は1,976億円。ファンド組成額（2017年）は米国3兆6,790億円、中国5兆7,713億円、欧州9,740億円に対し日本は1,953億円となっている。

¹²⁸ オープンイノベーション・ベンチャー創造協議会／国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構「オープンイノベーション白書第二版（概要版）」（平成30年6月）。

¹²⁹ 経済産業省「Society 5.0時代のオープンイノベーション、スタートアップ政策の方向性」（平成31年3月4日）。

今後は、産業界はもちろんのこと、ベンチャー投資を行う政府系金融機関や官民ファンド¹³⁰などのネットワーキング等のより直接的な支援を行うとともに、表彰を通じた好事例の展開やスタートアップ関連イベントの連携強化を図ること、更なるオープンイノベーションを促進していくこととする。

(2) アクセラレータの重要性

スタートアップの創業者は、技術力に優れていても資金調達や事業提携、経営ノウハウの面で支援を要する場合が多い。スタートアップの事業成長を加速化させるには、アクセラレータやベンチャー・キャピタル（CVC¹³¹を含む。）等の存在が重要となる。そうした認識の下、スタートアップと大企業が共同で事業を立ち上げるコーポレート・アクセラレータ¹³²が、我が国でも広がりを見せている¹³³。ただし、米国や中国等と比較して投資額が小規模との指摘は多い。

世界で活躍するスタートアップ創出のため、これまで国は、選定スタートアップに対する海外進出支援などの官民による集中支援プログラム「J-Startup¹³⁴」の創設や、世界各地のスタートアップ・エコシステム先進地域において、現地の有力スタートアップ・アクセラレータ等と提携し、日系企業の現地展開及び現地有力スタートアップの日本進出の支援等を行ってきた。

今後は、グローバル・トップ・アクセラレータとの連携など、我が国のアクセラレーション機能の強化を通じ、官民が一丸となって我が国のスタートアップ・エコシステムを強化し、グローバルなスタートアップを生み出していくこととする。

(3) 公共調達のイノベーション化

国が実施する調達や研究開発においては、現状の予算や人材等のリソース面での制約は厳しく、現場の省力化や生産性の向上へのニーズが更に高まっていくものと考えられる。新しい技術や着想を発掘し活用していくことが従来にも増して重要である。研究開発型の中小・ベンチャー企業は、機動性に富み、スピード感あるイノベーションの担い手として期待され、我が国の科学技術振興や産業基盤の国際競争力強化の観点からも、中小・ベンチャー企業の創出や育成の強化が求

¹³⁰ 官民ファンドの代表例としては、株式会社産業革新投資機構、東京大学協創プラットフォーム開発株式会社（官民イノベーションプログラム）等が挙げられる。

¹³¹ Corporate Venture Capitalの略。事業会社が自己資金等でファンドを組成し、スタートアップに出資を行うこと。

¹³² コーポレート・アクセラレータは、主に大企業が新興企業（スタートアップ等）と共同で新規事業の立ち上げやイノベーションを目指すことを目的としている。

¹³³ 例えば、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの「MUFG Digitalアクセラレータ」、東京急行電鉄株式会社の「東急アクセラレートプログラム」等が挙げられる。

¹³⁴ 経済産業省が推進するスタートアップの育成支援プログラム。J-Startup企業として選定されることで、認定VCを通じたファイナンス支援、「規制のサンドボックス」の利用支援、知財戦略の構築支援、海外展開支援（メンタリング、イベント出展サポート等）などの公的な支援を受けることができる。

められている。

一方、一部の府省庁で公共調達のイノベーション化及び中小・ベンチャー企業の活用促進が進んでいるものの、調達の現場でそうした取組が十分に浸透していない。そこで、平成31年4月に「公共調達のイノベーション化及び中小・ベンチャー企業の活用の促進に係るガイドライン」が策定されたところである。今後も、政府全体で先進技術の導入や中小・ベンチャー企業の活用を促進するべく、各府省庁はガイドラインを踏まえた取組を積極的に行うこととする¹³⁵。

¹³⁵ 内閣府「公共調達のイノベーション化及び中小・ベンチャー企業の活用の促進に係るガイドライン」(平成31年4月1日)。

4 人材の育成等

デジタル時代における国際競争の主戦場であるAIやデータの利活用を進めるためには、こうした分野を支える高度人材や実務を担う人材のスキルを強化するとともに、国民全体のITやデータに対する理解の底上げを図ることが求められる。加えて、国民向けの教育及び学習の振興の両面から取り組む必要があり、IT基本法及び官民データ基本法のいずれにもその考え方が盛り込まれている¹³⁶。

(1) AI人材の育成

IT関連市場規模が今後も拡大を続ける場合、IT人材の需給ギャップは、平成30年（2018年）の約22万人から、令和12年（2030年）には約45万人まで拡大し、特に、AI人材の需給ギャップは、平成30年（2018年）の3.4万人から、令和12年（2030年）には12.4万人まで拡大するとの試算もある¹³⁷。デジタル時代の「読み・書き・そろばん」である数理・データサイエンス・AIに関する知識と技能を全ての国民が育み、あらゆるレベルでリテラシーを持つ人材を育成するため、「AI戦略2019」に沿って、小中高校における教育環境の整備や社会人のリカレント教育を含めたリテラシー教育、大学・高等専門学校における応用基礎教育、実課題をAIで発見・解決する学習中心の実践的な課題解決型AI人材育成などのエキスパート教育に取り組む。

(2) IoT・セキュリティ人材の育成

IoTの普及に伴うデータ流通を下支えするネットワークインフラについて運用管理・制御技術等を有する人材や、技術開発のみならずデータ活用に係る専門的な知識等を有する人材の育成に取り組む必要がある。これら人材が核となり新たな製品やサービス供給や異分野連携等を進めていく。

情報セキュリティの人材育成も急務であることから、「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」（平成28年3月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）や「サイバーセキュリティ人材育成プログラム」（平成29年4月18日サイバーセキュリティ戦略本部決定）、さらには、「サイバーセキュリティ戦略」に基づく人材育成の推進に取り組む。

また、地域産業の活性化や課題解決を実現する観点からも、5G、IoTなどの技術を安全かつ円滑に導入・利活用できる地域の人材育成を推進する。あわせて、巧妙化・複合化するサイバー攻撃に対し、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び重要インフラ事業者等の情報システム担当者を対象とする実践的サイバー防御演習を実施するとともに、地域におけるサイバーセキュリティ人材の不足

¹³⁶ IT基本法第18条（教育及び学習の振興並びに人材の育成）、官民データ基本法第17条（人材の育成及び確保）及び官民データ基本法第18条（教育及び学習の振興、普及啓発等）。

¹³⁷ 経済産業省委託事業「IT人材需給に関する調査」（平成31年3月）による。

に対応するため、サイバーセキュリティ人材を育成し、地域におけるセキュリティ人材のエコシステムの形成を図る。

加えて、企業と人材のマッチング促進のため職務・役割と技能・資格等のひも付け、共通言語化等を行うことによりセキュリティ人材活躍モデルを構築するとともに、情報系・制御系に精通した重要インフラ・産業基盤等の中核人材育成の地方展開を図る。

(3) 国民の教育及び学習の振興

我が国におけるデータの分析力や活用力の底上げを図るため、高度人材のみならず、地域において児童生徒、学生、社会人、障害者、高齢者等がプログラミングなどのICTに関して世代を超えて知識・経験を共有する地域ICTクラブの取組を推進してきた。実証を踏まえたガイドラインの策定により、ICTへの興味・関心を高めた児童生徒等が、誰でもどこでも発展的・継続的に学べる環境整備に取り組む。

また、子供たちが豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手として、社会の形成に参画するための資質・能力を身に付けられるよう、学校現場における遠隔教育などの先端技術の効果的な活用に向けた方策の検討を進めるとともに、その基盤として、統合型校務支援システムの導入などのICT環境整備を一層促進する。また、学習者用デジタル教科書の効果・影響についての実証研究を実施する。

(4) 人材の流動性

社会基盤としての高度人材育成・国民の教育・学習振興を進める一方で、平成30年（2018年）時点においてもIT人材の需要ギャップは22万人とされている。我が国においては、IT人材はIT企業に偏在している傾向にある¹³⁸。そのIT企業においても、IT人材不足が顕在化しつつあり¹³⁹、既にスキルを有するIT人材の活用は、経済活性化の観点からも重要かつ喫緊の課題である。

政府としては、労働生産性向上に向けた、時間と場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワーク等を推進¹⁴⁰し、また、フリーランスなどの雇用関係

¹³⁸ 独立行政法人情報処理推進機構「IT人材白書2017」（平成29年4月）によれば、日本ではIT人材はIT企業に所属する割合が72%と高い。

¹³⁹ 独立行政法人情報処理推進機構「IT人材白書2019」（令和元年5月）によれば、IT企業において、約9割の企業が「IT人材が不足している」と回答している（平成30年度調査）。

¹⁴⁰ 総務省「平成29年版情報通信白書」、厚生労働省「平成26年度テレワークモデル実証事業」によれば、働き方改革に取り組む目的として「人手の確保（48%）」、「労働生産性の向上（44%）」を挙げる企業が多く、テレワーク導入企業における従業員数の増加や売上高・経常利益の増加のほか、就業者のプライベート時間の増加といった効果が確認されている。政府内では、「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」（平成30年2月）、「テレワークセキュリティガイドライン」（平成30年4月）の策定等の環境整備を行ってきており、インバウンドと交通需要の激増の見込まれる令和2年（2020年）をターゲットイヤーとして、テレワーク普及の加速化を図ることとしている。

によらない働き方に関する保護等の在り方について検討を行っている。

また、フリーランスの就業形態の一つである「シェアリングエコノミー」のプラットフォームを利用して働くシェアワーカー¹⁴¹の信用力を補完するとともに、そのロールモデルを確立するため、一定以上のスキルを習得したシェアワーカーを認証（可視化）する仕組みの具体化を図り、来年度から実施する。

¹⁴¹ 一般社団法人シェアリングエコノミー協会HPによれば、シェアワーカーとは、シェアサービス・プラットフォームを介しスキルや労働を提供し対価を得る人を指す。

5 デジタル格差対策

我が国の総人口は、平成22年（2008年）をピークに減少局面に突入しており、令和24年（2042年）には高齢者人口がピークを迎えるとともに、生産年齢人口も減少傾向にある。これからの本格的なAI・IoT時代の到来を見据え、デジタル技術の利活用により、高齢者や障害者を支援するとともに、男女共同参画や外国人との共生を実現し、年齢、障害の有無、性別、国籍等にかかわらず、みんなが支え合う社会を目指すことが必要である。社会全体のデジタル化を進めるに当たり、全ての国民が不安なくデジタル化の恩恵を享受できる環境の整備に取り組む¹⁴²。

（１） 高齢者等へのデジタル活用支援

高齢者等にとって、もっとも身近なICT機器の一つであるスマートフォンの使い方を学ぶことは、ICT機器やサービスによるQOLの向上の基礎となるだけでなく、新たなことを学ぶ生きがいや就労機会等へのきっかけとなるなど、再活躍につながることを期待される一方、普段使用しない者のデジタル機器への心理的ハードルは高い場合が多く、ICTに馴染みのない高齢者等がデジタル活用の利便性を享受するためには、住居から地理的に近い場所で心理的に身近な人からICTを学ぶことのできる環境が必要である。

このため、高齢者等に対し身近な存在がスマートフォンをはじめとしたICT機器・サービスに係る相談機会を提供するデジタル活用支援員の仕組みについて、当該支援員のモデル構築をした上での横展開や、全国展開を視野に入れた検討を行う。

（２） デジタル時代の新たなコミュニティとしての地域ICTクラブ

今後の本格的なAI・IoTの時代においては、大幅なICT人材の不足が予測されており、地域で子供、学生、社会人、障害者、高齢者等がプログラミングなどのICTに関して世代を超えて知識・経験を共有する取組である地域ICTクラブは、ICTスキルの習得による活躍へのきっかけ作りのほか、ICTの学び合いを通じた参加者同士の相互理解の促進等、デジタル共生社会における新しいコミュニティの一つとして機能することが期待される。

このため、各地域における取組が容易になるよう、今年度末までに当該クラブ設置・運営のためのガイドラインの策定等に取り組む。

また、地域ICTクラブを発展させ、将来の自社人材の確保も視野に入れた企業運営型や、地域ICTクラブのメンター育成にも寄与する社会で求められるICTスキルの習得を意識した活動の仕組みについて検討を行う。

¹⁴² 総務省「デジタル活用共生社会の実現に向けて～デジタル活用共生社会実現会議報告～」(平成31年4月19日公表) 参照。

さらに、急激な技術革新の時代には、ICTをツールとして使いこなし、自ら課題を発見し解決していくイノベティブな能力が求められることから、イノベティブな人材育成を意識した活動についても検討を行う。

(3) 障害当事者参加型技術開発の推進

障害者にとり、情報の受信・収集から発信に至るまでのコミュニケーションについて、ICT機器の利用により制約を低減させることが可能となる。

障害者等の状況にきめ細やかに対応可能なICT機器・サービスの開発に当たっては、開発計画段階から個々のニーズに応じていく必要があることから障害者関連団体や公益法人などの既存の団体の取組と連携し、障害者向けICT機器・サービスの開発に資する情報の収集・共有のための関連情報のデータベースの構築や、収集した情報を活用した各種マッチング機能等の整備を内容とする、障害関連情報共有プラットフォームの整備を行う。

また、ICT機器・サービスに対する情報アクセシビリティ基準適合に関する自己評価の仕組みを導入し、政府調達におけるアクセシビリティ確保の促進に取り組む。

第2部 官民データ活用推進基本計画

I. 官民データ活用推進基本計画に基づく施策の推進

「官民データ利活用社会」のモデルを構築するため、官民データ基本法第8条に規定する官民データ活用推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとされている。

- ① 官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針
- ② 国の行政機関における官民データ活用に関する事項
- ③ 地方公共団体及び事業者における官民データ活用の促進に関する事項
- ④ 官民データ活用に関し政府が重点的に講ずべき施策
- ⑤ 上記のほか、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項

基本計画は、新しい社会インフラとしての「データ利活用のための基盤」の整備を、国と各地方公共団体等が一体となって全体を俯瞰しながら取り組むためのいわば「見取図」である。

この「見取図」を基に、国際機関、事業者、団体等が取りまとめるIT関連の各種ランキングにおいて、世界最先端を目指すべく、国は、具体的施策について、全体を俯瞰しつつ、また、世界の中での我が国のIT関連技術開発の置かれた状況も的確に把握しながら総合的に推進するものとする。

1 官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針

(1) 基本計画の策定とその着実な実施

基本計画では、国、地方公共団体、事業者等における官民データの利活用に関する具体的施策について、これまでの取組と課題を整理した上で、今後の方向性を示す。また、具体的施策については、以下の点を踏まえ、取り組むものとする。

- ・ 施策の内容が、国民や事業者等（利用者）の便益や公共価値（Public Value）の向上にどのようにつながるのかなどの政策目標を、適切かつ明確にすること。
- ・ 認識した課題やその解決に向け、具体的な事実関係に基づいた施策とすること。
- ・ 他の施策との間で重複がなく、関係する府省庁、地方公共団体、事業者等との間で、適切かつ効果的な分担・連携を図ること。
- ・ 施策のスケジュール、指標（KPI）の設定については、その利用者である国民や事業者等の視点を重視することとし、できるだけ定量的に示すこと。

基本計画で示す具体的施策の進め方については、施策によって異なり、具体的施策の達成期限を一律に設定することは困難であるが、国と各地方公共団体が一体となって基本計画の具体的施策を着実に実施するためには、少なくとも各々の具体的施策が実現することで、国民・事業者等にどのようなメリットがもたらされるかを示し、共有しておくことが不可欠である。

また、そのメリットの実現に向かって、マイルストーンを設けることも重要であることから、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される令和2年を一つの区切りとした上で、それまでにどこまで達成するかといった目標等を定めることも必要である。

その際、政府CIOを司令塔とした以下の見直しの取組を通じて、迅速かつタイムリーに、基本計画の具体的施策の内容等を調整しながら、目標に向かってPDCA（Plan、Do、Check、Action）サイクル（P、D、C、Aの各々の過程におけるPDCAを含む。）を推進し、スパイラルアップを目指す。その際、一つ一つの事実を徹底的に把握し、課題の可視化と因果関係の整理を行い、成果の達成度合等について評価を行うこととする。

- ① 基本計画の具体的施策について、定期的に進捗状況や成果等のフォローアップを行い、その評価結果を踏まえた見直し
- ② 今後の技術の進展や新たに登場するサービス等の動向、国民や事業者等のニ

ーズを踏まえ、基本計画の具体的施策を進める中で、更に対応すべき課題や、当初の基本計画では想定しなかった新たな課題やメリット、KPI等を修正・追加するなどの見直し

(2) 重点分野の指定（分野横断的なデータ連携を見据えつつ）

データ大流通時代においては、将来的に誰もが官民データを分野横断的に活用できるものとなり、ヒト・ヒト、ヒト・モノ、モノ・モノのインターネット上のつながりの深化により、将来を見据えたプラットフォームの整備が必要となる。他方、分野によって、データ標準化やデータ連携の進捗状況に差があるため、現時点においては、分野横断的なデータ連携を見据えつつ、政府、地方公共団体、事業者等が保有する分野ごとのデータの集積を進めるとともに、各分野のデータ標準化やデータ連携を進めることも重要である。

基本計画に示す各種施策の効果を最大限に発揮していくためには、あれこれ手を出すのではなく、選択と集中、各種施策における事実関係の正確な把握とPDCA、その対策の中で得られたノウハウの共有と横展開等を適時適切に行っていくことが必要である。

そこで、我が国が集中的に対応すべき、①経済再生・財政健全化、②地域の活性化、③国民生活の安全・安心の確保といった諸課題に対し、官民データ利活用の推進等を図ることで、その解決が期待される8つの分野（電子行政、健康・医療・介護、観光、金融、農林水産、ものづくり、インフラ・防災・減災等及び移動）を重点分野として指定する。

① 経済再生・財政健全化の課題解決に資する分野

ア) 社会保障制度改革を含む行財政改革の推進については、IT化・BPRによる国民の利便性の向上、事業活動の促進や行政コストの削減等が期待される「電子行政分野」、AI、IoTなどの技術や官民データの利活用による、効果的な治療、重症化予防等を通じた社会保障費削減に加え、健康寿命の延伸や、医療、介護サービスの生産性向上等が期待される「健康・医療・介護分野」。

イ) 生産性の向上、イノベーションの創出と人材の強化、働き方改革の実現については、AI、IoTなどの技術と官民データの利活用を通じた産業の革新（コネクテッド・インダストリーズへの変革）等により、例えば、中小企業等における効率的な在庫調整等を通じた、労働生産性の向上や工員等の働き方改革等が期待される「ものづくり分野」、FinTech等による新サービスやイノベーションの創出等が期待される「金融分野」等（そのほ

か、観光、農林水産、インフラ、移動分野¹⁴³⁾。

② 地域の活性化の課題解決に資する分野

AI、IoTなどの技術と官民データの利活用により、新たに掘り起こされる観光需要に応じた地域の高齢者等の雇用創出等が期待される「観光分野」、中小企業や熟練農業者の技術の蓄積・継承等による、生産性向上や雇用創出等が期待される「ものづくり分野」や「農林水産分野」等（そのほか、移動分野¹⁴⁴⁾）。

③ 国民生活の安全・安心の確保の課題解決に資する分野

AI、IoTなどの技術と官民データの利活用により、個人の生活や身体に合わせた健康管理のアドバイスや、遠隔医療の活用、エビデンスに基づく効果的な治療・介護等が期待される「健康・医療・介護分野」、有線・無線ネットワークの多重化やLアラート（災害情報共有システム）等をベースとして、平常時における災害リスクの予防・予知や、発災・復旧時の円滑な支援策等が期待される「インフラ・防災・減災等分野」。

上述の重点分野ごとに、データ利活用推進の観点から、国際機関、事業者、団体等が取りまとめるIT関連の各種ランキングにおいて世界最先端を目指すべく、重点的に講ずべき施策を選定する。

（３） 官民データ活用によるEBPMの推進

国民に信頼される行政を展開するため、「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）等に基づき、官民データ等も積極的に利活用し、引き続き、証拠に基づく政策立案（EBPM）を推進する。また、各府省庁においては、「統計等データの提供等の判断のためのガイドライン」（平成30年4月27日EBPM推進委員会決定）、「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」（平成30年4月27日EBPM推進委員会決定）に基づき、統計等データの提供要請等の受付及び相談対応、行政保有データの棚卸結果等を活用した一元的な統計等データの所在情報の整備・管理、「電子行政（統計等データ）」分野でのオープンデータ官民ラウンドテーブルの開催など、統計等データの利活用促進や人材の確保・育成等に努めるほか、EBPMの実践に取り組み、EBPMの浸透・定着を図る。

¹⁴³ AI、IoTなどの技術と官民データの活用により、例えば、観光分野では、観光をきっかけとした観光先でのビジネス創出や起業、農林水産分野では収量や農作物の品質向上、インフラ分野では建設現場工程の効率化、移動分野では道路や公共交通の混雑緩和や物流効率化など、諸課題の解決が期待される。

¹⁴⁴ AI、IoTなどの技術と官民データの活用により、例えば、移動分野では、自動運転による地域の高齢者等の移動支援など、諸課題の解決が期待される。

2 推進体制

(1) 基本計画のPDCA

官民データの利活用環境の整備を強力に進めるため、IT総合戦略本部の下に設置された、内閣総理大臣を議長とする官民データ活用推進戦略会議において、全体を俯瞰しつつ、横断的に取組を進める。また、府省庁の取組の歯車がかみ合い、力強く目標に向かって進むよう、「横串」を通す調整を行うことで、迅速かつタイムリーにPDCAサイクルを推進し、スパイラルアップを目指す。

このうち、デジタル・ガバメントの推進については、基本計画に加え、デジタル・ガバメント実行計画及び同実行計画に基づく各府省中長期計画を一体として取組を進める。

各府省庁及び政府CIOによるフォローアップ

各府省庁は、府省庁が実施する施策について、各府省庁CIO及び副CIOのリーダーシップの下、全体を俯瞰しつつフォローアップを行い、進捗状況や成果を確認し評価を行う。

前述の重点分野のうち、重点的に講ずべき施策については、四半期に1回、政府CIOにより、官民データ利活用推進の観点からフォローアップを行い、進捗状況や成果を確認し評価を行う。その際、一つ一つの事実を徹底的に把握し、課題の可視化と因果関係の整理を行った上で評価を行う。その評価結果を踏まえ、「政策効果」、「目標」、「KPI」等について、不断の見直しを実施する。重点的に講ずべき施策以外の施策については、年1回、同様のフォローアップを行う。

なお、デジタル・ガバメント実行計画の推進に関する施策については、同実行計画に定めるところによりフォローアップ及び見直しを行う。

重点的投資に係る仕組み

重点的に講ずべき施策については、政府CIOの評価を基に、既存の施策を見直しつつ、特定の施策に重点的に投資できるよう予算に反映する。

EBPMの推進

EBPMサイクル¹⁴⁵を構築するため、各府省庁に置かれている政策立案総括審議官等が、各府省庁におけるEBPMの推進に係る取組を総括するとともに、官民データ

¹⁴⁵ EBPMの推進には、政策の前提となる関連事実と政策課題を的確に把握するとともに、具体的政策の内容とその効果をつなぐ論理、政策効果とそのコストの関係を明示することが欠かせない。この基盤をなすのが、統計等データなどの客観的な証拠であり、政策課題の把握、政策効果の予測・測定・評価による政策の改善と統計等データの整備・改善が有機的に連動するサイクル（EBPMサイクル）を構築することが必要である。

活用推進戦略会議の下に置かれたEBPM推進委員会において、引き続き政府横断的なEBPMの推進に取り組む。

相談窓口の設置

IT総合戦略室に設けた総合的な相談窓口及び各府省庁に設けた相談窓口において、官民データに関する国民や事業者からの相談に応じる。また、国民及び事業者に対しては必要な情報提供を行うほか、地方公共団体に対しては課題ごとに関係する省庁と適宜連携を図り、地方公共団体ごとの課題に配慮しつつ地方公共団体が主体的に行う計画策定を支援する。以上によって、官民データの積極的な利活用を促進する。

(2) 関係本部等との連携

ITに関する政府全体の政策の推進に当たっては、サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合・一体化するSociety 5.0の実現を目指す中、ITが社会変革の中心になりつつあることを踏まえ、サイバーセキュリティ戦略本部、個人情報保護委員会をはじめ、関係本部等の取組との緊密な連携を図る。

・ サイバーセキュリティの確保（サイバーセキュリティ戦略本部の取組）

「サイバーセキュリティ戦略」において示されているとおり、サイバー空間と実空間の一体化が進み、様々な恩恵がもたらされる一方で、サイバー攻撃による多大な経済的・社会的な損失が生ずるなどの脅威が高まっている。今後、官民のデータ利活用が進展すれば、データの真正性・完全性の重要性が増し、それを毀損するようなIoT、サプライチェーンの脆弱な部分を狙う動き等が発生し、深刻な被害が生ずることが予想される。

このような課題に対し、官民データが安全に利活用できるよう、データを保有する官民の各主体によるサイバーセキュリティ対策を強化していくことが重要である。このため、全ての主体が自律的にサイバーセキュリティに取り組むとともに、企業経営においてはデジタルトランスフォーメーションの推進と同時にサイバーセキュリティ対策を組み込んでいくことが必要である。さらに、サービスの安全かつ持続的な提供の任務を担う政府機関等や重要インフラ事業者等は、基本的な対策に加え、脅威に対して事前に積極的な防御策を講ずる「積極的サイバー防御」や、迅速な復旧を含む対処態勢の構築にも取り組むことが求められる。

これらの観点を踏まえ、サイバーセキュリティ戦略本部において、サイバーセキュリティ戦略に基づき、こうした対処方針を明確化し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据え、サプライチェーン・リスクに対応するための技術検証体制の整備、研究・技術開発の推進、対処態勢

の整備、人材の確保・育成、脆弱なIoT機器への積極的な対策等を推進する。

- ・ 個人情報等の適正な取扱いの確保（個人情報保護委員会の取組）

個人情報又は匿名加工情報（以下「個人情報等」という。）を含む官民データの利活用の推進に当たっては、官民データ基本法第3条（基本理念）に「官民データ活用の推進は、（中略）個人情報の保護に関する法律（中略）による施策と相まって、個人及び法人の権利利益を保護しつつ情報の円滑な流通の確保を図ることを旨として、行われなければならない」と定められていることを踏まえ、個人情報保護委員会による個人情報等の保護及び適正かつ効果的な活用に係る施策と連携しながら、個人情報保護法の規定にのっとりた個人情報等の適正な取扱いが確保されるよう留意しつつ、推進を図る。

また、個人情報の国境を越えた流通が増大する中、個人情報の保護を図りつつ国際的なデータ流通が円滑に行われるための環境を整備することが重要となっており、日EU間の相互の個人データ移転枠組みや、APECの越境プライバシールール（CBPR）を推進してきた立場から、国際会議や二国間の枠組み等を活用し、個人情報保護ルールの相互運用を実現するための各国の個人情報保護当局間の対話を進める。

- ・ 分野間データ連携基盤（総合科学技術・イノベーション会議の取組）

Society 5.0を実現するため分野横断のデータ連携基盤を整備し、データ連携の促進及びビッグデータ解析やAIの導入がしやすい環境を実現するとともに、総合科学技術・イノベーション会議において検討されている統合イノベーション戦略を踏まえた取組を実施する。

（3） 地方公共団体との連携・協力

官民データ利活用には、国と各地方公共団体等の間及び各地方公共団体等間の施策について、一定の整合性を確保し、官民データを円滑に利活用することが必要不可欠である。

官民データ基本法第9条においては、都道府県は官民データ活用の推進に関する施策の基本的な計画（「都道府県官民データ活用推進計画」）の策定が義務付けられ、市町村は官民データ活用の推進に関する施策の基本的な計画（「市町村官民データ活用推進計画」）の策定に努めること（努力義務）と定められている。

国は、各地方公共団体による官民データ活用推進計画の策定が円滑に図られるよう、平成29年10月に策定した地方公共団体の官民データ活用推進計画策定の手引の周知を徹底するとともに、地方公共団体からの意見等を踏まえ、継続的に手引の見直しを行う。

また、地方公共団体における計画の策定や施策の実施等に係る負担に配慮しつつ、国は、国が策定する基本計画の周知広報、地方公共団体からの求めに応じた国からの情報提供、法制上の措置も含め必要な支援等を行う。

都道府県及び市町村による計画が可能な限り早期に策定され、関連する施策との連携が図られることで、国全体として官民データの利活用が一体的に進むよう、地方公共団体との連携・協力を強力に推進することとする。

(4) 事業者等との連携・協力

今後、官民全体でITを活用した社会システムの抜本改革を進めていくためには、政府や地方公共団体といった官のみならず、事業者等においても、自らが保有するデータを抱え込むのではなく、分野を超えて利活用し、様々な知識や知恵を共有することが新たな技術やサービスの開発等を促すものという認識を有することが重要である。

このような観点から、官民データ基本法では、事業者についても、データのオープン化も含め、積極的に官民データ活用の推進に努めることや、契約の申込みその他の手続に関し、オンライン処理を促進するために必要な措置を講ずること等が規定されているところである。

他方、事業者等が保有するデータは自らの事業等を展開する中で収集したデータであり、この中には個人や法人の権利利益に関するもののほか、事業活動における他者との競争上重要なデータ（競争領域のデータ）も含まれている一方、災害時における官民のデータの共有による被災者支援のほか、自動運転の実現に向けて検討が進んでいるダイナミックマップの整備や走行映像データの共有化等に見られるように事業活動そのものにおいても、データの共有が新たな付加価値を生むようなデータ（協調領域のデータ）も含まれているものと考えられる。

このため、事業者等の保有するデータについても、例えば、業界団体等において協調領域のデータについてはできる限り共有する方向で取り組むことが望まれるとともに、政府においても、個人や法人の権利利益や国の安全等が阻害されることのないよう配慮し、競争領域と協調領域にも留意しつつ、官民データの相互の連携が可能となるよう、事業者等に対する意識の啓発、標準化やAPI連携も含めたプラットフォームの整備など、官民データの利活用を促進する上で、事業者等との連携や協力を積極的に推進し、そのための環境整備を行っていくことが必要である。

施策集

II. 施策集

目次

(1) 行政手続等のオンライン化原則【官民データ基本法第10条関係】	82
(2) オープンデータの促進【官民データ基本法第11条第1項及び第2項関係】	93
(3) データの円滑な流通の促進【官民データ基本法第11条第3項関係】	102
(4) データ利活用のルール整備【官民データ基本法第12条関係】	105
(5) マイナンバーカードの普及・活用【官民データ基本法第13条関係】	109
(6) 利用の機会等の格差の是正【官民データ基本法第14条関係】	114
(7) 情報システム改革・業務の見直し【官民データ基本法第15条第1項関係】	119
(8) データ連携のためのプラットフォーム整備【官民データ基本法第15条第2項関係】 ..	127
(9) 研究開発【官民データ基本法第16条関係】	140
(10) 人材育成、普及啓発【官民データ基本法第17条及び第18条関係】	148
(11) 国の施策と地方の施策との整合性の確保【官民データ基本法第19条関係】	153
(12) 国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開.....	155

基本的施策ごとの重点的に講ずべき施策

- ・ 前述の重点分野ごとに期待されるメリットの実現のために、重点的に講ずべき施策を、官民データ基本法第10条から第19条までに規定する基本的施策ごとに、スケジュール、KPI等を整理した上で、次項以降に示す。
- ・ 施策を実施する上で、課題の把握自体が十分に行われていないものも多く存在しており、そのような施策については、政府CIOを中心にフォローアップを行う際に、課題やスケジュール、KPI（進捗、効果）を更に明確化していくこととする。
- ・ 具体的施策の内容によっては、官民データ基本法第10条から第19条までに規定する複数の基本的施策に関連するものもある。具体的施策が、どの基本的施策と関連するのかが分かるよう整理しつつ、総合的かつ効果的に具体的施策を実施することとする。
- ・ あわせて、官民データ基本法第9条に基づき、都道府県及び市町村が、それぞれ地方版の計画を策定することとされていることを踏まえ¹⁴⁶、各地方公共団体がその計画に基づき実施する施策と、国が策定する基本計画の具体的施策との関連性についても整理しつつ、実施する。

¹⁴⁶ 官民データ基本法第9条では、都道府県は、国の基本計画に即して、当該都道府県の区域における官民データの利活用の推進に関する施策についての基本的な計画（都道府県官民データ活用推進計画）を定めることとされている。特別区を含む市町村は、国の基本計画に即し、かつ、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して、当該市町村における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画（市町村官民データ活用推進計画）を定めるよう努めることとされている。

II－（１）行政手続等のオンライン化原則【官民データ基本法第10条関係】

これまでの主な取組

- ・ 平成14年に行政手続の電子化を可能とする行政手続オンライン化法¹⁴⁷が制定された。平成25年には、個別の改革事項28項目（国税関係書類のスキヤナ保存要件の緩和、高校での遠隔授業の正規授業化等）から成るアクションプランを策定し、各種制度改革が進展している。
- ・ 平成28年には網羅的な実態把握を行い、国の手続では法令上の規制はないもののオンライン化されていない手続や、オンライン化されていてもオンライン利用率が低い手続が多数あること等を明らかにした。この調査結果を踏まえ、行政手続等におけるオンライン化の徹底及び添付書類の撤廃等を実現するためのデジタル手続法が策定され、本年5月に同法が成立したところ。今後、同法に基づく取組を着実に進めていく必要がある。

○[No. 1－1] デジタルファーストの実現に向けた法整備

分野横断

- ・ 利用者視点の行政サービスを提供するため、デジタル化の3原則（デジタルファースト、ワンスオンリー及びコネクテッド・ワンストップ）に沿った行政サービスの実現に向けた基盤の整備が必要。
- ・ 内閣官房は各府省庁の協力を得て、行政手続等におけるオンライン化の徹底及び添付書類の撤廃等を実現するため、「デジタル手続法案」を平成31年3月に国会に提出し、令和元年5月に成立したところ。今後、令和元年内を目途に、オンライン化の適用除外の範囲等を内容とする関係政令の整備を行うとともに、各府省庁において、同法に基づく主務省令を整備する。
- ・ これにより、行政手続等に係る国民の負担を軽減し、利用者中心の行政サービスの実現に寄与。

KPI（進捗）：デジタル手続法に基づく政省令の整備

KPI（効果）：未設定（令和元年度中に検討）

○[No. 1－2] デジタルファーストの実現に向けたシステム基盤の構築

分野横断

- ・ 行政手続等におけるオンライン化の徹底及び添付書類の撤廃等を実現するためには、デジタルを前提とした業務の見直し（BPR）を行った上で、オンライン手続を可能とするとともに、行政機関間や民間まで含めた情報連携を可能とするシステム基盤の整備が必要。
- ・ このため、内閣官房は各府省庁の協力を得て、令和元年内を目途に、デジタル手続法に基づく情報システム整備計画を策定し、国及び地方公共団体の行政手続の

¹⁴⁷ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）。

オンライン化、本人確認や手数料支払いのオンライン化（オンライン手続時の手数料の減額等の優遇措置の検討を含む。）、添付書類の撤廃を可能とする情報連携、既存のインフラを活用した情報システムの共用化、データの標準化やAPIの整備、セキュリティ対策や個人情報の保護等の安全性及び信頼性を確保するための措置、デジタルデバйд対策、国民等への周知・広報等に係る事項を盛り込む。各府省庁は、情報システム整備計画の策定に当たり、オンライン化や添付書類の省略の実現時期、情報システム整備の費用対効果及びオンライン利用率を明らかにする。また、情報システム整備計画に基づく取組を進めるに当たっては、利用者の負担軽減及び行政運営の効率化並びにオンライン利用率などのKPIを設定してその取組状況を毎年フォローアップする。

- ・ これにより、デジタルファースト、ワンスオンリー及びコネクテッド・ワンストップを実現し、利用者視点の行政サービスの実現に寄与。

KPI（進捗）：デジタル手続法に基づく「情報システム整備計画」の策定

KPI（効果）：未設定（令和元年度中に検討）

○[No. 1－3] 行政手続等の棚卸

分野横断

- ・ 各府省庁が行政サービス改革の基盤データとして活用するため、棚卸データの継続的なメンテナンスや改善が必要。
- ・ 毎年度、各府省庁が作成する棚卸データを内閣官房において取りまとめ、その概況や行政手続などのオンライン化の状況等について公表。また、棚卸データの活用観点からの改善、調査方法の効率化等を検討。
- ・ これにより、棚卸データに基づき、オンライン化原則に向けた業務の見直し（BPR）やシステム改革等の推進に取り組み、サービス利用者と提供者双方の負担の最小化と、質の高い行政サービスを実現。

KPI（進捗）：行政手続等の棚卸の継続実施

KPI（効果）：未設定（令和元年度中に検討）

○[No. 1－4] 法人情報に係る政府全体のバックオフィス連携

分野横断

- ・ 一度行政機関に提出した法人情報は、再度提出を求めないよう法人情報のバックオフィス連携を進めることが必要。
- ・ 「行政手続等の棚卸」の結果等を踏まえ、バックオフィス連携の対象とする手続やシステムについて、令和2年度までの目標値（手続数、縮減額等）等を定めた方針を策定し、それに基づき実施。
- ・ 同様の情報が必要となる手続等を簡素化し、コストを縮減。

KPI（進捗）：行政機関等の間でバックオフィス連携している手続の数

KPI（効果）：バックオフィス連携によるコスト縮減額等

○[No. 1－5] マイナンバーカードと電子委任状を活用した政府調達

分野横断

- ・ 電子委任状の普及の促進に関する法律（平成29年法律第64号）及び関係政省令・基本指針を平成29年度に施行。今後、マイナンバーカードと電子委任状に対応した電子調達システムの利用を促進していくことが必要。
- ・ マイナンバーカード・電子委任状に対応した電子調達システムを開発し、平成30年度から順次利用開始。
- ・ これにより、国の電子調達システムのオンライン利用を促進し、法人側の調達に係る負担を軽減。

KPI（進捗）：マイナンバーカード・電子委任状を活用した電子調達の利用件数

KPI（効果）：電子応札率

○[No. 1－6] 地方公共団体の行政手続のオンライン利用促進

分野横断

- ・ 利用者の利便性向上や業務の効率化のため、行政手続のオンライン化が必要。
- ・ 平成30年5月に策定した「地方公共団体オンライン利用促進指針」に基づき、地方公共団体は、必要に応じて官民データ活用推進計画に組み込んだ上で、行政手続のオンライン利用を推進。
- ・ これにより、国民が窓口に出向かず各種行政サービスの申請をオンラインで完結できること、行政機関等からの情報をプッシュ型通知により受けることができること等を実現できる環境を整備。

KPI（進捗）：「地方公共団体における行政手続のオンライン利用の状況」に関する調査・公表継続実施

KPI（効果）：未設定（令和元年度中に検討）

○[No. 1－7] 金融機関×行政機関の情報連携（預貯金等の照会）

分野横断

- ・ 行政機関が税務調査等のため実施する、金融機関に対する預貯金等の取引状況に係る照会について、その多くは書面により行われているが、金融機関において回答する際に負担を生じており、行政機関においても行政事務に時間を要する等、課題となる場合がある。
- ・ 平成30年度に金融機関及び地方公共団体を実施した実証実験や内閣官房が実施した実態調査の結果を踏まえ、内閣官房及び金融庁において関係府省や地方公共団体、金融機関等による検討会を令和元年度に設け、行政機関と金融機関間の預貯金等の照会のオンライン・ワンストップ化等について検討する。
- ・ これにより、預貯金等の取引状況に係る照会及び回答がデジタル化され、金融機関における負担軽減及び行政機関における迅速かつ適正な行政事務の遂行を実現。

KPI（進捗）：預貯金等の照会に係るオンライン・ワンストップ化の方向性の取りま

とめ（令和元年度前半）

KPI（効果）：未設定（令和元年度中に検討）

○[No. 1－8] 民－民手続におけるオンライン化の推進

分野横断

- ・ 法令上オンライン手続が可能だが、依然、慣習として対面・書面手続が残っている手続について改善の取組が必要。
- ・ 先行事例等を参考にして民間事業者の取組を促すとともに、①株主総会プロセスの電子化、②不動産取引における重要事項説明のオンライン化といった事項など、行政機関において率先的に取り組むべき事項について取組状況を随時確認することにより、官民双方が社会全体のデジタル化に向けた意識改革を実現。
- ・ これにより、サービス利用者と提供者双方の取引コスト等の縮減を実現。

KPI（進捗）：未設定（令和元年度中に検討）

KPI（効果）：未設定（令和元年度中に検討）

○[No. 1－9] 株主総会招集通知添付書類の電子提供の原則化

電子行政

- ・ 株主総会招集通知の添付書類に関し、株主の個別の承諾を要しないで電子提供することができる新たな制度の具体的な内容について、要綱が取りまとめられ、法務大臣に答申された。
- ・ この要綱に基づく関係法案の立案作業を行い、令和元年度中の関係法案の国会提出を目指す。
- ・ 株主総会招集通知の添付書類についてインターネットを利用する方法による提供を促進することにより、株主総会の招集の手続を合理化するとともに、株式会社と株主との間のコミュニケーションの質を向上。

KPI（進捗）：株主総会の招集通知の添付書類に関し、株主の個別の同意を要しないで電子提供することができる新たな制度を利用する上場企業の数
（令和4年度中に3,700社）

KPI（効果）：上場会社における株主総会資料の開示時期が改正法施行前年度における招集通知の株主総会前発送日より前倒しされた日数の平均値

○[No. 1－10] 不動産取引に係る重要事項説明のオンライン化

電子行政

- ・ 賃貸取引については、平成29年10月に重要事項説明のオンライン化の本格運用開始後、ITを活用した重要事項説明（以下「IT重説」という。）は実施件数が着実に積み上がり、トラブル等も確認されていない。また、法人間売買取引については平成29年8月から平成31年1月まで社会実験を実施したが、本格運用への移行の可否を判断するに足りる十分な結果が得られていない。さらに、個人を含む売買

取引については、賃貸取引に係るIT重説の実施状況と法人間売買取引に係るIT重説の社会実験の結果を踏まえて、社会実験を行うことを検討する必要がある。

- ・ 賃貸取引については、引き続き、トラブル等が起きていないかなどの実施状況の整理を行う。法人間売買取引については社会実験を継続実施する。個人を含む売買取引については、「第5回ITを活用した重要事項説明に係る社会実験に関する検討会」（平成31年2月12日）において、法人間売買取引の社会実験の実績はあがっていないものの、賃貸取引において実施件数が着実に積み上がり、かつトラブルなく安全に取引が行われていることを考慮し、社会実験を実施することが適当であるとされたことから、マニュアルの作成など、取引の安全性を担保するために必要な準備措置を講じた上で、令和元年度から、社会実験を開始する。
- ・ IT重説を可能にすることにより、遠距離の場合の負担が軽減されることや、対面するために要する時間の有効活用などの効果を期待。

KPI（進捗）：賃貸取引において事業者が提供するオンラインによる重要事項説明専用のシステムにて重要事項説明が実施された件数

KPI（効果）：不動産取引に係る重要事項説明の効率化

○[No. 1-11] 子育てワンストップサービス等の推進

電子行政

- ・ 来庁を前提とする手続（対面）や、オンライン化されていない手続（書面）が多く、申請者の手続に係る負担（時間、費用等）を縮減する必要性が存在。
- ・ 子育てワンストップに関しては、平成29年度から市町村によるサービス検索及び電子申請を開始。さらに、マイナポータルにおいて保育所入所申請に必要な就労証明書の電子化対応や、今後、障害児施策へのワンストップサービスの拡充等により、国民の利用を促進。また、妊娠から就学前までの官民の様々なサービスが最適なタイミングで案内され、ボタン1つで申請できるサービスの実現に向け、本年度内にロードマップを策定する。これを踏まえ、具体的なサービス提供を来年度に一部自治体において開始し、令和5年度からの全国展開を目指す。
- ・ 国民が窓口に出向かず子育てに関する官民の様々なサービスの申請をオンラインで完結でき、必要な情報をプッシュ型通知により受け取ることができる仕組みを活用し、国民の利便性向上や子育てに関する手続負担の軽減を実現する。

KPI（進捗）：取扱機関数（地方公共団体等）

KPI（効果）：ワンストップサービスにより電子申請可能な手続数（地方公共団体ごとの対象手続数の合計）

○[No. 1-12] 介護ワンストップサービスの推進

電子行政

- ・ 介護者はどこに相談すればよいか、情報がどこにあるかわからず不安を抱えており、申請手続においてはオンライン化されている手続は少なく負担が発生。

- ・ 介護ワンストップサービスは、要介護者本人や代理人による申請負担軽減を図るサービスを昨年度から開始したところであり、本年度以降、電子申請に係る地方公共団体の業務効率化に関する取組等により、多くの地方公共団体での導入促進を図るとともに、地方公共団体に対する電子申請における申請様式の提示等、地方公共団体や事業者等の負担が軽減されるよう更なる取組について本年度中に検討し、順次実施する。
- ・ これにより、本人や家族の不安及び手続に係る負担が軽減するとともに、ケアマネジャーなどの介護に従事する者の負担軽減が図られ、介護サービス利用者への自立支援や悪化の予防につながるような支援への注力が期待できる。

KPI（進捗）：取扱機関数（地方公共団体）

KPI（効果）：ワンストップサービスにより電子申請可能な手続数（地方公共団体ごとの対象手続数の合計）

○[No. 1－13] 引越しワンストップサービスの推進

電子行政

- ・ 引越しに際し、様々な行政機関や民間事業者に対して、ほぼ同一の情報を個別に届け出る必要があり、住所変更手続の負担が課題。
- ・ 平成31年4月に関係府省とともに取りまとめた方策に基づき、関係府省や地方公共団体、民間事業者等の協力の下、引越しポータルサイトによる手続に関するサービスについて令和元年12月までに実証実験を行う。実証実験の成果について令和2年2月までにガイドライン等として取りまとめるとともに、地方公共団体等において運用準備を行い、令和2年3月までに順次サービスを開始する。
- ・ これにより、各種の住所変更手続の負担が軽減されることで、新しい生活のスムーズなスタートアップを実現。

KPI（進捗）：取扱機関数（地方公共団体等）

KPI（効果）：ワンストップサービスにより電子申請可能な手続数（地方公共団体ごとの対象手続数の合計）

○[No. 1－14] 死亡・相続ワンストップサービスの推進

電子行政

- ・ 「死亡・相続」に関連する手続は多数存在し、その大半がオンライン化されていない。我が国の年間死亡者数は直近で約130万人と増加傾向にあることから、相続人の手続に係る負担やその手続を受ける行政機関・民間事業者等の負担軽減に向けた取組が必要。
- ・ 平成31年4月に関係府省とともに取りまとめた方策に基づき、関係府省や地方公共団体の協力の下、地方公共団体が必要に応じて遺族を支援する仕組みについて令和元年12月までに実証実験を行う。実証実験の成果について令和2年2月までにガイドライン等として取りまとめるとともに、地方公共団体において運用準備

を行い、令和2年3月までに順次サービスを開始する。また、相続手続の簡素化に向けた仕組みを構築すべく課題整理・方策検討を行う。

- ・ これにより、相続人や行政機関・民間事業者の負担を軽減。

KPI（進捗）：総合窓口設置自治体支援ナビの構築

相続手続の簡素化に関する検討の実施

KPI（効果）：死亡・相続に関して遺族が行う手続の削減数

○[No. 1－15] 自動車保有関係手続のワンストップサービスの充実

電子行政

- ・ ワンストップサービス（OSS）の導入地域数については、平成30年度において、9地域で新車新規OSSが新たに導入され、合計38地域に増加。対象車種及び対象手続については、令和元年度の軽自動車OSSの導入に向けた準備を進めるとともに、平成31年4月より輸出・解体等に係る手続を追加するためのシステム改修を行った。また、OSSの利用率や申請件数の増加のためには、OSSを利用することによる更なる申請負担の軽減措置を講ずることが必要。このため、平成30年4月より、検査登録手続に係る手数料をOSS申請の場合と書面申請の場合で区分し、OSS申請の場合の手数料を引き下げることとしたほか、継続検査等のOSS申請を行ってもなお必要となる運輸支局等への来訪を不要とするために必要な自動車検査証のICカード化に向けた制度整備に取り組んだ。
- ・ 自動車検査証のICカード化による運輸支局等への来訪不要化に当たっては、OSSの利用が必要となることから、自動車検査証のICカード化に先立ってOSSが利用されるよう、令和元年度以後、OSSの周知活動を強化するとともに、ICカード化された自動車検査証の空き容量の民間活用（例えば、ICチップの空き容量を利用して過去の自動車関連情報を参照可能とすることができるなど）について検討し、令和5年1月を想定し、ICカード化した自動車検査証の交付開始に向けた準備を進める。
- ・ これらの取組により、OSSの利用が促進され、申請負担が軽減される効果を期待。

KPI（進捗）：OSSの導入地域数、対象車種数、対象手続数

KPI（効果）：OSS利用率、OSS申請件数

○[No. 1－16] 自動車保有関係手続と

電子行政

引越しワンストップサービス等との連携

- ・ 自動車保有関係手続のうち引越しに伴う住所変更については、引越しワンストップサービスの連携による具体的な利用者負担の軽減策の検討が必要である。
- ・ 令和元年度以後、自動車検査証の電子化をはじめとした自動車保有関係手続の充実・拡充策の検討状況を踏まえつつ、自動車保有関係手続と引越しワンストップサービスとの連携に向けた検討を進め、自動車保有関係手続と引越しワンストップ

プサービスとの連携による利用者負担の軽減策の具体化を図る。

- これにより、自動車保有関係手続に係る利用者負担の軽減が期待され、国民の利便性が向上。

KPI（進捗）：未設定（引越しワンストップサービスの検討を踏まえ設定）

KPI（効果）：未設定（引越しワンストップサービスの検討を踏まえ設定）

○[No. 1-17] 社会保険・労働保険関係事務のIT化・ワンストップ化

電子行政

- 社会保険・労働保険に関する手続に係る事業者の負担軽減を図るため、この分野でのオンライン利用の利便性向上が必要。
- 民間システム開発者との対話を通じたAPI対応ソフトウェアの普及促進や添付書類の省略に取り組むとともに、業務フローの可視化、電子申請の利用を前提とした最適化を行い、処理時間を短縮する方策について検討し、結論を得た上で、標準処理時間を設定。これら一連の取組について、令和2年度までに電子化を徹底するために策定した工程表に従って取組を実施。
- これにより、社会保険・労働保険に関する手続に係る事業者の負担を軽減。

KPI（進捗）：電子申請の利用率

KPI（効果）：行政手続のコスト削減（令和元年度末までに20%削減）

○[No. 1-18] 企業が行う従業員の社会保険・税手続の

電子行政

ワンストップ化・ワンスオンリー化の推進

- 企業の生産性向上の観点から、従業員に関する社会保険・税手続の電子化・簡便化が重要。
- 従業員のライフイベントに伴い企業が行う社会保険・税手続について、マイナポータル(APIを活用したオンライン・ワンストップ化を令和2年11月頃から開始し、順次、対象手続を拡大する。また、社会保険労務士の電子署名等が必要な手続についても令和2年度中にマイナポータルから行えるようにする。
- 社会保険・税手続の新たな方法として、金融機関に係る法定調書の提出に関して、クラウドサービス等を活用した企業保有情報の新しい提出方法に係るシステムの利用を令和3年度以降開始し、事業者の事務作業の負担を軽減する。また、国民・事業者の負担軽減が見込まれるその他の手続についても、令和4年度以降の対象拡大に向けて検討し、来年度中に結論を得る。さらに、年金関係をはじめ、行政機関等から事業者への処分通知等について、電子化の課題や方策等を検討し、令和3年度以降の順次対応を目指すとともに、活用拡大を検討する。
- これらの取組により、企業の負担を軽減し、生産性向上に寄与。

KPI（進捗）：

<オンライン・ワンストップ化>

各省等のシステムの改修

API仕様書の公開

オンライン・ワンストップのサービスイン（令和2年11月頃）

＜クラウドを活用した新しい提出方法・処分通知等＞

対象手続や利用要件等について情報システム整備計画やモデル省令において記載

ロードマップに基づく検討を踏まえた対象手続に係る各省等のシステムの改修・マイナポータル機能追加

API仕様書の公開

クラウドを活用した申請・届出、処分通知等の実現（令和3年度以降）

KPI（効果）：

＜オンライン・ワンストップ化＞

対象とした67手続のうちオンライン・ワンストップ化された手続数

APIの提供数

申請・届出に係る利用数

＜クラウドを活用した新しい提出方法・処分通知等＞

APIの提供数

申請・届出、処分通知等に係る利用数

○[No. 1－19] 住民税の特別徴収税額通知の電子化等

電子行政

- ・ 住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）について、電子データ（正本）の送付に対応した市区町村数が少数。

＜特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）＞

- ・ 平成30年6月において、特別徴収税額通知の正本の電子的通知に対応した市区町村は658団体（37.8%）。正本の電子化を行っていない市区町村に対して、導入の前倒しを含めた早期の対応について、継続的に助言等を実施。

＜特別徴収税額通知（納税義務者用）＞

- ・ 平成30年度与党税制改正大綱において、「給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）については、電子情報処理組織（eLTAX）により特別徴収義務者を經由し、送付する仕組みを、地方公共団体間の取扱いに差異が生じないよう配慮しつつ検討する。」とされたことを踏まえ、実務的な検討を引き続き実施。
- ・ 今後、電子化が進むことにより、官民双方の負担軽減を実現。

KPI（進捗）：住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の
正本の電子化実施市区町村の数

KPI（効果）：住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の
正本を電子的に送付した件数

○[No. 1-20] 行政サービスにおけるGビズID（法人共通認証基盤）

電子行政

の活用

- ・ 法人が1つのID/パスワードで行政サービスにアクセスが可能となるGビズID（法人共通認証基盤）を構築。
- ・ 令和元年度から経済産業省の行政手続で試行を実施するとともに、令和2年度から他府省の行政手続にも活用できる環境を目指す。
- ・ これにより、補助金申請や産業保安関係法令手続などの主要な行政手続の簡素化・デジタル化に活用するとともに、法人の負荷にならない形での認証を実現。

KPI（進捗）：未設定（令和元年度中に検討）

KPI（効果）：GビズID（法人共通認証基盤）に接続しているシステム数

○[No. 1-21] 産業保安手続のスマート化

電子行政

- ・ 産業保安関係法令（電気事業法（昭和39年法律第170号）、ガス事業法（昭和29年法律第51号）、鉱山保安法（昭和24年法律第70号）、電気用品安全法（昭和36年法律第234号）等）の手続における事業者の申請手続数は毎年25万件に上るが、それらは現状紙申請であり、官民ともに大きな負担。
- ・ 申請手続の件数が多い一部について、ユーザーの意見を取り入れるなどサービスデザイン思考を用いて、電子申請システム「保安ネット」を構築し、令和元年度の段階的運用開始を目指す。
- ・ これにより、官民の申請・審査業務の効率化を実現。

KPI（進捗）：電子化した手続の数（令和元年度中に27）

KPI（効果）：電子化した手続のオンライン提出率（令和元年度末40%）

○[No. 1-22] Jグランツ（補助金申請システム）の構築

電子行政

- ・ 補助金申請に係る手続の基本的なフローについての開発に当たっては、ユーザーとのインターフェース（GビズID（法人共通認証基盤）との連携）や、その他関連システムとの連携が課題。
- ・ 令和元年度においてモニターテストを実施し、一部補助金での先行運用を目指すとともに、所要の追加開発を実施。
- ・ これにより、官民双方における手続の迅速化、省力化を実現。

KPI（進捗）：電子化した手続の数（具体的な目標数は令和元年度9月頃までに検討）

KPI（効果）：電子的申請の利用率（令和元年度に対象とする補助金における利用率）

○[No. 1-23] 電子委任状のワンスオンリー化の実現

電子行政

- ・ 企業の従業員等の代理人により行われる行政手続等においては、個別の行政手続

ごとに委任状の提出が必要。

- ・ 令和元年度に行政手続間で適用可能な共通仕様を検討するとともに、順次行政システムの対応を進め、委任状提出のワンスオンリー化を実現。
- ・ これにより、企業の従業員等の代理人による行政手続を簡素化し、利用者中心の行政サービスの実現に寄与。

KPI（進捗）：電子委任状を用いる行政手続の数

KPI（効果）：未設定（令和元年度中に検討）

○[No. 1－24] 農林水産分野におけるデジタルファーストの早期実現

農林水産

- ・ 農業者の高齢化や減少が進む中、我が国における農業の持続可能な発展に向けた競争力強化や農業者の所得向上を実現するためには、農業に関する多様な手続を含めたデジタル化を推進し、多様な情報の利活用に基づく世界最高水準のデータ活用型農業の展開が不可欠。
- ・ 従来、紙ベースであった各種の行政手続等をオンラインで申請できるようにするとともに、そのための共通電子システムの構築を進める。まずは、平成30年度から一部地域で実施している認定農業者制度に係る申請手続の電子化に関する実証結果を踏まえ、令和元年度以降、全国展開を図る。また、令和元年度から経営所得安定対策の交付金申請、間接補助金の申請、農業保険制度（収入保険、農業共済制度）の加入等の申請に係る実証を開始。さらに、農業者が制度や各種補助金、経営改善に資する情報等を一元的に入手可能となるようなポータルを構築。
- ・ これらにより、農業経営の担い手育成に資するとともに、データを活用した政策立案など、行政の高度化・効率化を一層推進。

KPI（進捗）：電子化された申請手続数、ポータルへのアクセス数

KPI（効果）：電子化された申請手続の利用者数

II－（２）オープンデータの促進【官民データ基本法第11条第1項及び第2項関係】

これまでの主な取組

- 平成24年に「電子行政オープンデータ戦略」（平成24年7月4日IT総合戦略本部決定）を策定し、国、地方公共団体、事業者において取組を開始した。現在は、官民データ基本法第11条において、政府、地方公共団体等が保有するデータについて、国民が容易に利用できるような必要な措置を講ずるものとされており、「オープンデータ基本指針」に基づき、各府省庁が保有するデータは全てオープンデータとして公開するという原則の下、ニーズに即したオープンデータの推進を進めている（平成31年3月時点で、国のデータセット¹⁴⁸数は24,915件、取組済の地方公共団体は465団体。）。

○[No. 2－1] 公開ルールに基づくオープンデータの推進

分野横断

- 「オープンデータ基本指針」に基づき、利用者ニーズを的確に反映しながら進めることが重要。
- 各府省庁は、官民データに関する相談窓口公表した棚卸リスト（行政手続等関連及び統計関連）を随時更新するとともに、データカタログサイト等からのオープンデータ公開要望を受け付け、ニーズに即した形でのオープンデータの公開を促進。IT総合戦略室は、各府省庁における対応状況のフォローアップを適宜実施。
- これにより、潜在的なものも含め、オープンデータに対する民間ニーズを把握し、それに即したデータ公開を促進。

KPI（進捗）：各府省庁における棚卸リストの更新・公開（令和元年中に官民データに関する相談窓口ウェブサイトへの公開100%）

KPI（効果）：各府省庁における公開要望を踏まえて各府省庁が公開したオープンデータ数

○[No. 2－2] オープンデータ官民ラウンドテーブルの開催を通じた民間ニーズに即したオープンデータ化の推進

分野横断

- オープンデータ官民ラウンドテーブルは、データの公開・活用を希望する者とデータを保有する府省庁が直接、オープンデータ化に向けた対話を行う場として、これまでに「観光・移動」・「インフラ、防災・減災、安心・安全」・「土地・農業」分野を対象に開催。
- 令和元年度は、IT総合戦略室が「電子行政（統計等データ）」（内閣官房行政改革推進本部事務局と連携）・「健康・医療・介護・子育て」分野について開催するとともに、オープンデータ化に対するニーズに更に応えるため、警察庁、総務省、

¹⁴⁸ データセットとは、データを公開する際に取りまとめられたデータの単位のこと。1つ以上のファイル（リソース）から構成されるもの。

法務省、財務省、文部科学省、農林水産省及び防衛省を中心に、各府省庁における主体的な開催を促進。また、IT総合戦略室は各府省庁の取組についてフォローアップを行い、データの公開を促進する。

- ・ これにより、ニーズに即したオープンデータ化及びオープンデータを活用した新たなサービスの創出や諸課題の解決に貢献。

KPI（進捗）：オープンデータ官民ラウンドテーブルの開催数の増加

KPI（効果）：オープンデータ官民ラウンドテーブルの開催を通じてオープンデータ化されたデータ数の増加

○[No. 2－3] オープンデータ・バイ・デザインの推進

分野横断

- ・ 行政手続や情報システムがオープンデータを前提としていないため、各府省庁が保有するデータのオープンデータ化が限定的でデータの活用が不十分。
- ・ 「デジタル・ガバメント実行計画」及び各府省庁の中長期計画に盛り込まれた取組方針とスケジュールに基づき、全ての府省庁がオープンデータを前提とした情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うことを目指す。
- ・ これにより、更なるオープンデータ化を推進し、新たなサービス創出や諸課題を解決。

KPI（進捗）：オープンデータ・バイ・デザイン取組対象情報システム数

KPI（効果）：オープンデータ・バイ・デザイン取組対象情報システムのうち、オープンデータの公開を開始したシステム数及び各システムにおけるオープンデータ数、当該データアクセス・ダウンロード数

○[No. 2－4] オープンデータカタログの一元的提供の推進

分野横断

- ・ 政府のオープンデータカタログである「DATA. GO. JP（データカタログサイト）」については、各府省庁のオープンデータの横断的検索を可能とし、データの利活用を促進することを目的に運用しているところ、今般、オープンデータの利活用ニーズが更に高まってきていることを踏まえ、利用価値の高いオープンデータをより効率的に提供できることが必要。
- ・ このため、令和元年度から、APIカタログ等の仕組みやデータ登録に係る業務負担軽減、ユーザーインターフェースの向上等のための機能要件の検討を開始し、令和4年度早期運用開始を目途として、データカタログサイトと行政情報の総合的なポータルサイトであるe-Gov（電子政府の総合窓口）を統合し、オープンデータの一元的な提供を行う。
- ・ これにより、オープンデータを活用した新サービスの創出や諸課題の解決を促進。

KPI（進捗）：DATA. GO. JPとe-Govの統合によるオープンデータカタログの一元的提供（令和4年度）

KPI（効果）：オープンデータを活用した新たなサービスの創出や諸課題の解決の促進

○[No. 2-5] 地方公共団体が保有するデータのオープンデータ化の推進

分野横断

- ・ 地方公共団体のオープンデータ取組率について、都道府県は平成30年3月に100%を達成。一方、市町村を含めた全体としては約24%（418団体。平成31年3月11日時点）。今後、都道府県とも連携しながら、市町村の取組促進を重点的に行う必要。
- ・ 地方公共団体が公開することが推奨されるデータセットの拡充及び普及啓発を進めるほか、地方公共団体職員等向けの研修の実施、オープンデータ伝道師や地域情報化アドバイザーの地方公共団体への派遣による研修・啓発活動、オープンデータ100などの優良取組事例の充実・横展開、地方公共団体がオープンデータ化に着手しやすいデータの周知などの取組を通じ、引き続き、令和2年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率100%を目標に推進。
- ・ これにより、地域における新たなサービスの創出や諸課題を解決。

KPI（進捗）：地方公共団体向け研修開催回数（令和元年度に34回）

推奨データセットとして定義したセット数（令和元年度に4セット）

KPI（効果）：地方公共団体におけるオープンデータ取組率（令和2年度100%）

○[No. 2-6] 都市計画に関するデータの利用環境の充実

分野横断

- ・ 平成30年度に都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン等を策定したが、今後、都市計画基礎調査情報のオープンデータ化を進めるには、更なる利活用環境の充実が必要。
- ・ このため、ガイドライン等について全国の地方公共団体の担当者等に対する説明会・研修会の実施や利活用の例・分析手順の提示を行うとともに、効率的な都市計画基礎調査手法等の幅広い検討・整理、情報収集等を行う。
- ・ これにより、都市計画基礎調査情報のオープンデータ化の促進やデータの利用の推進を図る。

KPI（進捗）：都市計画基礎調査情報（建物利用現況、土地利用現況等）のオープンデータ化の促進

KPI（効果）：オープンデータ化されたデータの様々な主体による利用の推進
都市計画基礎調査情報をオープンデータ化した地方公共団体数

○[No. 2-7] 不動産登記情報の公開の在り方の検討

分野横断

- ・ 不動産データにおける登記情報の重要性に鑑み、登記情報の公開の在り方について、個人情報保護に留意した上で、国民の利便性の向上の観点から、情報範囲を

限定した無償公開の可否を含めて検討を実施中。

- ・ 土地情報基盤の整備に向けた実務者会議等の会議体において、一定範囲の登記情報のオープンデータ化の議論を進めており、引き続き検討を進める。他方で、登記情報の公開の在り方全般の大幅な見直しについては、登記名義人の住所の公開を含め慎重な議論が必要であることから、法制審議会において、引き続き検討する。
- ・ これにより、不動産市場の活性化等につながることを期待。

KPI（進捗）：不動産登記情報の公開の在り方の決定を踏まえた登記制度改正
（令和2年度まで）

KPI（効果）：所要の法律案等の提出等

○[No. 2－8] 登記所備付地図データの事業者等への提供

分野横断

- ・ 登記所備付地図の電子データは当該データが加工可能な形式で民間事業者に提供されていないことが課題。
- ・ 平成29年度から制度面・システム面等の課題の整理を行い、令和3年度までに登記所備付地図の電子データの提供を可能とすることを目標に推進。
- ・ これにより、不動産市場の活性化等につながることを期待。

KPI（進捗）：登記所備付地図データの提供開始に向けた環境の構築
（令和3年度開始予定）

KPI（効果）：未設定

（進捗状況を踏まえ、データの提供開始までに適切なKPIを設定）

○[No. 2－9] 気象情報の利活用の促進

分野横断

- ・ 気象はあらゆる社会・経済活動に影響を及ぼす一方で、ビッグデータである気象観測・予測データを意思決定に用いる企業等はごく少数にとどまるため、利活用の促進及びそのための予測精度の向上が課題。
- ・ そのため、平成30年6月に稼働開始した新たなスーパーコンピュータをフル活用し、令和元年6月から2週間先までの気温予測データや過去の気象データをオープンデータとして提供開始するなど、気象ビジネス推進コンソーシアムと連携して産業界での利活用を推進するとともに、技術開発体制の強化により予測精度の向上を図る。
- ・ これにより、観光、物流、農業など様々な産業分野において、AI、IoT等の最新のICT技術を駆使した気象ビッグデータの活用による生産性革命を実現。

KPI（進捗）：気象庁ホームページを通じたデータのダウンロード量
（令和2年度、920TB）

KPI（効果）：新規気象ビジネス創出の取組件数（令和2年度、12件）

○[No. 2-10] 障害当事者参加型技術開発の推進

分野横断

- ・ 障害の有無にかかわらず自らの意欲と能力を発揮した自分らしい人生や、障害者の社会参画を実現するため、障害当事者が参加した、個々のニーズに即したICT機器・サービスの開発を行う「当事者参加型技術開発」を推進することが必要。
- ・ このため、機器開発の際、企業が参考にできる障害関連情報共有プラットフォームを構築すべく、既存のデータ等の整理を行い、また、データベースに必要な各種機能についても調査を行う。
- ・ これにより、障害者等の日常生活の支援に資するIoT・AI等を活用したICT機器・サービスの開発が促進され、当該機器等の市場拡大が期待できる。

KPI（進捗）：障害関連情報共有プラットフォームの構築

KPI（効果）：未設定（検討結果を踏まえ設定）

○[No. 2-11] 統計データのオープン化の推進・高度化

電子行政

- ・ 統計データの更なる利活用促進や社会の高度かつ多様な分析ニーズに対応していくためには、利便性の高い提供基盤を構築する必要。
- ・ 政府統計の総合窓口である「e-Stat」に掲載される原則全ての統計データを、データの自動取得・更新・分析などの利用ができる高度利用型統計データに転換するとともに、主要なデータの時系列データを取得できるよう整備を推進。また、個人や企業等の情報保護を確保しつつ、調査票情報の二次的利用の推進、特にオンサイト利用の拡大に向けて、引き続き利用者の要望に応じて様々な集計が可能となるよう調査票情報に係る提供基盤を整備。また、行政保有データ（統計関連）の棚卸結果や、民間ニーズ等も踏まえ、データの公開を推進。
- ・ これらにより、統計データの高度利用を一層促進し、証拠に基づく政策立案（EBPM）の実現とともに、新たなサービスの創出に寄与。

KPI（進捗）：e-Statで提供する統計情報データベースの登録データ数
匿名データ及び調査票情報の提供数

KPI（効果）：e-Statでのデータベース利用件数、APIリクエスト件数、
LODリクエスト件数及びオンサイト施設利用数

○[No. 2-12] 法人情報の利活用促進

電子行政

- ・ 法人情報に関するデータ連携を更に進めるためには、利活用ニーズに即した形で法人インフォメーションのデータを拡充・連携していくことが必要。
- ・ 民間ニーズの高い法人基本情報や決算情報等のデータの追加に向けた検討を行う。また、政府情報システム等とのAPI連携を推進し、令和4年度までにAPI連携しているサービスからの年間50万件のアクセス数を目指すとともに、官民におけるデータ交換の仕組みについて検討を推進。

- これらの取組を通じ、ビジネスにおける法人情報の利活用推進、企業の生産性向上や新規ビジネスの創出を促進。

KPI（進捗）：法人インフォメーションへのアクセス数

KPI（効果）：法人インフォメーションとAPI連携しているサービスからのアクセス数

○[No. 2-13] 訪日外国人観光客等に有益な観光情報のオープンデータ化
推進（地方公共団体が保有する情報の公開促進を含む）

観光

- 訪日外国人観光客等が増加しつつあるものの、観光関係情報のオープンデータ公開や、公開されるデータの標準化が進んでいない。
- 事業者等による新たな観光サービスの創出や多言語対応等を促進するため、オープンデータ官民ラウンドテーブルの議論等を踏まえ、観光に資する推奨データセットを新たに追加するほか、推奨データセットの中の観光分野のオープンデータ公開を促進するなど、令和2年度までに全ての地方公共団体で観光関係情報をオープンデータ化。
- これにより、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた訪日外国人観光客等への情報提供の充実及び新たな観光サービスを創出。

KPI（進捗）：観光に資するデータの推奨データセットへの追加（令和元年度1件）

KPI（効果）：観光分野の推奨データセットを参考にオープンデータを公開した地方公共団体数

○[No. 2-14] 農業関係情報のオープンデータ化の推進

農林水産

- 現場での意見やオープンデータ官民ラウンドテーブル（土地・農業分野）での要望等を踏まえ、土壌、統計、研究成果、市況などの公的データについて、農業データ連携基盤等を活用して、順次オープンデータ化及び提供。
- 農林水産省独自の官民ラウンドテーブルを年1回程度開催してニーズを把握し、オープンデータ化の対象となる分野の拡大、より機械判読性の高い形式での提供を推進。
- これにより、農林漁業者の生産性向上や経営の改善に資するデータの利活用に寄与。

KPI（進捗）：行政保有データ（統計関連・行政手続等関連）のオープンデータ公開数

KPI（効果）：オープンデータ公開数のうち、機械判読可能なファイル形式（CSV、XML、RDF及びJSON）の割合

○[No. 2-15] 公的研究資金による研究成果のオープンデータ化の推進

ものづくり

- ・ 科学技術やその産業利用に新しい展開が生まれており、研究論文に加えて研究データの利活用が期待されている。
- ・ 研究分野の特性や、保護すべきデータ等に配慮した上で、インセンティブやコスト負担などの課題を含め、推進方策を整理し、ガイドラインを策定。令和2年までの集中取組期間において、公的研究資金による研究成果（研究データ、論文等）のオープンデータ化を推進。
- ・ これにより、科学技術研究活動の効率化と生産性の向上に寄与。

KPI（進捗）：公的研究資金による研究成果の利活用に関するガイドラインの策定

KPI（効果）：国立研究開発法人における研究データポリシーの策定法人数

○[No. 2-16] i-Constructionの推進による3次元データの利活用の促進

インフラ・
防災・減災等

- ・ 国民の安全と成長を支える建設現場の維持・発展のため、建設生産プロセスにICTを活用するi-Constructionによる生産性の向上が必要。
- ・ 公共工事の3次元データを利活用するためのルール及びプラットフォームを整備するため、平成30年度の、トンネル、ダム、河川構造物（樋門・樋管）における、3次元データの標準的な仕様の策定に引き続き、令和元年度は、橋梁、トンネル、ダム、河川構造物、港湾構造物（基礎工等）、維持管理において、3次元データの活用を拡大し、3次元データの流通・利活用に向けたシステムを構築。
- ・ これにより、3次元データのオープンデータ化が促進し、建設現場の生産性が向上。

KPI（進捗）：オンライン電子納品システムの開発（令和元年度構築）

KPI（効果）：未設定（「3次元データの納品数」など定量的に評価できる指標について検討し、運用開始予定の令和2年度までに設定）

○[No. 2-17] 交通事故統計情報のオープンデータ化の推進

インフラ・
防災・減災等

- ・ 平成30年度は、交通事故捜査に与える影響の観点、個人の権利・利益を侵害しない観点、ラウンドテーブル要望事業者から聴取した具体的なニーズや活用方策の観点等から、公開可能データ項目、情報統一フォーマット及びシステム改修案を作成。
- ・ 令和元年度は、令和2年度中のオープンデータ化を目指し、必要に応じた追加検討や、システム改修に係る諸手を推進。
- ・ これにより、国民が自由に交通事故統計情報を閲覧し、交通事故防止に生かすことができるほか、学術関係者による交通事故発生状況に関する研究の促進、同研究結果の還元による、より効果的な交通事故抑止対策の推進が期待。

KPI（進捗）：交通事故統計情報の公開に係るシステムの改修

KPI（効果）：データへのアクセス数

○[No. 2-18] 犯罪発生情報のオープンデータ化の推進

インフラ・
防災・減災等

- ・ 犯罪発生情報については各種統計データが公表されているが、更なる粒度の細かいデータの公開に向け、平成29年度に公開対象罪種を選定し、罪種ごとの公開粒度等を検討した上で、平成30年度に警察庁から都道府県警察に対して公開基準を示達。
- ・ 令和元年度から、都道府県警察において犯罪発生情報のオープンデータ化に係る諸準備を行った上で、順次ウェブサイトで公開することから、警察庁において、その進捗状況や効果（KPI）の把握を実施。
- ・ これにより、国民が自由に犯罪発生情報を閲覧し、自主防犯活動に生かすことができるほか、学術関係者による犯罪発生状況に関する研究の促進、同研究結果の還元による、より効果的な犯罪抑止対策の推進を期待。

KPI（進捗）：オープンデータ化された犯罪発生情報の件数

KPI（効果）：データへのアクセス数

○[No. 2-19] 海上活動情報のオープンデータ化

インフラ・
防災・減災等

- ・ 海上保安庁では、AIS（船舶自動識別装置）による船舶の位置・針路情報や海難に関する情報などの海上活動情報を所有しているが、一部を除き公開はしていない状況。海上における事故防止のためには、これらのデータをオープンデータとして公開することが有効。
- ・ 平成30年度に策定したオープンデータ化に係るシステムの性能要件等を踏まえ、令和元年度は、関係団体と連携した海上活動情報の提供基盤や収集及び公開する情報の充実・強化等のシステム構築に向けた検討を実施。
- ・ データ公開により、産学官の海洋の利用促進及び海上活動の更なる安全性の確保が実現。

KPI（進捗）：システムの開発（令和元年度 提供基盤等の検討、令和2年度 構築）

KPI（効果）：海上活動情報のオープンデータを活用した利用者数

○[No. 2-20] ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進に向けた 取組の推進

移動

- ・ 高齢者や障害者、ベビーカー利用者など、誰もがストレス無く自由に活動できるユニバーサル社会の構築のため、あらゆる人々が自由にかつ自立的に移動できる環境の整備が必要。平成30年度の取組を踏まえ、施設管理者（地方公共団体を含む。）における空間情報インフラの整備、実証実験後にいかに民間事業者によるサ

ービス創出につなげるかが課題。

- ・ 令和元年度は、大規模イベント時において、高齢者や障害者を含む人々を対象としたナビゲーション等の実証を、民間事業者等と連携して行うほか、施設や経路のバリアフリー情報などの移動に必要なデータのオープンデータ化を推進。
- ・ これにより、令和2年までに主要空港から2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場まで屋内外シームレスな移動支援を可能とする民間サービスを実現。

KPI（進捗）：オープンデータ化された箇所数（令和元年度15箇所）

KPI（効果）：サービスが実現された箇所数

○[No. 2-21] 公共交通分野におけるオープンデータ化の推進

移動

- ・ 公共交通機関における運行情報等のオープンデータ化は、利用者利便の向上につながる新サービスの創出を促進するが、民間の主体的なオープンデータ化を推進するに当たっては、メリットや費用対効果、データ管理の在り方等が課題。
- ・ このため、令和元年度においても、「公共交通分野におけるオープンデータ推進に関する検討会」において継続的に検討するとともに、利用者の円滑な移動に資する駅構内図、施設情報等をオープンデータとして整備・提供し、オープンデータを活用した情報提供の実証実験を官民連携して実施。
- ・ これにより、民間の主体的なオープンデータ化が促進され、利用者への情報提供が充実。移動制約者や訪日外国人を含め、誰もがストレスフリーで移動できる環境が実現し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における円滑な輸送にも寄与。

KPI（進捗）：実証実験にデータを提供した事業者の数

KPI（効果）：実証実験を踏まえ、オープンデータ化した事業者の数

II-（3）データの円滑な流通の促進【官民データ基本法第11条第3項関係】

これまでの主な取組

- データの安心・安全かつ公正・自由な流通・活用に向けて、データの不正流通に対する差止制度の創設等を内容とする「不正競争防止法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第33号）が第196回通常国会において成立した。また、平成30年6月に、類型別の契約事項や条件等を網羅的に整理し、AI技術に係る権利関係や責任関係についての交渉ポイントや留意点を示したAI編を追加した「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を公表した。
- また、産業における競争力強化や社会課題解決に向けた利活用を促進するため、協調領域におけるデータの収集・活用等を行う民間事業者の取組を、セキュリティ確保等を要件として、主務大臣が認定し支援する制度である「産業データ共有事業の認定制度」を創設した（生産性向上特別措置法）。

○[No. 3-1] データに対する投資に見合った適正な対価を得ることができる環境整備

分野横断

- IoTやAIなどの情報技術革新が進む中、多様な産業分野におけるビッグデータの活用が我が国産業の喫緊の課題。
- 第196回通常国会においてデータの不正流通に対する差止制度の創設などを内容とする「不正競争防止法等の一部を改正する法律」の成立を受け、データに対する投資を行う事業者の予見可能性を高めるためのガイドラインを策定し、実務者向け説明会を全国で開催した。引き続き、改正不正競争防止法及び「限定提供データに関する指針」の周知・徹底を推進。
- これにより、価値あるデータについて保有者及び利用者が安心して提供・利用できる環境を整備。

KPI（進捗）：ホームページからの不正競争防止法改正概要の冊子のダウンロード数の増加

KPI（効果）：価値あるデータについて保有者及び利用者が安心して提供・利用できる環境の実現

○[No. 3-2] 権利情報を集約したデータベースの利用促進

分野横断

- あらゆる国民が著作物を創作し、利用する時代において著作物の適法かつ円滑な利用の促進が必要。
- コンテンツの創作サイクルの基盤を整備し、権利処理を円滑化するため、これまでの実証事業の成果を踏まえ、未整備の権利情報の集約機能の強化や権利処理機能の実装等の検討を進め、権利情報を集約したプラットフォーム構築のための更なる実証事業を実施。

- ・ これにより、文化の発展及び著作物の経済価値を増大。

KPI（進捗）：データベースの利用促進に係る措置の実施状況

KPI（効果）：データベースの登録件数・利用者数

○[No. 3-3] AI・データの利用に関する適切な契約の促進

分野横断

- ・ デジタル社会において、データの流通及び利活用は経済発展に不可欠。しかし、データの流通に関するBtoB取引は、契約類型や契約条件が様々。また、データを活用したAI技術の開発についても、AIの特性等に関する相互理解が進んでおらず、契約の取決め方は手探り。その結果、データの流通及びこれを利用したAI開発等に係る契約交渉がまとまらず、データの価値が十分にいかされない実態が存在。
- ・ そこで、経済産業省は、平成30年6月に、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を策定。データ利用に関する契約類型別の契約事項や契約条件等を網羅的に整理するデータ編と、AI技術に係る権利関係や責任関係について交渉ポイントや留意点を示したAI編から成る二部構成とした。また、令和元年6月を目途として、改正不正競争防止法による限定提供データの創設等を踏まえた改訂版を公表予定。今後は、ガイドラインの事業者・事業者団体に対する周知活動を継続的に実施。また、技術や法制度の変化に伴う更なる改訂や、ユースケースの充実についても継続して検討。
- ・ これにより、データの提供や利用について契約での適切な取決めを促すとともに、AIに係る契約における利用条件等の柔軟かつ細やかな設定や、契約による学習済みモデルの保護、AI技術の普及等を促すことで、更なるデータ利活用の促進を図る。

KPI（進捗）：事業者・事業者団体に対する周知活動の実施状況

KPI（効果）：企業におけるガイドライン改訂版の活用状況

○[No. 3-4] 革新的データ産業活用計画及び特定革新的データ産業活用の認定制度施行に向けた法制度整備・周知並びにデータの提供要請制度の推進

分野横断

- ・ IoT機器の普及により収集可能となった大量のデータについて、産業競争力強化や社会課題解決につなげる共有・活用が必要。
- ・ 生産性向上特別措置法の成立に伴い、データ収集・活用等を行う民間事業者の取組を支援するためにコネクテッド・インダストリーズ税制や公的データ提供要請制度を創設し、各種法令・ガイドラインを整備した。今後は、民間団体への案内、Webサイトへの公開等により制度を周知するとともに、産業データ共有事業については予算事業等を活用した支援も併せて実施することで申請を希望する事業者の増加を目指す。

- ・ これにより、産業競争力強化や社会課題解決に向けたデータ利活用を促進し、我が国産業の生産性の向上を実現。

KPI（進捗）：コネクテッド・インダストリーズ税制及び公的データ提供要請制度の認定に係る各種法令・ガイドラインの運用

KPI（効果）：コネクテッド・インダストリーズ税制を活用した事業の拡大、公的データ提供要請制度を活用した事業の拡大

II－（４）データ利活用のルール整備【官民データ基本法第12条関係】

これまでの主な取組

- ・ 平成29年5月の匿名加工情報に関する規定等を内容とする改正個人情報保護法の施行を受け、国民・事業者の理解を深めるための説明会や相談対応を含む情報発信を実施。
- ・ パーソナルデータについては、個人の関与の下でのデータ流通・活用を進める仕組みであるPDSや情報銀行、データ取引市場の社会実装に向けた動きが加速しており、総務省と経済産業省による「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0」の公表・見直しや、一般社団法人日本IT団体連盟による情報銀行の認定等の取組が行われている。

○[No. 4－1] いわゆる情報銀行やデータ取引市場等の実装に向けた
制度整備

分野横断

- ・ プライバシー保護に関する漠然とした不安等を背景として、データの活用が企業内やグループ内にとどまるなど、企業や業界を越えたデータの流通・活用が十分に進んでいるとは言い難い状況。
- ・ 個人関与の下でのデータ流通・活用を進める仕組みであるPDS、情報銀行及びデータ取引市場の実装に向け、今後、情報信託機能を活用した実証実験及び実証事業を通じたアーキテクチャの検討、情報信託機能の認定スキームに関する指針を踏まえた民間団体による取組状況や、諸外国の検討状況等を注視しつつ、引き続き、必要な支援策、制度の在り方等について検討。
- ・ このような仕組みの実装により、データ活用による便益が個人及び社会に還元され、国民生活の利便性の向上や経済活性化等を実現。

KPI（進捗）：情報信託機能を活用した実証事業の実施件数（令和元年度3件）

KPI（効果）：PDS、情報銀行等の個人の関与の下で、データ流通・活用を進める
仕組みを活用したビジネスの創出○[No. 4－2] 個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する
相談対応及び情報発信

分野横断

- ・ 個人情報の保護と適正な利活用をバランスよく推進するという改正個人情報保護法の趣旨の更なる浸透が必要。
- ・ 個人情報保護委員会は、個人情報保護法に関する事業者・国民の更なる理解の促進に向け、引き続き個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する事業者・国民からの相談に対応し、説明会等への講師派遣や相談結果等を踏まえた事例集の公表等の情報発信に積極的に取り組むほか、認定個人情報保護団体等の民間の自主的取組の支援等を行うことにより、適切な利活用環境を継続的に整備。

- ・ これにより、パーソナルデータ（匿名加工情報を含む。）の適正かつ効果的な活用を促進し、経済活性化や国民生活の利便性の向上等を実現。

KPI（進捗）：説明会等への講師派遣及びタウンミーティング実施の件数
（年間60回）

KPI（効果）：パーソナルデータ（匿名加工情報含む。）の適正かつ効果的な活用の促進

○[No. 4－3] IoT推進コンソーシアム等を通じた身近な地域におけるIoTプロジェクトの創出等

分野横断

- ・ IoT推進コンソーシアムにおいては、産業競争力を強化するため、先進的なIoTプロジェクトの選定・発掘や産業データを活用したデータ分析コンテストの開催等を通じて、IoT、AI、ビッグデータ等を活用した革新的モデル事業の創出や支援等を実施し、着実な実績を上げてきたところ。
- ・ 令和元年度からは、官民における各種支援策の拡大やIoT・AIの利活用に向けた環境整備の進展状況を踏まえた取組の見直しを実施し、地方版IoT推進ラボの取組やユーザー企業向け講習会などのIoT人材育成等を通じて、地域におけるIoT利活用の更なる浸透を図る。また、これらの取組や地域未来投資促進法¹⁴⁹を活用し、令和2年度までに2,000社への支援を目指す。
- ・ これにより、IoT、AI、ビッグデータ等を活用した地域の課題解決・新事業創出等に向けた取組の創出・発展を図る。

KPI（進捗）：地域未来投資促進法で支援を行った企業数
（令和2年度までに2,000社）

KPI（効果）：未設定（令和元年度中に設定）

○[No. 4－4] 放送分野におけるデータ利活用

分野横断

- ・ 通信と放送の更なる融合が進む中で、放送分野においてもデータ利活用を積極的に進めることが重要。
- ・ 放送分野におけるデータ利活用を進めるため、平成29年4月に行った「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」の改正等を踏まえ、令和元年度においては各放送事業者等が収集・管理する視聴履歴などの放送データの具体的な利活用方策について検討し、令和2年度までに当該データの利活用モデルとして取りまとめる。
- ・ これにより、視聴履歴などの放送データを活用した新たなサービス・ビジネスの創出・展開を促進。

¹⁴⁹ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）。

KPI（進捗）：放送データの利活用モデルの策定

KPI（効果）：放送データの利活用モデルのプラクティスの数

○[No. 4－5] 健康・医療・介護等データの流通・利活用環境の実現

健康・医療・介護

- ・ 個人に関する健康・医療・介護等データ（PHR）は、医療機関・事業者等で閉じて利用されているため、本人が蓄積・利活用（他者への提供を含む。）することが困難な状況。
- ・ 平成28年度から平成30年度までPHRを活用した具体的なサービスモデルの構築に向けた4つの研究事業及び分野横断的にPHRを収集・活用する情報連携技術モデルの構築に向けた2つの研究事業を実施。
- ・ 令和元年度からは、当該研究事業の成果を踏まえつつ、民間事業者に必要なルールの在り方等を検討し、妊娠・出産・子育て支援や疾病・介護予防、生活習慣病重症化予防に資するPHRサービスの普及展開を図っていく。
- ・ このような取組により、健康寿命の延伸や社会保障費の適正化に貢献。

KPI（進捗）：PHRサービスを普及展開していくための調査を実施
（令和元年度 調査事業を実施）

KPI（効果）：PHR実装主体数（令和2年度 80団体でPHRを実装）

○[No. 4－6] 匿名加工医療情報の利活用の推進

健康・医療・介護

- ・ 健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を推進するため、匿名加工医療情報作成事業者の認定等を内容とする医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号。以下「次世代医療基盤法」という。）を平成30年5月に施行。
- ・ 今後、次世代医療基盤法を円滑に運用することが重要。
- ・ 具体的には、産学官による匿名加工医療情報の医療分野の研究開発への利活用を推進するため、次世代医療基盤法に関する国民・患者の理解を促進し普及啓発を図る。

KPI（進捗）：認定匿名加工医療情報作成事業者による医療情報の収集規模

KPI（効果）：匿名加工医療情報の利活用件数

○[No. 4－7] 電子レシート（購買履歴）データの流通の検討

金融

- ・ 家計簿アプリ等が普及しつつあるが、レシートの電子化・標準化が進んでいないため、消費者本人による購買履歴データの蓄積・活用に限界が存在。平成29年度までに実施した2度の実証実験を踏まえ、平成30年度に電子レシートの標準フォーマットを策定・公表。

- ・ 令和元年度は標準フォーマットを用いたユースケースを発掘。
- ・ これにより、電子レシートデータを用いた新たなサービスの創造を目指す。

KPI（進捗）：標準フォーマットの普及

KPI（効果）：電子レシートシステム導入事業者数

○[No. 4－8] スマートホームの新サービス創出のためのルール整備

ものづくり

- ・ メーカーの異なる多様な家庭内機器等の相互接続やデータ連携について、平成29年度から平成30年度にかけて実施した実証実験等により、基本的な機器の接続・制御等を通じたデータ活用に関するルール整備やセキュリティ・プライバシー要件を整理。
- ・ 令和元年度からは社会実装フェーズに移行し、当該ルール等を活用した100件の新サービス創出を目指す。また、平成29年度に国際標準化団体に提案したスマートホームに関する通信機能について、令和元年度中に国際標準獲得を達成する。
- ・ これにより、スマートホームの新サービスを創出し、家庭内機器等から得られるデータを活用したサービス市場の拡大を図る。

KPI（進捗）：整備されたルールを活用した事業者（機器・サービス）連携創出数
（令和2年度まで100件）

KPI（効果）：家庭内機器サービス市場の拡大、国際標準獲得

II－（５）マイナンバーカードの普及・活用【官民データ基本法第13条関係】

これまでの主な取組

- ・ 現在、約13.3%（令和元年5月31日時点）にとどまるマイナンバーカードの普及率向上が急務となっている。
- ・ 各府省は、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進を強力に推進するとともに、各業所管官庁から関係業界団体等に対してマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけ、マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す。

○[No. 5－1] スマートフォンによる公的個人認証サービスの利用実現

分野横断

- ・ マイナンバーカードの利活用を促進するため、普段持ち歩くスマートフォンから直接マイナンバーカード（公的個人認証サービス）を利活用できる環境を実現することが必要。
- ・ できる限り多くの住民が安価にスマートフォンによる公的個人認証サービスの利用を可能とするための方式について、スマートフォンへの利用者証明用電子証明書の搭載を含め、本年度中を目途に市場動向や技術動向を踏まえた技術的課題等の検討を行い、その結果を踏まえ、速やかに必要な法制上・運用上の措置を講じる。さらに、マイナンバーカードの機能のスマートフォンへの搭載について、必要な安全確保措置を踏まえて検討を行う。
- ・ これにより、公的個人認証サービスへのアクセス手段が多様化し、マイナンバーカードの利便性が向上。

KPI（進捗）：運用面、制度面の方針策定

KPI（効果）：未設定（運用面、制度面の課題の検証を行う実証実験の結果や実現時期を踏まえ設定）

○[No. 5－2] 公的個人認証基盤と民間の認証基盤とを連携させる

分野横断

官民のID連携推進

- ・ 民間の団体等によるサービス利用者の現況把握には負担や一定の限界が発生。
- ・ 民間の団体等がマイナンバーカードの公的個人認証サービスと連携して、会員の現況を把握・反映することでIDの信頼性を向上させる「仕組み」の構築に向け、実証結果も踏まえ、その詳細を具体化するとともに、必要な法制度等を検討し、社会実装を図る。
- ・ 公的個人認証サービスで有効性確認ができることにより確実なID管理を実現。

KPI（進捗）：社会実装に向けた検討状況

KPI（効果）：公的個人認証基盤と連携した民間認証基盤（サービス）の数

○[No. 5-3] 海外におけるマイナンバーカード・公的個人認証

電子行政

サービスの継続利用

- ・ 海外転出後のマイナンバーカード・公的個人認証サービスの継続利用が必要。
- ・ これらを可能とするため、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）、マイナンバー法¹⁵⁰、公的個人認証法等の改正を盛り込んだデジタル手続法が令和元年5月に成立。デジタル手続法の公布後5年以内のサービス開始に向け、地方公共団体その他の関係機関との調整を実施。
- ・ これにより、海外転出後でもマイナンバーカード・公的個人認証サービスが継続利用でき、利便性が向上。

KPI（進捗）：マイナンバーカード・公的個人認証サービスの海外継続利用等に
必要なシステム改修の実施

KPI（効果）：マイナンバーカード・公的個人認証サービスの海外継続利用等の実施

○[No. 5-4] マイナンバーカードの多機能化の推進

電子行政

- ・ マイナンバーカードを国民に浸透させるための多機能化が必要。
- ・ 令和2年度の自治体ポイント実施のためのマイキープラットフォーム等の改修、地方公共団体や利用店舗の参加促進による利用環境の整備、利用者への効果的な広報、マイナンバーカードの取得の平準化等を進める。また、本年末までにマイキープラットフォーム運用協議会への全地方公共団体の参加を促すとともに、市区町村と都道府県の連携体制を整備する。
- ・ マイナンバーカードを用いた各種申請手続等での利活用案の検討や利活用策ごとの目標値の設定等を進め、国民の利便性を向上。

KPI（進捗）：マイキープラットフォームへの参加地方公共団体数

KPI（効果）：マイキーID登録者数

○[No. 5-5] マイナンバーカード等への旧氏併記等

電子行政

- ・ 働く女性が勤務先など社会の様々な場面で旧氏等を用いる際に、容易に旧氏等を証明する手段が必要。
- ・ マイナンバーカード等への旧氏併記の制度を令和元年11月から全国で開始予定。
- ・ これにより、勤務先等社会の様々な場面で旧氏等を用いる際に、簡単かつ確実に旧氏等を確認することが可能。

KPI（進捗）：全国で旧氏併記の制度の施行

KPI（効果）：旧氏併記でマイナンバーカード等を発行した地方公共団体数

¹⁵⁰ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）。

○[No. 5－6] コンビニ交付サービスの導入推進

電子行政

- ・ 住民票の写しなどの各種証明書を取得するためには、地方公共団体窓口等で申請する手間が発生。
- ・ 地方公共団体における住民票の写しなどの各種証明書において、マイナンバーカードを用いて取得するコンビニ交付サービスの導入促進を図り、令和元年度末までに1億人が利用できる環境を確実に構築するとともに、各団体において、住民票記載事項証明書や戸籍証明書などコンビニ交付サービスにより取得できる証明書の種類の充実を図る。
- ・ これにより、国民のサービス利便性の向上及び地方公共団体の窓口負荷を軽減。

KPI（進捗）：コンビニ交付サービス導入市町村の人口

KPI（効果）：コンビニ交付サービスによる各種証明書の交付通数

○[No. 5－7] マイナンバーカード等を活用したチケットレス入場・

観光

不正転売の防止の仕組みの検討

- ・ 利用者の利便性の向上やイベント運営者の事務効率化、チケット不正転売防止に資する、より確実な本人確認の実現のため、イベント会場等へのチケットレス入場等の入場管理の仕組みの実現が必要。
- ・ マイナンバーカード等を活用したイベント会場等へのチケットレス入場やチケットの不正転売防止、ボランティアなどイベント関係者の入場管理実現のための実証実験の結果を踏まえ、実用化を図る。令和元年度以降の実用化、特に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等におけるボランティアなどイベント関係者の入場管理への導入を目指す。
- ・ マイナンバーカード等を活用した入場管理の仕組みを実用化することにより、利用者の利便性が向上。

KPI（進捗）：入場管理システム等の実現

KPI（効果）：入場管理システム等を利用した人数

○[No. 5－8] 金融機関における取引でのマイナンバーカード

金融

（公的個人認証サービス）の活用促進

- ・ 金融機関における取引において、利用者の利便性向上及び金融機関の事務効率化の観点から、マイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進を図ることが重要。
- ・ このため、金融機関において、公的個人認証を用いて容易にオンラインで本人確認を行うことができる環境を整備するためにアクセス手段を多様化する取組を進めるなど、公的個人認証を用いた本人確認の導入・拡大に向けた対応を逐次促進。

- ・ これにより、利用者の手続簡略化等による金融機関における事務の効率化、利用者利便の向上を目指す。

KPI（進捗）：マイナンバーカードを活用する金融機関数

KPI（効果）：未設定（本施策の拡大状況を踏まえ、別途設定）

○[No. 5－9] 災害対策・生活再建支援へのマイナンバー制度活用検討

インフラ・
防災・減災等

- ・ 災害対策・生活再建支援においては、ICTを有効活用することにより、被災者のニーズに対し、これまで以上に迅速かつ的確に対応できるようにするとともに、被災者の負担軽減を図る必要。
- ・ 被災者に適時適切なサービスを提供するため、以下の施策について具体的なスケジュールを定め実行。

＜マイナポータル活用＞

- ・ 各種被災者支援申請について、被災者がマイナポータルの「サービス検索機能・電子申請機能（ぴったりサービス）」を利用することで、マイナポータルを使って遠隔地からも電子申請できるよう、「被災者支援制度におけるマイナポータルの活用に関するガイドライン」の周知等を通じ、地方公共団体への導入支援を実施。

＜被災者台帳管理＞

- ・ 被災者台帳の作成事務において、「被災者台帳の作成等に関する実務指針」を活用し、災害発生時にマイナンバーを利用して円滑に庁内連携や庁外からの情報入手できるよう、引き続き周知。

＜添付書類不要化＞

- ・ 被災者生活再建支援金の手続において、令和2年度から、マイナンバー制度の情報連携を活用し、住民票の写しの添付を不要化。さらに、デジタル手続法によりマイナンバー法が改正され罹災証明書の交付事務等が個人番号利用事務として追加されたことから、災害発生時にマイナンバーを利用した罹災証明情報の庁内連携が円滑に行えるよう、地方公共団体に対し、周知徹底する。なお、マイナンバーを利用した庁外連携については、今後、費用対効果や地方公共団体等のニーズ等を踏まえ、検討。

＜マイナンバーカードを活用した住民の避難状況の把握＞

- ・ 平成30年度において有効性を確認したマイナンバーカードを活用した避難所入退所管理システムについて、災害発生時に活用されるように、今後、地方公共団体に対し普及啓発を実施。

KPI（進捗）：

＜マイナポータル活用（情報共有）＞

被災者支援に関する説明会における参加地方公共団体（都道府県）数
（令和元年度 47団体）

＜被災者台帳管理＞

被災者支援に関する説明会における参加地方公共団体（都道府県）数
（令和元年度 47団体）

＜添付書類不要化＞

被災者支援に関する説明会における参加地方公共団体（都道府県）数
（令和元年度 47団体）

＜マイナンバーカードを活用した住民の避難状況の把握＞

地方公共団体への普及展開策の検討

KPI（効果）：

＜マイナポータル活用（情報共有）＞

取扱機関（市町村）数

（子育て及び介護ワンストップサービスに準ずる）

＜被災者台帳管理＞

被災者台帳管理にマイナンバーの

活用を予定している自治体数

＜添付書類不要化＞

被災者生活再建支援金の手続において住民票の写しを不要化
（令和2年度から実施）

罹災証明書の情報の庁内連携に

マイナンバーを活用する予定の自治体数

＜マイナンバーカードを活用した住民の避難状況の把握＞

システムの活用を予定している地方公共団体の数

II－（６）利用の機会等の格差の是正【官民データ基本法第14条関係】

これまでの主な取組

- ・ 障害者・高齢者にとって使いやすいIT機器や関連サービスを開発・提供する取組、行政等のWebサイトやSNS等のアクセシビリティに係るガイドラインの普及促進や、離島などの不採算地域等における地域のIT基盤の整備・確保を図る取組を推進することに加え、高齢者等のデジタル活用を支援する制度を検討中である。

○[No. 6－1] 条件不利地域におけるICTインフラの整備の推進

分野横断

- ・ 光ファイバの整備に対するこれまでの国の支援により、全国的な光ファイバ整備率は高い水準を実現。しかし、地理的条件が不利な地域では光ファイバの整備が遅れているため、5G・IoT・Wi-Fiなどの高度な無線環境の利用機会に地域間格差が生じるおそれがある。
- ・ 今後、地理的条件が不利な地域において電気通信事業者等が行う5G等の高速・大容量無線局の前提となる光ファイバの整備に対し、支援を実施する。
- ・ これにより、高度な無線環境の利用機会に関する地域間格差を是正し、5GやIoT等による地域活性化や地域の課題解決を促進する。

KPI（進捗）：未設定（5Gに関する整備計画を踏まえて、令和元年度に検討）

KPI（効果）：未設定（5Gに関する整備計画を踏まえて、令和元年度に検討）

○[No. 6－2] 条件不利地域等における携帯電話のエリア整備の推進

分野横断

- ・ 地理的条件や事業採算性等の問題により、携帯電話を利用することができないエリア（不感エリア）や現在の携帯電話システムの主流である3.9世代移动通信システム（LTE）以降のシステムが利用できないエリアがある。このため、不感エリアの解消やエリア内の通信方式の高度化及び利用可能なサービスの品質向上が必要。
- ・ 災害発生時の連絡手段確保等の重要性から、登山道、緊急輸送道路及び災害時に避難所となる施設など、不感エリアの解消を促進するための具体的な方策について検討を行い、本年夏頃までに結論を得る。
- ・ これにより、携帯電話を利用できるエリアを拡大し、緊急時等の安心安全の確保等を推進。

KPI（進捗）：補助事業実施件数

KPI（効果）：未設定（携帯電話を利用することができないエリアの解消の具体的な方策について検討し、本年夏頃までに結論を得る。）

○[No. 6－3] 鉄道トンネルなどにおける携帯電話の通じない

分野横断

区間の解消を加速

- ・ 鉄道トンネルや道路トンネルなど人工的な構築物により電波が遮へいされ、携帯電話が利用できないエリアが存在。このため、非常時に備えた乗客の通信の確保等の観点から、このようなエリアを解消することが必要。
- ・ 新幹線トンネルにおける携帯電話の通じない区間について、来年までの解消を目指すとともに、在来線については、令和4年度までに輸送量の90%以上を占める路線区間のトンネルについて携帯電話を利用できる環境の整備を促進する方策について、民間事業者の経営状況等も踏まえて検討を行い、本年夏までに結論を得る。
- ・ これにより、訪日外国人を含めた利用者の利便性向上及び非常時等における通信手段を確保。

KPI（進捗）：補助事業実施件数

KPI（効果）：新幹線トンネル内で携帯電話が利用可能な距離（令和2年1,105km）

○[No. 6－4] 地域IXやCDNの活用促進によるデータ通信効率化（仮称）

分野横断

- ・ 我が国のインターネットは、その大部分のトラフィックを都市部で交換する一極集中型の構成となっている。このため、本来的には地域内で交換可能なトラフィックも都市部を経由して通信。非効率的な通信により、ネットワークインフラを圧迫していることに加え、災害時等における脆弱性の要因ともなっている。
- ・ 今後、5GやIoT、エッジコンピューティング技術等の利点を十分にいかすためには、このようなネットワーク構成を見直す必要があり、地域でのIXやCDNの活用を促進。
- ・ これにより、今後も増加が見込まれるインターネットトラフィックに対応するためのトラフィック流通の効率化を図るとともに、耐災害性の向上を実現。

KPI（進捗）：地域IX及びCDNの実証拠点の設立数（令和3年度までに5か所）

KPI（効果）：地域IX及びCDNの活用による地域でのトラフィック流通の効率化検証（令和3年度までに15%程度の効率化）

○[No. 6－5] 情報アクセシビリティ確保のための環境整備

分野横断

- ・ IoTやAIの社会実装が進むためには、ICT機器・サービスのアクセシビリティの確保が必要となる。米やEUでは、法律によりICT機器・サービスのアクセシビリティ基準を規定し、それを企業が自己評価する仕組みが提供されている。
- ・ このため、米・EUの基準に加え、各業界団体が独自に規定したアクセシビリティ基準を基礎に、我が国において各企業が自己評価するための様式や公表の仕組みを策定する。あわせて、政府情報システムの調達時にも活用する方策を検討。

- ・ これにより、企業によるアクセシビリティ基準に関する情報公開が進むことで、基準を満たすICT機器・サービスの展開を促進。

KPI（進捗）：仕組みの構築・導入に向けた検討状況

KPI（効果）：自己評価を行うICT機器・サービスの数

○[No. 6－6] Webアクセシビリティ確保のための環境整備等

分野横断

- ・ 高齢者や障害者など、ICTの恩恵を十分に享受できていない者が多く存在。
- ・ 誰もが行政等のWebサイトを利用しやすいようにするため、平成29年度の調査結果を踏まえ更なる公的機関Webサイトのアクセシビリティ状況改善に向けた取組を促進。また、高齢者や障害者等に配慮した事業者による通信・放送サービスの充実を図るため、平成29年度から令和3年度までにかけて事業者等への助成を行い、進捗状況を確認。
- ・ これにより、デジタルデバイドを解消し、誰もがICTの恩恵を享受できる情報バリアフリー環境を実現。

KPI（進捗）：サービス及び研究開発に対する助成件数

JIS規格準拠に係る各公的機関への説明会回数（令和元年3件）

KPI（効果）：民間事業者向け「身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発等の推進」助成終了後2年経過時の事業継続率（令和2年70%）

ホームページのJIS X 8341-3への準拠を表明している地方公共団体（令和3年77%）

○[No. 6－7] 4K・8Kなどの高度な映像・配信技術の利用機会の均等

分野横断

- ・ 4K・8K放送については、平成30年12月から開始した新4K8K衛星放送について、その魅力や視聴方法に関する周知広報の在り方を検討する必要。また、一部の旧式受信設備から電波が漏洩し他の無線局に混信が発生する可能性があるほか、CATVで視聴するためにはネットワークの光化が必要となることなどが課題。
- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、全国の様々な場所で4K・8K等の視聴が可能となるよう、関係者と連携した周知広報活動を強化するとともに放送コンテンツのネット配信に係る実証及びケーブルテレビネットワークの光化への支援を進めるほか、スタジアム等の集客機能・利便性向上のため高速無線LANや高度な映像技術等を活用するなど、官民連携で必要な対策を推進。
- ・ これらの対策によって、4K・8Kの視聴世帯の増加を推進。

KPI（進捗）：全国世帯に占める4K・8Kの視聴可能世帯の割合

高速無線LAN等が活用されたスタジアム等の数

KPI（効果）：4K・8Kの視聴世帯の増加

○[No. 6－8] IoT地域実装のための総合的支援

分野横断

- ・ 超少子高齢化等が進展する地域においては、生活や産業の基盤が従来の形で維持できなくなりつつあり、IoT実装を通じた官民データ利活用による課題解決が期待されるが、予算や人材の制約等により、地域における取組が進んでいない状況。
- ・ 民間活力を最大限に活用しつつ、地域におけるIoT実装を進めるため、令和元年度も引き続き、計画策定支援、地域情報化アドバイザー派遣などの人的支援、民間プラットフォームの活用をはじめとするデータ利活用ルールの特化、実装事業の支援等を総合的に実施。また、「地域IoT実装推進ロードマップ」のフォローアップ及び継続的な見直しを行うとともに、地域IoT実装状況に関する調査等により本施策の効果KPI及び更なる地域ニーズ把握を実施。
- ・ このような取組により、成功モデルの横展開を含め令和2年度末までに800の地方公共団体において、生活に身近な分野でのIoTを活用した取組を創出し、地域活性化を実現。

KPI（進捗）：

- ・ 計画策定支援事業により策定された計画数（令和元年度：20件）
- ・ 地域IoT実装推進事業により地域IoTを導入した地方公共団体数（令和元年度：67団体）

KPI（効果）：

- ・ 地域IoTを導入した地方公共団体数（令和2年度：800団体）
- ・ 計画策定支援事業により解決・改善した地域課題数（令和2年度：60件）
- ・ 地域IoT実装推進事業により解決・改善した地域課題数（令和2年度：276件）

○[No. 6－9] 「デジタル活用支援員」の検討

分野横断

- ・ 本格的なIoT・AI時代の到来に向け、高齢者等が取り残されることがなく、ICT機器を利活用し、より豊かな生活を送ることができるようになることが必要。
- ・ このため、高齢者等が、住居から地理的に近い場所で、心理的に身近な人からICTを学べる環境を整備するため、「デジタル活用支援員」の仕組みを検討。平成30年度のデジタル活用共生社会実現会議での結論に基づき、令和元年度はデジタル活用支援員のモデル構築に向けた実証事業を実施。
- ・ これにより、デジタルデバイドを解消し、誰もがICTの恩恵を享受できる環境を実現。

KPI（進捗）：デジタル活用支援員に係る実証事業の実施状況

KPI（効果）：デジタル活用支援員のモデル構築

○[No. 6－10] ICT等を用いた遠隔診療の推進

健康・医療・介護

- ・ 対面診療と遠隔診療を適切に組み合わせることにより効果的・効率的な医療の提

供に資するものについて、平成30年度診療報酬改定で評価を新設（オンライン診療料等）。

- ・ 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の改訂の状況や、オンライン診療等の普及状況の調査結果等を踏まえ、診療報酬における対応について引き続き検討。
- ・ これらにより、医療の質を向上させ、国民の健康を増進。

KPI（進捗）：遠隔医療従事者研修の延べ受講者数

KPI（効果）：遠隔診療に関する診療報酬の算定件数

○[No. 6－11] 防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備推進

インフラ・
防災・減災等

- ・ Wi-Fiは、高速・大容量の無線通信が可能であり、IoT社会を支える重要な社会インフラとして、早急な整備が求められている。
- ・ 他方、Wi-Fi環境の必要性、防災面等での有用性及び整備の推進について地方公共団体の知識や認識が不足していることから、地方での活用事例の創出等を進めるなど、普及促進を図ることが必要。
- ・ 引き続き、国による支援を活用した整備、地方財政措置を活用した整備、自主的な整備等、官民連携して更なる整備の加速化をさせていく。

KPI（進捗）：新規整備等件数

KPI（効果）：整備済箇所数（令和元年度までに約3万箇所）

II-（7）情報システム改革・業務の見直し【官民データ基本法第15条第1項関係】

これまでの主な取組

- ・ 国のシステム数の半減・運用コスト3割削減を目標とした政府情報システム改革を推進し、システム数については、平成30年度までに731システムを削減（平成24年度比50.4%減）し、目標を達成した。また、運用コストについては令和3年度までを目途に年間1,155億円の削減（平成25年度比29.5%減）の見込みである。さらに、大規模システム（ハローワークシステム、社会保険オンラインシステム、登記情報システム等）を中心に業務の見直し（BPR）まで踏み込んだ改革を実施中である。

○[No. 7-1] 国・地方を通じた行政全体のデジタル化

分野横断

- ・ 「デジタル・ガバメント推進方針」（平成29年5月30日IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）に基づき、国・地方を通じた横断的な電子行政の実行計画である「デジタル・ガバメント実行計画」を決定するとともに、当該実行計画に基づき、各府省庁においても中長期の戦略的な計画を平成30年度に策定。
- ・ 引き続き、政府情報システム改革など、これまで蓄積したノウハウをいかしつつ、官民データの流通等に資する取組を推進することが必要であることから、デジタル・ガバメント実行計画及び各府省庁の中長期計画の改定を必要に応じて実施。
- ・ これにより、行政全体のデジタル化を強力に推進し、これまで以上に国民・事業者の利便性向上に重点を置いた行政サービスを実現。

KPI（進捗）：中長期計画策定省庁数

KPI（効果）：計画に基づく各施策における改革目標の達成度合い

○[No. 7-2] クラウド・バイ・デフォルト原則の導入

分野横断

- ・ 情報システムの整備に当たっては、クラウド技術の活用等により、投資対効果やサービスレベルの向上、サイバーセキュリティへの対応強化を図ることが重要。
- ・ さらに、クラウド・バイ・デフォルト原則を具体化した「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」（平成30年6月7日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を策定したところ、各府省庁は本方針を踏まえ、民間クラウドサービスを含めたクラウド技術の積極的な活用を図るとともに、行政機関における先進的な民間ITサービス導入を推進する。また、国において直接保有・管理する必要がある政府情報システムについては、標準化・共通化を図るとともに、投資対効果の検証を徹底した上で、政府共通プラットフォームへの移行を推進。
- ・ これにより、行政が保有する情報システムのクラウド化を推進。

KPI（進捗）：クラウド活用数

KPI（効果）：コスト削減額

○[No. 7-3] 地方公共団体におけるクラウド導入加速に向けた支援

分野横断

- ・ クラウドの導入には、コストの削減やセキュリティレベルの向上、災害時における業務継続性の確保といった多くのメリットがあるため、その取組を一層進めていく必要。
- ・ 地方公共団体がクラウド導入等計画の下で共同化を中心に着実に導入を進めるよう、先行する優良事例における効果や国の支援策の周知を徹底するなど、未導入団体を中心に働きかけを行う。
- ・ これにより、クラウド導入市区町村数の拡大（令和5年度末までに約1,600団体、うち自治体クラウド導入団体は約1,100団体）を図る。

KPI（進捗）：地方公共団体が策定するクラウド導入等計画における検討状況の把握

KPI（効果）：クラウド導入市区町村数（令和5年度末までに約1,600団体、うち自治体クラウド導入団体は約1,100団体）

○[No. 7-4] 地方公共団体におけるAI・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術の活用推進

分野横断

- ・ 地方公共団体におけるAI・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術の導入に当たっては、データの安全管理措置、コストの低減、汎用化等の課題があり、クラウドAIの活用方法の確立等が必要。
- ・ 令和元年度以降は、①活用が進められていない自治体行政分野へのAI・クラウドAI導入についての標準化、②RPA導入に係る初期費用の補助を行う。
- ・ これにより、地方公共団体におけるAI・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術の活用を推進し、業務効率化、人材不足への対応、地域課題の解決、住民サービスの向上等を実現。

KPI（進捗）：AI・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術に関する参照モデル数

KPI（効果）：AI・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数

○[No. 7-5] 地方公共団体における情報システムに係る運用コスト等の削減

分野横断

- ・ 「地方公共団体の情報システムの運用コストを圧縮する（3割減を目指す。）。」（「世界最先端IT国家創造宣言」（平成27年6月30日閣議決定））こととされている。
- ・ 地方公共団体へ自治体クラウドの導入やカスタマイズ抑制の促進等について助言を実施。

- ・ 令和5年度を目途に3割削減（平成27年度比。ただし、新規業務への対応やセキュリティ対策に要する経費等の影響を除く。）を目指す。

KPI（進捗）：未設定（令和元年度に検討）

KPI（効果）：令和5年度を目途に3割削減
（平成27年度比。ただし、新規業務への対応や
セキュリティ対策に要する経費等の影響を除く。）

○[No. 7-6] 統合型校務支援システムの導入促進

分野横断

- ・ 地方公共団体ごとに校務支援システムの対象となる業務の範囲や、扱う校務文書の様式等が異なっているなどの要因により、複数の地方公共団体における校務支援システムの導入・運用が進んでいないという課題が存在している。
- ・ 平成29年度に実施した調査研究において、統合型校務支援システムの活用による業務削減効果が高いと考えられる校務の把握や先行地方公共団体の業務削減測定方法の把握及び事例の分析を行ったところ。平成30年度は、平成29年度の成果を踏まえ、「学校ICT環境整備促進実証研究事業」において、都道府県単位での統合型校務支援システムの導入を促進するとともに、業務ごとに教員個人の実際の作業時間を測定・比較するなど、実時間に基づいた手法による効果測定を開始した。令和元年度は効果測定を継続し、比較分析を行うとともに、システムの運用における個人情報の取扱や運用ルール（システムの活用を前提とした効率的な校務の実施手順等）の策定を進める。
- ・ これらの施策を推進し、学校における教員の事務作業負担を軽減しつつ、教員が児童生徒と向き合う時間を確保することで、学校教育の質を向上させる。

KPI（進捗）：都道府県単位での共同調達・共同運用モデル数

KPI（効果）：共同利用型校務支援システムを導入した地方公共団体数
統合型校務支援システムの導入による、業務負担の削減時間数

○[No. 7-7] 校務系クラウドと授業・学習系クラウド間の 情報連携方法の標準化

分野横断

- ・ 教職員が職員室等で利用する「校務系システム」と、児童生徒も利用する「授業・学習系システム」が、セキュリティの観点から分離運用されており、データ利活用の観点からはその改善が急務。
- ・ クラウド化を推進し、両システムの安全な情報連携手法の確立に向け、令和元年度は前年度に引き続き地域実証を推進するとともに、その成果を踏まえて、スマートスクール・プラットフォームの標準仕様及び次世代ICT環境の在り方に関するガイドブックについて、同年度末までに確定版を取りまとめる。
- ・ 本手法の普及により、教員の業務効率化、両システムのデータを活用したアダプ

ティブな学習指導、生徒指導等を可能にする。

KPI（進捗）：スマートスクール・プラットフォームを導入可能な学校数

KPI（効果）：

具体的なデータを基に指導・対応を行った教員の割合

データに基づいた教員の指導により学習・生活環境が充実した児童生徒の割合
教育現場におけるクラウド導入率

○[No. 7－8] 気象庁情報システム基盤の整備

分野横断

- ・ 自然災害の軽減、交通の安全等のための新たな気象情報の迅速な提供や、急速なデジタル技術の進展に対応した幅広い利用者のために標準化した形式での情報提供が求められている。しかし、業務ごとに整備している現行システムでは、上記のような新たなニーズへの迅速な対応が困難である。
- ・ このため、令和元年度より仮想化技術を用いた「気象庁情報システム基盤」の構築に着手し、現行23システムについて、令和6年度までに順次統合することを目指す。
- ・ これにより、今後、新たな気象情報の迅速な提供や利用者ニーズに対応した標準形式による提供を実現するとともに、システムのライフサイクルコストの低減を図る。

KPI（進捗）：気象庁情報システム基盤に統合したシステム数
（令和6年度、23システム）

KPI（効果）：社会の要請に応じた新たな気象情報の提供
システムのライフサイクルコストの低減

○[No. 7－9] 政府情報システム改革

電子行政

- ・ 政府情報システム改革に関しては、政府CIO自らによる各府省庁へのヒアリング・レビューやコスト削減に関するノウハウの集約・横展開等を実施し、これまで取組を着実に推進。平成30年度までに731システムを削減し、国のシステム数の半減（平成24年度（1,450システム）比）の目標を達成。
- ・ 令和3年度を目途に運用コストの3割削減（平成25年度（約4,000億円）比）に向けた取組を着実に実施。
- ・ これによって得られた節減効果を、官民データの利活用促進やサイバーセキュリティ対策など、より付加価値の高い分野への投資に活用。

KPI（進捗）：削減した運用コスト

KPI（効果）：令和3年度を目途に運用コストの3割削減

※政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化の取組に基づくKPIについては、令和2年度の具体的な情報システム

関係予算額等を踏まえて設定する予定

○[No. 7-10] サービスデザイン思考に基づく業務改革（BPR）の推進

電子行政

- ・ 「デジタル・ガバメント実行計画」において、サービス改革の原則を「サービス設計12箇条」として取りまとめるとともに、先行的にサービス改革を推進する分野として、15の個別サービス改革事項を選定したほか、サービスデザイン思考に基づく業務改革（BPR）を各府省庁が実践的に行うことができるよう「サービスデザイン実践ガイドブック（β版）」を作成。
- ・ 引き続き、行政サービスの維持・向上や持続的な経済成長を実現するため、利用者目線に立った個別サービス改革の検討・取組を行う。
- ・ これにより、国民と職員双方の負担を軽減しつつ、利用者中心の行政サービスを実現。

KPI（進捗）：サービス改革を行う具体的なサービス数

KPI（効果）：サービス改革の各施策における改革目標の達成

○[No. 7-11] ブロックチェーン技術等を活用した政府の業務改革の推進

電子行政

- ・ ブロックチェーン技術の社会実装に向けて、運用面、ルール面及び技術面の課題を解決する必要。
- ・ 行政や公共性の高い分野への先行的な導入を見据えた実証を行い、その実証結果等を踏まえ、引き続き導入の実現性の高いユースケースについて、平成30年度に抽出された課題解決を主眼とした検討・検証を実施。
- ・ これにより、ブロックチェーン技術の特性をいかした継続的な運用を見据えた社会実装を推進。

KPI（進捗）：政府の情報システム等においてブロックチェーン技術を活用した実証の実施

KPI（効果）：実証の結果も踏まえた革新的な電子行政の実現に向けた計画の策定

○[No. 7-12] 土地情報連携の高度化

電子行政

- ・ 土地に関する各種台帳等（不動産登記簿、戸籍簿、固定資産課税台帳、農地台帳、林地台帳等）について、不動産登記簿の情報が最新でないことに加え、台帳間のデータの共有・連携が十分ではないために、特に地方公共団体において事務負担が発生。
- ・ 地方公共団体におけるシステムの状況及びニーズの調査（アンケート）を実施し、その結果を踏まえ、登記済通知書CSVデータの取込に係る負担の削減等のための方策や、その展開方法について検討を行い、令和元年度中にその方針を決定。また、

各種台帳等において不動産番号等を収録するため、そのコスト・労力の規模等を踏まえ、当該不動産番号等の収録方法や収録計画（制度的手当の要否を含む。）について検討し、令和元年度中にその方針を決定。さらに、アンケート結果を踏まえ、各種台帳等の管理システムについて、中長期的なシステム更改のスケジュールに合わせて、データ項目・表記等の標準化・共通化の検討を行い、見直しを実施。

- これにより、地方公共団体において、土地に関する情報の異動の把握・反映に係る事務負担の軽減が期待されるほか、最新情報が共有されることによる土地所有者の探索の容易化や、将来的な所有者不明土地の発生の防止等が期待。

KPI（進捗）：

登記済通知書CSVデータの取込に際しての手間の削減等のための方策及びその展開方法の方針の決定（令和元年度中）

不動産番号等の収録方法や収録計画の方針の決定（令和元年度中）

KPI（効果）：登記済通知書CSVデータを活用する地方公共団体数

○[No. 7-13] 国税情報システムの高度化

電子行政

- 経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応した税務行政を実現するため、「デジタル・ガバメント実行計画」等に基づきながら、手続オンライン化の徹底や添付書類の撤廃、ワンストップサービスの実現など「納税者の利便性の向上」を図るとともに、組織内では書面中心からデータ中心の事務処理へと転換しつつ内部事務を集約処理するなど、「課税・徴収の効率化・高度化」を図る必要がある。
- このため、国税情報システムについて、セキュリティや安定運用に十分に配慮しつつ、令和8年度には、既存のメインフレーム中心の構成からオープンシステム化された構成へと全面刷新することを目指す。
- これにより、情報システムに係る運用コストや機能追加経費の低減を図りつつ、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を実現。

KPI（進捗）：システムの開発

KPI（効果）：運用コストの低減

○[No. 7-14] 運転免許業務及び警察情報管理システムの合理化・高度化

電子行政

- 運転免許証は、国民生活に密着したライセンスとして広く普及しており、運転免許証の交付、更新などの手続に関しては、より一層国民の利便性向上や負担軽減が求められている。また、運転免許の管理等を行う運転者管理システムをはじめとする警察情報管理システムについては、警察庁及び都道府県警察が個別にシステム整備を行っており、同じ仕組みを複数構築運用するなど整備・維持に係るコストの増大などの課題がある。

- これらの課題を解決するため、警察庁が警察庁及び都道府県警察が活用する共通基盤を整備し、他のシステムとの連携も含めた警察情報管理システム全体の合理化・高度化に取り組む。具体的には、令和元年度に現行システムに係る現状調査、BPRの検討を行い、令和2年度から新システムの構築を行う。令和4年度以降順次、警察庁及び都道府県警察のシステムを移行する。
- これにより、システムの機能の合理化・高度化による国民の利便性向上や負担軽減を図るとともに、行政手続の処理の効率化や警察情報管理システムの整備・維持に係るコストの大幅な削減に取り組む。

KPI（進捗）：新運転者管理システムの開発進捗
（令和元年度中に全体の方向性を決定）

KPI（効果）：未設定（令和4年度以降に検討）

○[No. 7-15] 医療保険業務（診療報酬における審査業務等）の 効率化・高度化

健康・医療・介護

- 保険医療機関等における診療報酬請求業務や審査支払機関における審査支払業務等に係る職員及び審査委員の業務負担（審査・データの手入力等）が課題。
- 審査支払業務に係る社会保険診療報酬支払基金のシステムについては、令和元年度前半を目途にソフトウェアの分離調達を完了させるとともに、システム開発コスト、ランニングコストなどのコスト低減効果について、規制改革会議や保険者（費用負担者）などの関係者への説明を検討。
- 審査支払機関における審査プロセスの見直しにより、審査に係るコンピュータチェック寄与度の向上や審査支払業務に係るコストを低減に貢献。

KPI（進捗）：新システム構築の進捗状況（令和3年9月稼働予定）

KPI（効果）：システム調達及び運用コストの低減

○[No. 7-16] 指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等の診療情報を 登録するためのデータベースの構築、活用促進

健康・医療・介護

- 症例が比較的少なく、全国規模で研究を行わなければ対策が進まない難病や小児慢性特定疾病について、一定の症例数を確保するため、指定難病患者や小児慢性特定疾病児童等の診断基準等に係る臨床情報等を収集。
- 平成29年度中に指定難病や小児慢性特定疾病に係るデータベースを構築し、データ登録、データベース制度の周知を通じ、令和元年度には、データベースの登録件数の拡大を図るとともに、研究者へのデータ提供を開始。
- 一定の症例数を確保することで、患者の臨床情報などを把握することが可能となり、研究の推進や医療の質の向上に結びつけ、難病・小児慢性特定疾病の克服に貢献。

KPI（進捗）：データベースへのデータ登録件数

（令和元年度末までに進捗状況を評価できる指標を検討）

KPI（効果）：データベースからのデータ提供件数

（令和2年6月までに提供件数を評価できる指標を検討）

○[No. 7-17] 交通規制情報の集約・提供の高度化、普及促進

移動

- ・ 平成30年度は、都道府県警察に対し、各都道府県警察の交通規制情報を標準フォーマットに変換するプログラム又は標準仕様書に基づく交通規制情報管理システムの整備を促進。
- ・ 令和元年度以降も、引き続き、都道府県警察に対し、プログラム又はシステムの整備を促す予定。
- ・ これにより、運転者が交通規制情報を的確に把握することが可能となるほか、自動運転の実現に寄与することを期待。

KPI（進捗）：プログラム又はシステムを導入した都道府県数

KPI（効果）：交通規制情報を利活用した自動運転の実現

II-（8）データ連携のためのプラットフォーム整備【官民データ基本法第15条第2項関係】

これまでの主な取組

- ・ 新たな経済社会としての「Society 5.0」の実現に向けた取組として、「高度道路交通システム」をはじめとする主要分野において、必要な技術開発やプラットフォーム開発等を実施してきた。
- ・ また、日付時刻や住所、電話番号などの基本的なデータの記述形式、システムにおける外字の取扱いや漢字等に読み仮名を付与する際の方針等、円滑なデータ連携環境を構築できるよう、IT総合戦略室にてガイドラインを整備した。

○[No. 8-1] 分野横断的に連携できるプラットフォームの整備

分野横断

- ・ Society 5.0を実現するためには、国、地方公共団体、民間などで散在するデータを連携させ、分野・組織を超えたデータ活用とサービス提供を可能とするプラットフォーム（データ連携基盤）の整備が必要。
- ・ 総合科学技術・イノベーション会議において、SIP（第2期）の「ビッグデータ・AIを活用したサイバー空間基盤技術」の事業の一環として、分野間データ連携基盤の研究開発を進めることとし、現在、全体計画の検討を進めている。引き続き、IT総合戦略本部が、総合科学技術・イノベーション会議とともに司令塔として、積極的に取組を推進。
- ・ これにより、分野・組織を超えたデータ活用とサービス提供を可能とするデータ連携基盤を実現。

KPI（進捗）：データ連携基盤の開発進捗

KPI（効果）：データ連携基盤の本格稼働

○[No. 8-2] API整備の推進

分野横断

- ・ API連携の推進を図るためには、APIの標準化やAPI利用者に対し利便性の高い情報提供等を実施することが必要。
- ・ e-Gov及び文書管理システムのAPIの拡充に当たり、APIの標準化や情報提供の一元化・標準化等を図るための共通的なAPI管理機能を整備することにより、これらのシステムのAPI連携を推進。
- ・ マイナポータルにおける情報流通のハブとなるAPI連携のための基盤の整備を進め、国、地方公共団体及び民間のオンラインサービス間のシームレスな連携を拡充する。

KPI（進捗）：API管理機能を通じたAPI公開数

マイナポータルにおけるAPI公開数

KPI（効果）：API管理機能を通じたAPI利用件数
マイナポータルにおけるAPI利用件数

○[No. 8－3] データ利活用型ICTスマートシティの推進

分野横断

- ・ 人口の増減、訪日外国人への対応、インフラやサービスの維持・高度化等の各都市・地域の抱える多様な課題が存在。当該課題解決を目的として、分野横断的なデータ連携のための基盤（プラットフォーム）整備などの「データ利活用型の街づくり」について支援を実施。平成29年度及び平成30年度においては、計9か所に対して補助を交付決定し、先進的モデルを構築したが、現状の構築数ではまだ十分とはいえない。
- ・ 分野間・スマートシティ間でのデータ連携を更に進展させるため、今後も先進的モデル構築の支援を行うとともに、構築されたプラットフォームを利用した横連携方策について検討を行う必要があることから、令和2年度末までに、自主財源による取組も含め、先進的なデータ利活用型ICTスマートシティを全国において26か所に構築。
- ・ 上記の取組により、都市の魅力や生産性の向上等に貢献。

KPI（進捗）：分野横断的なデータ利活用によるスマートシティに対する補助の交付決定数（令和元年度4か所）

KPI（効果）：横展開及び自主財源による構築を含む分野横断的なデータ利活用によるスマートシティの構築数（令和2年度末までに延べ26か所）

○[No. 8－4] Connected Industriesの実現に向けた取組の推進

分野横断

- ・ 第四次産業革命による技術の革新を踏まえて、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服する「Society 5.0」を実現する必要。
- ・ 「Connected Industries」というコンセプトの下、新たな産業システムを構築するため、平成29年度に設置した重点5分野（自動走行・モビリティサービス、ものづくり・ロボティクス、バイオ・素材、プラント・インフラ保安及びスマートライフ）の分科会において、取組の具体化等に向けて集中的に議論。企業・産業を越えた協調領域における官民のデータ共有や人材育成等に向けて具体化した取組を平成30年度から本格化し、着実に実施。
- ・ これにより、人、モノ、技術、組織等が様々に繋がることによる新たな付加価値の創出と社会課題の解決を目指す。

KPI（進捗）：Connected Industriesというコンセプトを具体化したプロジェクト数

KPI（効果）：Connected Industriesによる付加価値の創出又は社会課題の解決

○[No. 8-5] データ連携基盤を支えるサイバーセキュリティ対策

分野横断

- ・ Society 5.0の実現に向けて、産業構造、社会の変化に伴うサイバー攻撃の脅威の増大への対応が必要。そのため、Society 5.0の産業社会において求められるセキュリティ対策の全体像を整理した「サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク」（以下「CPSF」という。）を平成31年4月に策定。
- ・ 今後、CPSFを各産業分野に展開し、データ流通に求められるセキュリティ対策を含む、産業分野別のセキュリティガイドライン策定を推進するとともに、産業横断的な対策が求められるデータそのものの信頼性確保の手法等について検討。
- ・ これにより、IoTの進展等によってデータを含めあらゆるものがつながるSociety 5.0の実現に求められるセキュリティの確保や製品・サービスのセキュリティ品質を差別化要因にまで高めることによる競争力の強化を図る。

KPI（進捗）：サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワークに基づいて策定された、産業分野別セキュリティガイドラインの策定数

KPI（効果）：事業者における産業分野別セキュリティガイドラインの利用状況

○[No. 8-6] 産業界におけるデジタルトランスフォーメーションの推進

分野横断

- ・ デジタル時代のビジネスにおいては、サービスやオペレーションを管理するシステムのスピードや柔軟性又はセキュリティ対応の差が競争力を決定する要因の一つとなる。
- ・ このため、企業におけるデジタルガバナンスの実施状況を客観的に評価するための基準（「デジタルガバナンス・コード」）の策定や、当該評価結果に基づき格付けを行う「DX格付制度」創設等により、企業の経営改革、レガシーシステムからの脱却などを促進し、本格的なDXを推進する。また、非競争領域におけるシステムの共通化に取り組もうとする業界等を支援する機能・体制を構築し、効率的かつ競争力の高い情報システムの開発を支援する。さらに、平成30年9月に公表されたDXレポートにおいて今後取り組むべき点として示された「ユーザー企業とベンダー企業間のモデル契約ガイドラインの改訂」についても引き続き取り組む。
- ・ これにより、重要産業を中心とした民間部門において、競争性・効率性の強化と安全確保を両立させたシステムガバナンス、システム投資を促進。

KPI（進捗）：未設定（令和元年度中に方針が固まった段階で検討）

KPI（効果）：未設定（令和元年度中に方針が固まった段階で検討）

○[No. 8-7] 中小企業支援プラットフォームの構築

分野横断

- ・ 行政による中小企業向けの支援情報サイトの乱立等により、いかなるWebサイトにアクセスすれば事業者にとって必要な情報を入手できるのかが不明瞭である状況。中小企業政策を充実させるためには、施策情報を広く周知することが重要。

- ・そこで、中小企業向けの情報発信から申請手続までを1つのサイトで完結できるプラットフォームを構築し、行政に一度提出した情報を再度提出しなくてよいワンストップの仕組みを導入し、中小企業の手続負担を軽減するとともに、当該プラットフォームを通じて得ることができる中小企業に関するデータを活用し、個々の事業者の状況・ニーズに応じた適切な支援策をプッシュ型で発信を行うサービス等を提供。あわせて、中小企業向け施策の執行状況や実績等の把握につなげていく。令和2年度からプラットフォームの運用を開始し、順次サービスを拡大。
- ・令和元年9月以降に本番システムのリリースを予定しているJグランツ（補助金申請システム）と連携することにより、利用率の向上を目指す。

KPI（進捗）：サイトの登録者数（令和4年度までに65万人）

KPI（効果）：中小企業支援プラットフォームを通じた中小企業関連補助金の電子的申請の利用率

○[No. 8－8] 医療保険のオンライン資格確認の構築、医療等分野 における識別子（ID）の導入

健康・医療・介護

- ・急速な高齢化と厳しい保険財政の中で、質の高い医療サービスの提供を推進するための方策が必要。
- ・医療保険の被保険者番号を個人単位化するとともに、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の来年度からの本格運用に向けて、必要なシステム整備を着実に進める。新設される医療情報化支援基金を活用し、医療機関及び薬局のシステム整備を支援する。
- ・個人単位化される被保険者番号を医療等情報の連結に活用できるよう、制度面・技術面・運用面での検討を進めていく。
- ・これらにより、レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報などの患者の保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みを推進する。

KPI（進捗）：オンライン資格確認システムの構築

KPI（効果）：オンライン資格確認に参加する医療機関数

○[No. 8－9] 健康・医療・介護分野に関わる多様な主体の情報共有・ 連携の仕組みの確立、成果の推進・普及

健康・医療・介護

- ・医療機関や介護施設に存在するデータは、個別の施設内で利用するために集められているものが多い。このため、保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みが必要。
- ・平成29年度中にクラウド化・双方向化等による地域のEHR（Electronic Health Record）の高度化の推進及び広域連携の在り方（セキュリティ確保策等）やマイ

ナンバーカード等を活用した患者本人の同意取得の在り方等に関する実証を実施。また、平成30年度は、これらの実証等の成果を踏まえ、全国的な保健医療情報ネットワークの構築や実運用に向けた技術面、運用面での更なる検討を実施するとともに、当該ネットワークを活用した①医療機関と介護事業者等の間の情報連携、②レセプト情報を活用した保険者と医療機関等の間の情報連携及び③保険薬局間における調剤情報連携に係るサービスモデルについて実証を実施し、医療・介護連携の際の標準仕様案の策定等に資する検討を行った。医療機関と介護事業者等の間の情報連携についての実証成果等を踏まえ、厚生労働省においては、令和元年度に、医療・介護連携に必要な情報について、一定の標準仕様を作成する。さらに、令和元年度以降も、総務省と厚生労働省は連携して、①保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの具体化に向けた検討を行う。また、令和元年度において、②医療・介護関係者の協力を得て、レセプトデータを活用した診療支援等におけるサービスモデルの構築に資する実証及び③DttoD（医師－医師間）も含む遠隔医療の新たなモデル構築に資する調査・実証を行う。

- ・ このような取組を通じ、地域の医療機関や介護施設間での効果的な情報共有や、地域を越えたデータ活用による患者等への適切な医療・介護サービスの提供が可能となるなど、国民一人一人を中心としたデータの統合による個々人に最適な健康管理・診療・介護を目指す。

KPI（進捗）：健康・医療・介護分野のデータ利活用に係る実証を通じて、データ利活用を行った対象者数

（令和元年度 2つのサービスについて実証を実施）

KPI（効果）：健康・医療・介護分野のデータ利活用に係るサービスモデルの具体化と、実装したい地域・企業等における実装数（令和元年度 2つのサービスモデル）

○[No. 8－10] 電子カルテなどの情報を活用した医薬品等の安全対策

健康・医療・介護

- ・ 医薬品等の評価や安全対策の高度化を推進し、薬剤疫学的手法による副作用の解析などを行うため、電子カルテなどの医療情報を大規模に収集・解析することが必要。
- ・ 平成30年度から400万人規模の医療情報データベース「MID-NET」の本格的な運用を開始し、行政、製薬企業及びアカデミアが利活用を行っている。
- ・ 利用可能なデータ規模の拡大が課題であり、他の医療情報データベースとの連携に向けた取組を推進し、データ規模の拡充を目指す。また、CINとも連携して、更なる医薬品等の安全対策等の高度化を推進。

KPI（進捗）：MID-NETの利用可能症例数（令和2年度520万人）

KPI（効果）：MID-NETの利活用件数（令和2年度までの累積81件）

○[No. 8-11] 観光地域のマネジメント・マーケティングを行うための
ツールである「DMOネット」の活用の推進

観光

- ・ 現状、観光地の一体的なマーケティング、ブランディング等が十分に行われておらず促進が必要。
- ・ 各地域の取組を支援するため、平成29年度に構築したDMOネット活用モデルや平成30年度に調査したDMOネット活用事例を踏まえ、DMOネットの更なる活用を促進する。
- ・ これにより、地域資源を最大限に活用し、効果的・効率的な集客を図る「稼げる」観光地域づくりを推進。

KPI（進捗）：DMOネットの活用を促進するための措置実施状況

KPI（効果）：DMOネットの登録DMO数

○[No. 8-12] 銀行システムのAPI（外部接続口）の公開の促進
（オープンAPIの導入）

金融

- ・ 平成30年6月に改正銀行法¹⁵¹が施行された。便利で質の高い金融サービスを生み出すエコシステムの形成のために、銀行とフィンテック企業との間でwin-winの関係を実現することが重要。
- ・ 令和元年度も引き続き、金融界及びフィンテック業界と連携して、オープンAPIの利活用の推進、フォローアップを実施していく。
- ・ これにより、銀行とフィンテック企業との間におけるオープンイノベーションを促進し、多様で利便性の高いサービスを実現。

KPI（進捗）：オープンAPIの導入銀行数（令和2年6月までに80行程度以上）

KPI（効果）：金融庁登録の電子決済等代行業者数

○[No. 8-13] 電子タグ活用によるサプライチェーン高度化に向けた検討

金融

- ・ 個品情報の取得・共有ができていないことにより、サプライチェーン全体における食品ロスや返品といったことが課題。平成29年度までの実証実験を通じてサプライチェーン情報共有システムの試作版を構築。平成30年度には情報共有システムの改修を行い、再度実験を実施することを通じて、電子タグを用いたサプライチェーン情報共有システムの仕様を策定。
- ・ 令和元年度は策定した仕様の周知を図る。
- ・ これにより、令和7年までにコンビニエンスストアで電子タグの実装を目指し、標準化された形式で共有できる環境を実現。

KPI（進捗）：電子タグの出荷枚数（令和7年まで1,000億枚以上）

¹⁵¹ 銀行法等の一部を改正する法律（平成29年法律第49号）。

KPI（効果）：労働生産性の改善（令和7年2%（実績）ベース）

○[No. 8-14] 事業者における財務・決済プロセス高度化に向けた

金融

金融EDIにおける商流情報活用の促進

- ・平成30年12月に全銀EDIシステムが稼動したが、今後も、XML電文の利用者である企業に対し、周知広報を実施し利用を促していくことが必要。また、商流EDIと金融EDIを連携させるに当たり、課題を整理し取組を推進していくことが必要。
- ・令和元年度は引き続き、より多くの企業にXML電文が利用されるよう企業向けの周知広報を行うとともに、商流EDIと金融EDIの連携に係る取組を推進する。
- ・これにより、金融EDIを起点とした企業の財務・決済プロセスのIT化を促進し、企業の生産性向上等を実現。

KPI（進捗）：全銀EDIシステムに関する周知広報及び商流EDIと金融EDIの連携に向けた検討の状況

KPI（効果）：未設定（商流EDIの普及状況を踏まえ検討）

○[No. 8-15] イノベーションの進展を踏まえた法制度の見直し

金融

- ・近年、ITを活用した新たなサービスを創出するプレイヤーが金融分野に進出するなどの環境変化が生じており、機能・リスクに応じた必要な利用者保護等は確保しつつ、イノベーションの促進や利用者の利便性向上に資する環境を整備することが求められている。
- ・このため、現在の業態ごとの関連法制を改め、同一の機能・リスクには同一のルールを適用する機能別・横断的な法制の実現に向けて取り組む。特に、現行法の業態別の縦割り構造が、事業者のビジネスモデルやサービスの自由な選択への弊害となっているとの指摘のある「決済」分野について横断化・柔構造化を図る。また、スマートフォン等を活用した、個々の利用者のニーズに即した利便性の高いワンストップのチャネルの提供を可能とする横断的な金融サービス仲介法制の実現に向けた検討を進める。
- ・これにより、新規事業者の参入と様々なサービス間の競争を通じたイノベーションや、金融サービスの質をめぐる競争を促進。

KPI（進捗）：未設定

KPI（効果）：未設定

○[No. 8-16] スマートフードチェーンによる生産・流通改革

農林水産

- ・人口減少に伴い国内市場が縮小する中、農水産業を成長産業にしていくためには、拡大し続ける世界の食市場に向けて、我が国の高品質な農水産物・食品の輸出を

強化することが重要。

- ・ 農業データ連携基盤の機能拡張により、農産物・食品の生産から販売・消費・輸出に至るまでの様々なデータを収集・活用し、国内外の市場や消費者のニーズに機動的に応える世界初のスマートフードチェーンシステムの構築を進める。具体的には、データ連携に向けた標準化やセンシングによる生産から流通までのデータ集積技術の開発を進めるとともに、高精度な生育・出荷予測に基づく生産・需要のマッチング、輸出を含めブロックチェーン技術等を活用した品質管理・トレーサビリティ等の実現に取り組む。また、港湾においてITを活用し産地と連携した農水産品の輸出拠点機能の強化を図る。
- ・ これらの取組を通じて、我が国の農水産物・食品の信頼性の確保、付加価値の向上、輸出拡大に貢献。

KPI（進捗）：スマートフードチェーン基盤の構築

KPI（効果）：スマートフードチェーン基盤の活用事業者数

○[No. 8-17] データをフル活用したスマート水産業の推進

農林水産

- ・ 水産分野においては、公的データが一元的に管理されておらず、また、非公開の情報が多いため、ITを活用した技術やサービスの横展開が進まず、漁業現場で有効活用されていない。
- ・ 令和元年度から、多種多様な水産分野の情報を活用するためのデータ連携基盤の構築・活用等について検討し、提言を取りまとめるための産学官協議の場を設置・運営を開始するとともに、令和2年までにデータ連携基盤を構築し、サービス提供を開始。
- ・ これにより、水産資源管理の高度化と効率化、水産業分野における生産性向上を実現。

KPI（進捗）：スマート水産業データ連携基盤（仮称）の構築（令和2年まで）

KPI（効果）：漁業者等に対するデータ連携基盤を活用したサービスの提供
（令和3年度までに10サービス以上）

○[No. 8-18] 農業情報の標準化の推進

農林水産

- ・ データを活用した農業を推進するためには、農業情報の相互運用性・可搬性の確保に資する標準化や情報の取扱いに関する政府横断的な戦略を策定し、これを踏まえた取組を推進することが不可欠。このため、農業ITサービス標準利用規約ガイド及び標準化ロードマップに基づき10項目の個別ガイドライン等を策定。
- ・ 令和元年度以降も、これまで策定した個別ガイドラインの普及促進及び必要に応じて見直しを行うとともに、各事業者間でのデータ連携を可能とするシステム基盤による取組状況等を踏まえ、個別ガイドラインを策定していくこととする。

- ・ これらにより、農業分野全体における情報創成・流通を促進し、我が国農業の産業競争力を強化。

KPI（進捗）：策定した情報の取扱いに係るガイド及び標準化に係る
個別ガイドライン等数（令和元年度11件）

KPI（効果）：標準化に係るガイドライン等を参照した企業数

○[No. 8-19] 農業生産のスマート化

農林水産

- ・ 農業者の減少と高齢化、さらには後継者不足が進行し深刻な問題となっている中、生産性の高い農業生産を実現する必要がある。
- ・ そのため、AIを活用した病虫害診断技術の構築、データの持続的な蓄積を通じて精度が高まっていく育種システムの自律的維持といった農業生産スマート化に資する取組を推進。
- ・ 以上の取組により、農業者に対する病虫害管理の支援、高効率・短期間での品種改良を実現。

KPI（進捗）：
病虫害被害データの収集スキームの構築
バーチャルラボの構築

KPI（効果）：
病虫害被害データの収集件数
バーチャルラボの利用機関数

○[No. 8-20] スマート農業を実現するための農地情報公開システムの 見直し

農林水産

- ・ 新規就農者や規模拡大を検討している農家等の担い手が農地を探す際、農地情報の収集が大きな負担となっていたため、平成27年4月から、農地情報公開システムにて、農地の所在や面積、所有者の貸付意向等を全国一元的に提供。しかしながら、大半の農業委員会においては、農地情報公開システムにおける農地台帳、農地地図のデータ更新等が課題。
- ・ 農地情報公開システムの農地台帳等のデータ更新作業や、農地区画情報の取得等について、スマート農業への活用、利用者の利便性向上に資するよう、システムの見直しを実施。
- ・ 担い手への農地利用の集積・集約化を進め、令和5年度までに担い手が利用する面積が全農地面積の8割になることを目指す。

KPI（進捗）：農地情報公開システム（全国農地ナビ）へのアクセス数
農業委員会等による農地情報公開システムへのログイン数

KPI（効果）：全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合

(令和5年度までに8割)

○[No. 8-21] 森林クラウド・SCMによる施業集約化・流通の効率化を

農林水産

実現するためのスマート林業等（林業イノベーション）の推進

- ・ 我が国の森林所有構造は、小規模・零細であり、所有者の世代交代や不在村化等から、今後、所有者の特定が困難な森林の増加が懸念され、効率的な森林整備のためには、所有者・境界を明確化し、その情報を担い手に提供して施業集約化することが必要。このため、平成30年度までに森林所有者情報を取りまとめた林地台帳の整備に向けて取り組んできたところ。
- ・ これまでの取組を踏まえ、都道府県、市町村、森林組合や林業事業体等が管理する森林資源情報、森林所有者情報、施業履歴等の森林情報を共有するための森林クラウドの導入に向けた取組を推進。また、森林組合や林業事業体等が森林クラウド等を活用することにより、森林所有者に対する施業の働きかけを効率的に行い、森林施業の集約化等を推進。
- ・ 効率的なサプライチェーンの構築に向けて、民間事業者間で需給等データを共有する取組を推進。

KPI（進捗）：森林クラウドを導入している都道府県数

木材需給情報データベースの構築

KPI（効果）：私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化

された面積を5割に増加（令和10年度末までに5割）

木材需給情報データベースの活用事業者数

○[No. 8-22] 農業AIサービス等の利用促進に関する適切な契約の促進

農林水産

- ・ 高品質・高付加価値化や生産性向上を図るため、AI（人工知能）やIoT、ロボット技術等を活用したスマート農業を推進しているところ、AI技術を利用するソフトウェアの利用段階におけるユーザーとベンダー間の権利関係の考え方が一般的に整理されておらず、契約トラブル等によりAI農業の開発・利用に支障が生ずるおそれがある。
- ・ 農業AIサービスにおける契約ガイドラインを令和元年度中に策定。
- ・ これにより、熟練農業者等の技術・ノウハウの流出防止を図りつつ、農業AIサービス等の現場での導入促進を図る。

KPI（進捗）：農業AIサービス等の導入促進のための契約ガイドライン策定

KPI（効果）：事業者における農業AI契約ガイドラインの利用状況

○[No. 8-23] 海事生産性革命（i-Shipping）

ものづくり

- ・ 生産性向上のための研究開発補助を行うとともに、開発された新技術の実用化及び普及を促進し、海事産業全体の生産性向上につなげる取組が必要。
- ・ 船舶の開発・設計、建造、運航の各段階において、AI、IoT等を活用した抜本的な生産性向上に資する革新的な技術やシステムの開発・実用化の支援を実施。
- ・ 令和7年に世界における船舶建造量シェアを30%とすることを目指す。

KPI（進捗）：建造分野及び運航分野における生産性向上に資する革新的な技術やシステムの開発・実用化に係る支援事業における採択件数

KPI（効果）：世界における建造量シェア（令和7年までに30%）

○[No. 8-24] 地理空間情報（G空間情報）の流通基盤の整備等

インフラ・防災・減災等

- ・ 地理空間情報を頻繁に使う分野におけるデータ作成をこれまで行ってきたが、他方面にも地理空間情報の活用を拡げるため、これまで活用が進んでいない分野における有用性の高いデータを作成することが課題。
- ・ そのため、今後は地方公共団体のデータを中心に幅広いデータの収集・登録を行い、現在作成している4分野をはじめとしたデータ作成を進め、令和元年度には既存登録分を含め合計分野数としてデータを10分野作成し、循環システムへの参加団体数40団体以上、G空間情報センターの平均月間ページビュー数9万5千件以上を目標として利用の拡大を促進。
- ・ これにより、データの流通・利活用に必要な取組を推進し国民の利便性を向上。

KPI（進捗）：循環システムの形成により作成・提供される分野数、参加団体数（令和元年度までにデータ分野数10、参加団体数40）

KPI（効果）：G空間情報センターの平均月間ページビュー数（令和元年度までに平均月間ページビュー数9万5千件以上）

○[No. 8-25] 国・地方公共団体・事業者等における災害情報の

インフラ・防災・減災等

共有の推進

- ・ 国・地方公共団体・事業者等の各主体が個々に収集・管理している災害情報を共有することで、迅速で効果的な災害対応を支援する。
- ・ SIP4Dに災害情報を集約するとともに、災害対応を支援する実証実験及びSIP4Dの高度化のための研究開発を推進する。
- ・ これにより、災害が発生した際、災害対応に当たる者が所要の情報を迅速に把握・利活用できるようになり、効果的な災害対応が可能。

KPI（進捗）：訓練または災害発生時に、地方公共団体や事業者等へのSIP4Dを活用した情報共有を年1回以上実施

KPI（効果）：国・地方公共団体・事業者等で必要な災害情報を共有できる仕組みの

構築により、きめ細やかかつ迅速な災害対応を実現

○[No. 8-26] 準天頂衛星システムを活用した避難所等における

インフラ・
防災・減災等

防災機能の強化

- ・ 平成30年11月1日に準天頂衛星システムの運用を開始し、7県に端末の貸出を実施し試行的に導入を行うことを決定。
- ・ 未導入の地方公共団体への安否情報システムに関する説明を行うとともに、端末貸出の公募を継続し、利用拡大に向けた端末貸出の拡大を行う。
- ・ 令和3年度には20都道府県程度への普及を促進し、被災者の安否情報の迅速な把握に貢献。

KPI（進捗）：安否確認サービスの導入地方公共団体数
（令和3年度までに20都道府県）

KPI（効果）：安否確認サービス端末の配置数

○[No. 8-27] 国土交通データプラットフォーム整備

インフラ・
防災・減災等

- ・ Society5.0の実現に向けた必須の社会インフラとして、国、地方公共団体、民間等に散在するデータを連携させ、分野横断での利活用を可能とするデータ連携基盤の整備が必要。
- ・ 国土交通分野の多種多様な産学官のデータをAPIで連携し、3次元地図上で表示するとともに、横断的に検索・ダウンロード可能にすることを目指し、データ連携基盤の整備に着手する。
- ・ これにより、業務の効率化や施策の高度化、産学官連携によるイノベーションの創出を目指す。

KPI（進捗）：データ連携基盤の開発進捗

KPI（効果）：データ連携基盤の本格稼働

○[No. 8-28] 港湾の完全電子化と港湾関連データ連携基盤の構築

移動

- ・ 港湾関連データ連携基盤の構築に向けた官民共同の検討の場として、「港湾の電子化（サイバーポート）推進委員会」及び、「サイバーポート検討WG（港湾・貿易手続）」を立ち上げ、港湾関連データ連携基盤構築に向けた調査・分析及び議論等を進める。また、港湾・貿易手続の現状を把握するため、アンケート調査等を実施し、分析等を進めている。
- ・ 令和元年度も引き続き、当該連携基盤の構築に係る追加調査、分析等を進めるとともに、当該連携基盤の要件の検討等を実施する。これらの取組を着実に進め、令和2年末までに当該連携基盤を構築する。

- ・ 港湾関連データ連携基盤の活用を通じて、港湾物流における生産性の向上、国際競争力向上、ひいては港湾行政の効率化や災害対応力の向上を図る。

KPI（進捗）：港湾関連データ連携基盤へ接続可能な港湾関係者数
（令和元年度までに設定予定）

KPI（効果）：港湾関連データ連携基盤各種機能の利用回数
（令和元年度までに設定予定）

II－（９）研究開発【官民データ基本法第16条関係】

これまでの主な取組

- データ流通基盤を支えるネットワーク等の技術（5G等）や、AI等に係る革新的な基盤技術の研究開発を推進している。なお、我が国が官民データの活用に関する技術力を自律的に保持することが重要であり、そのためには、AI・IoT・クラウド関連技術その他の先端技術に関する研究開発は、関係省庁が別々に取り組むのではなく、分野横断で取り組むべきものであり、政府一体となり計画的に実施する必要がある。

○[No. 9－1] 地域課題の解決に向けたICT先端技術の研究開発等の推進

分野横断

- 我が国において「Society 5.0」に向けて大きな変革期にある中、地域の活性化と持続的な経済成長を達成していくためには、地域へのICT先端技術の社会実装が重要である。
- このため、令和元年度から、持続可能な地域社会の実現に向けて、「Society 5.0時代の地方」を支えるICT先端技術の研究開発と地域実装を総合的に支援するため、地方公共団体や利用者のニーズを吸い上げ、フィールドトライアルを繰り返しながら、技術を高度化・汎用化する研究開発を推進。
- これにより、地域におけるSociety 5.0に向けた先端技術の実装を加速。

KPI（進捗）：研究開発等の実施件数

KPI（効果）：未設定（令和元年度中に設定）

○[No. 9－2] 「異能vation」プログラムの推進

分野横断

- 破壊的イノベーションの種となるような技術課題の公募を実施。突き抜けた技術課題を発掘するために全国各地に広く周知を行い、既存の政府系R&Dで3倍程度のところ応募倍率10倍以上を達成。
- 挑戦への取組を支援する「異能vation 破壊的挑戦」プログラムを推進。より突き抜けた課題になるようスーパーバイザーからのアドバイスや評価を実施。当該プログラムの卒業生による地球規模の情報発信を開始。
- ゴールへの道筋が明確になる価値ある「失敗」を高評価とすることにより、アンビシャスな技術課題への挑戦を奨励するとともに、企業等とのマッチングによる技術の社会展開を促進することにより、応募のうち、社会展開や実装を目指す課題の割合50%以上を達成する。

KPI（進捗）：公募への応募倍率

KPI（効果）：応募のうち社会展開・実装を目指す課題の割合

○[No. 9-3] 5Gと交通信号機との連携による

分野横断

トラステッドメッシュネットワークの全国展開

- ・ 高速大容量・低遅延・多数接続の新たな通信方式である5Gについては、稠密^{ちゆう}なネットワークを構築した際の安定的な通信の確保のためのアーキテクチャ構築が課題。また、全国で約20.8万基設置されている交通信号機のうち、通信機能を有し集中制御されているものは全体の3割程度にすぎず、その高度化が急務。
- ・ このため、交通信号機を活用した5Gネットワークを構築することにより、5Gネットワークの全国展開の加速化と、セキュアかつ低コストな交通信号機の高度化の双方の実現を目指す。具体的には、20万箇所以上のノード・接続ポイントを有する全国的なトラステッドなメッシュネットワークの運用を目指したアーキテクチャ構築、セキュアかつ確実な通信と一般向けの通信を混在させる仕様策定、動作の信頼性が確保され耐タンパ性を有するチップ開発等を行う。また、5Gアンテナ等の交通信号機への設置及び全国展開の検討、公共インフラとしての5Gアンテナ等の活用に向けた検討等を実施する。
- ・ これにより、防災、安全・安心、健康・医療・介護、産業振興等、既存の社会ソリューションを革新する次世代社会システムの広範な実現を目指す。

KPI（進捗）：令和元年度 交通信号機に設置する5Gアンテナ等の仕様案の作成及び試作、機能確認

令和2年度 仕様案修正、小規模社会実証

令和3年度 量産前提仕様案作成、大規模社会実証

令和7年度 全国展開完了

KPI（効果）：交通信号機に設置する5Gアンテナ等実装数

○[No. 9-4] AIを活用した「保健指導支援システム」の研究推進

健康・医療・介護

- ・ 各地方公共団体が保有するデータ（健診・レセプト、事例データ、エビデンスデータ等）の活用が不十分。
- ・ 平成29年度から地方公共団体で蓄積されている健診・レセプトデータ等を収集し、そのデータから保健指導における課題を分析するとともに、最適な施策候補を抽出して提案するAI保健指導支援システムの開発を開始。平成30年度には開発を完了し、また、3自治体で実証しているところ。今後、令和元年度中に地方公共団体で蓄積されている健診・レセプトデータ等を収集し、そのデータから保健指導における課題を分析するとともに、最適な施策候補を抽出して提案するAI保健指導支援システムを開発。令和2年度以降、システムを導入する地方公共団体を拡大。
- ・ これにより、国民の健康維持・増進を図るとともに、地方公共団体における医療費の適正化を実現。

KPI（進捗）：AI保健指導支援システムの導入に向けた実証テストを実施

(令和元年度 実証テストを実施)

KPI (効果): AI保健指導支援システムを導入した地方公共団体数

(令和2年度 10以上の地方公共団体において実証・導入)

○[No. 9-5] 個人の健康・医療情報を活用した行動変容促進事業

健康・医療・介護

- 生活習慣病等の領域では、各個人の生活習慣や行動をいかに効果的に変容させられるかが大きな課題。
- このため、IoT機器（ウェアラブル端末等）やその取得データを活用して、行動変容を促進し、生活習慣病等の予防・改善を図る実証研究を実施。行動変容を促すアプローチの方法を検討するとともに、機器・ソフトウェアの開発につなげる。同時に、当該実証研究を通じて取得される健康情報等をデータベース化し、解析することにより、行動変容の促進や糖尿病等の改善につながるアルゴリズムの開発等を目指す。平成29年度から令和元年度までの3年間の事業期間内に、重症者予防効果等の検証と行動変容を促進するアルゴリズムの開発を行うとともに、本施策の効果を図る指標を明確化。
- これにより、糖尿病等の予防・改善につながるサービスの高度化やその効果についてのエビデンスの構築を進め、保険者等へのサービスの導入・普及を目指す。

KPI (進捗): 介入期間が終了した被験者数

KPI (効果): 健康情報を活用して、生活習慣病予防等に取り組む保険者数

○[No. 9-6] 臨床研究等ICT基盤構築・人工知能実装研究事業の推進

健康・医療・介護

- 健康・医療分野（介護・福祉分野を含む。）の大規模データの分析結果を利活用するため、データの標準化と人工知能（AI）を用いた恒常的な仕組みづくりが必要。
- 令和元年度も健康・医療分野におけるデータ利活用のための基盤構築研究を推進するとともに、医療データ分析による行政政策の科学的根拠の創出や、実用可能な保健医療分野におけるICT・AIシステム開発研究を促進。
- 本研究事業により、AIの保健医療分野への応用及び実装、種々の医療データの横断的分析による更なる医療の質向上を実現。

KPI (進捗): 事前評価委員会により評価・採択とされた研究課題数をもとに、その継続分について、中間事後評価委員会の中間評価により継続と判断された課題の割合（令和元年度目標100%）

KPI (効果): 終了した研究に基づき発表された成果数（論文、学会発表、特許の件数など）（令和元年度目標は前年度と同水準）

○[No. 9－7] 利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減を実現する介護ロボットの開発等

健康・医療・介護

- ・ ロボット技術の介護利用については、利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減の実現に向けて取り組むことが重要。
- ・ 平成29年10月に改訂されたロボット技術の介護利用における重点分野に基づき、引き続き4分野5項目について研究開発を加速していく。
- ・ 以降、事業の適時に中間評価等を実施し、自立支援等に資する介護機器開発等を目指す。

KPI（進捗）：令和元年度に新規で6件の追加開発（予定）

KPI（効果）：ロボット介護機器の市場拡大
（令和2年に国内市場規模500億円に拡大）

○[No. 9－8] 8K等高精細映像技術の医療応用の推進

健康・医療・介護

- ・ 8K等高精細技術を活用した医療機器等の医療上の有用性等の検証を行うとともに、高精細映像データの更なる利活用に向けた具体的方策と課題の検討・検証等を実施。
- ・ 8K内視鏡システムの構築に関する研究事業（平成28年度～平成30年度）については、平成30年3月にヒト（大腸がん患者）を対象とした臨床試験を実施し、医療上の有用性を検証した。当該検証を踏まえて、令和元年度は、8K内視鏡システムを応用した遠隔手術支援システムの開発を実施する予定。また、AI診断支援システムの構築に関する研究事業（平成29年度～令和元年度）については、システムの構築に向け、引き続き、8Kなど高精細映像データの更なる利活用に向けた具体的方策や課題の検討・検証等を実施する必要がある。
- ・ これらの取組を通じて、安全な手術等による根治性や治療後のQOLを向上。

KPI（進捗）：遠隔手術支援システム及び内視鏡診断支援システムの開発状況

KPI（効果）：臨床試験を実施し、医療上の有用性等を検証

○[No. 9－9] 診療データを活用したICT・AI等を用いた診療支援機器の研究開発

健康・医療・介護

- ・ 医療分野へのICT技術やAI等の活用が進んでいるものの、収集した診療情報を集計・分析して治療に活用する医療機器の開発は発展途上。診療情報のセキュリティ対策や品質確保の観点にも留意しつつ、診断支援機器・システムを開発し、臨床現場で利用可能とすることが重要。
- ・ 令和9年度までに4件の先進的医療機器等の実用化を目指す。
- ・ これら診療情報等を活用した新たな医療機器・システムにより、医療の質を向上。

KPI（進捗）：「先進的医療機器・システム等技術開発事業」における採択課題が

決定後に設定
 KPI（効果）：「先進的医療機器・システム等技術開発事業」における採択課題が
 決定後に設定

○[No. 9－10] 災害時における多言語音声翻訳システムの高度化

観光

- ・ 多言語音声翻訳技術の研究開発を進めるに当たり、翻訳サービスを提供する際の基盤となる「クラウド型翻訳サービスプラットフォーム」の実用化が課題。
- ・ 平成31年4月に、これまで開発してきたクラウド型翻訳サービスプラットフォームを民間事業者が立ち上げたことを受け、その利用促進のための周知活動を実施予定である。また、NICTと連携して、様々な分野の翻訳データを集積する「翻訳バンク」の取組を推進するとともに、関係府省との連携により、技術の普及・利活用の促進を図る。
- ・ これらの取組等により、音声翻訳技術を活用した新たなサービスの創出に寄与。

KPI（進捗）：導入機関数 100件

KPI（効果）：一定程度の社会的普及・認知度の達成

○[No. 9－11] 農業におけるAI、IoT、ロボット、準天頂衛星などの
 先端技術の活用に向けた研究開発

農林水産

- ・ 農林水産業の現場における人手不足等の様々な課題を解決し、生産性を抜本的に改善するため、AI、IoT、ロボットなどの先端技術の活用に向けた研究開発に取り組む必要性が存在。
- ・ 農業機械の遠隔監視下での無人システムを令和2年までに実現することを目指し、安全対策技術を含め、研究開発実証を推進。令和2年までに農林水産業・食品産業分野での省力化等に貢献する新たなロボットを20種類以上市場へ導入。また、平成31年から先端技術を現場に導入し、生産から出荷まで一貫した体系として実証を実施。
- ・ これにより、農業の産業競争力の強化、担い手不足の解消を実現。

KPI（進捗）：無人走行システムの実現、省力化に貢献するロボット等の実用化数

KPI（効果）：ロボット等の導入により効率化された作業等

○[No. 9－12] スマート農業関連実証事業（「スマート農業加速化実証
 プロジェクト」及び「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」）

農林水産

- ・ 農業者の生産性を飛躍的に向上させるためには、近年、技術発展の著しいロボット・AI・IoTなどの先端技術を活用した「スマート農業」の社会実装を図ることが急務。

- ・ 最先端の技術を生産現場に導入・実証することにより、スマート農業技術の更なる高みを目指すとともに、社会実装の推進に資する情報提供等を行う取組を支援。
- ・ これにより、スマート農業が広く定着し、ほぼ全ての農業の担い手がデータを活用した農業を実践。

KPI（進捗）：実証グループにおける見学会等の実施
（令和元年度に実証グループの全てで実施）

KPI（効果）：実証グループにおける見学会等のスマート農業の広報活動を通じた担い手等への波及

○[No. 9-13] 第5世代移動通信システム（5G）実現に向けた 研究開発・総合実証試験

インフラ・
防災・減災等

- ・ 平成31年1月に5Gの技術的条件を策定し、同年4月10日に5G用周波数の割当てを実施。
- ・ 引き続き、基地局の小型化や高信頼化等に関する研究開発や5Gの社会実装を目的とした総合実証試験を実施し、5G実現に向けた検討を推進。
- ・ これにより、目標どおりに5Gが実現することで、新たな通信インフラの提供が可能となり、国民の利便性が向上。

KPI（進捗）：5G研究開発、実証試験の進展

KPI（効果）：

5Gの社会実装を目的とした総合実証試験の実施件数（令和元年度20件）

5G商用サービス開始（令和2年）

○[No. 9-14] 豪雨・竜巻予測技術の研究開発

インフラ・
防災・減災等

- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会での活用に向けての評価が必要。
- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と連携し、競技会場を対象とした評価のための観測（MP-PAWRとしては実験試験局）及び実証実験を実施。
- ・ これにより、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における安全な大会運営の実現と来訪者の安全な滞在に寄与。

KPI（進捗）：NICTが実験観測運用を継続的に行い、関係各機関と連携し、実用化を踏まえたフェーズドアレイ気象レーダーの二重偏波化技術を確立。暖候期（特に7月～9月）の安定した運用（7月から9月までの3か月間のデータ取得率7割以上）。

KPI（効果）：2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた実証実験を実施（実証実験3件以上）。

○[No. 9-15] 世界最高水準の生産性を有するAIターミナルの実現

移動

- ・ 近年の大型コンテナ船の寄港の増加によるコンテナ船の荷役時間の長期化やコンテナターミナル周辺での渋滞の深刻化に対応するため、国土交通省港湾局においては、AIターミナルの実現に向けた各取組を行い、コンテナターミナルの生産性を飛躍的に向上させるための環境を整備している。
- ・ 令和元年度以降、国際コンテナ戦略港湾において遠隔操作RTG等の導入を促進する。また、平成30年度から、ターミナルオペレーションの効率化に向けたAI等活用に関する実証事業を開始している。
- ・ これにより、令和2年度までに所要のシステム構築等を行い、荷繰り回数の最小化の改善効果等について明らかにするとともに、世界最高水準の生産性と良好な労働環境を有するAIターミナルの実現を目指す。

KPI（進捗）：『AIターミナル』の実現に向け、以下の取組を実施

- ・ 熟練技能者の暗黙知の継承（令和3年度まで）
- ・ コンテナ蔵置場所の最適化（令和2年度まで）
- ・ コンテナダメージチェックの効率化（令和4年度まで）

KPI（効果）：コンテナターミナルにおける外来トレーラーのゲート前待機の解消（令和5年度までに解消する）

○[No. 9-16] 「官民ITS構想・ロードマップ」に基づいた取組の推進

移動

- ・ 自動運転（SAEレベル3以上）の実現に向け、関連する法制度整備と技術開発を推進。
- ・ 法制度整備に関して、「自動運転に係る制度整備大綱」（平成30年4月17日IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）を策定したが、自動運転に係る技術は急速に進歩しており、その実情を踏まえながら、上記大綱で引き続き検討を行うとした項目も含めてフォローアップ会合で制度見直しの検討を継続。技術開発は実証実験にてフォロー。
- ・ これにより、令和2年以降の自動運転を実現。

KPI（進捗）：「官民ITS構想・ロードマップ」本文内に記載

KPI（効果）：「官民ITS構想・ロードマップ」本文内に記載

○[No. 9-17] 自動運転に係る実証プロジェクトの円滑・迅速な推進

移動

- ・ 生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域における公共交通網維持、人手不足が深刻化している物流分野への対応等が喫緊の課題。
- ・ 隊列走行については、後続無人システムの開発を進め、引き続き後続無人システムの実証実験（後続有人状態）を実施する。無人自動運転移動サービスは、車両の高度化、環境等の難易度や制約条件の変化等を行い、引き続きモデル地域での

実証実験を実施する。また、道の駅等を拠点とした自動運転サービスについては、自動運転に対応した道路空間の基準等の整備や持続可能なビジネスモデルの構築などのため、長期間（1～2か月程度）の実験を中心に実施。

- ・ これにより、隊列走行については、令和2年度に高速道路（新東名）での後続無人隊列走行技術を実現。また、無人自動運転移動サービスは、令和2年度までに実現。

KPI（進捗）：高速道路でのトラック隊列走行・無人自動運転移動サービスの
実証プロジェクトの実施

KPI（効果）：自動運転の実現

○[No. 9－18] 小型無人機（ドローン）の技術開発等と産業利用の推進

移動

- ・ 官民協議会で策定したロードマップに沿って、平成30年度には山間部等において、検証実験を含む補助者を配置しない目視外飛行での荷物配送が実施された。
- ・ 今後、技術開発の状況等を踏まえ、令和元年度内に制度の基本方針を策定する。
- ・ これにより、2020年代前半からの有人地帯での目視外飛行の実現を目指す。

KPI（進捗）：実証実験件数

KPI（効果）：有人地帯での目視外飛行の実現

II－（10）人材育成、普及啓発【官民データ基本法第 17 条及び第 18 条関係】

これまでの主な取組

- ・ 広く国民がデータ活用のリテラシーを高めるとともに、専門的な教育を受けることで経済成長や社会課題の解決を図ることが期待される。こうしたことから、IoT、ビッグデータ、AI等が発達した社会においても活躍できる人材の育成等に資する取組（プログラミング教育、IT人材スキル標準の策定等）を実施している。

○[No. 10－1] 不足するセキュリティ人材等の計画的な育成

分野横断

- ・ セキュリティ・IT人材については、不足が懸念されており、今後の育成が急務であることから、「サイバーセキュリティ戦略」に基づいて推進する。
- ・ 経済産業省では、サイバーセキュリティの専門人材の不足に対応するため、最新のセキュリティに関する知識・技能を備えた高度かつ実践的な人材に関する国家資格である「情報処理安全確保支援士」制度を平成28年10月から開始。令和2年度までに登録者数3万人超を目指す。
- ・ 「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」（平成28年3月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）等に基づき、各府省庁は、平成28年度に策定した「セキュリティ・IT人材確保・育成計画」を着実に推進。民間等の高度専門人材と一般行政部門との橋渡しをする人材のスキル認定者数の充足を図る。

KPI（進捗）：情報処理安全確保支援士登録者数の前年同期比

政府機関におけるセキュリティ・IT人材としての研修受講者数

KPI（効果）：情報処理安全確保支援士の登録者数（令和2年度までに3万人超）

橋渡し人材（部内育成の専門人材）のスキル認定者数

○[No. 10－2] IoTネットワークを運用・管理する人材の育成

分野横断

- ・ IoT時代のネットワークにおいては、多様なサイズのデータの流通や変動の激しいトラフィックを処理することが求められ、ソフトウェアを活用した新たな運用・管理が不可欠となるため、ソフトウェア制御等、ネットワークの柔軟な運用スキルを持つ人材の育成が必要。
- ・ 平成29年度から、ソフトウェア・仮想化技術等を活用したネットワークの運用・管理に必要なスキルを明確化するとともに、スキルを身に付けるための実習・訓練及びスキルの認定を一貫して行う体制を立ち上げ、実習・訓練を開始。令和元年度中に資格制度として完成させ、令和2年度以降、推進体制等を通じて定常的に人材育成を実施。
- ・ ソフトウェア技術を用いてネットワークを運用・管理できる人材を育成することにより、IoT時代の膨大かつ多様なデータ流通を支えるネットワークインフラの強化を図り、新たなサービスの促進を加速。

KPI（進捗）：研修の実施回数

KPI（効果）：スキルの認定を受けた技術者等の人数

○[No. 10－3] 地域のデータ利活用推進のための地域人材の育成

分野横断

- ・ 平成30年1月29日に全国の地域情報化アドバイザーが一堂に会した全体会議を実施したところ。引き続き、地域IoTの実装を進める地域への専門家・有識者の派遣を実施する必要があるという意見が寄せられたことから、平成30年度においても地域情報化アドバイザーの派遣を実施。平成30年6月から11月末まで派遣申請を受け付け、242団体に派遣決定した。
- ・ 令和元年度については、4月中を目途に地域情報化アドバイザーの委嘱を行うとともに、派遣申請の受付を開始し、令和2年3月まで順次派遣を実施する予定。
- ・ 地域情報化アドバイザー派遣事業により、地域課題を解決・改善。

KPI（進捗）：派遣地域数

KPI（効果）：地域IoTを導入した地方公共団体数（令和2年度800団体）

○[No. 10－4] 実践的サイバー防御演習（CYDER）

分野横断

- ・ 総務省において、NICTの「ナショナルサイバートレーニングセンター」を通じて、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び重要インフラ事業者等を対象とした実践的サイバー防御演習（CYDER）等を実施。
- ・ 平成30年度は、CYDERについて107回の演習を開催し、2,666名が受講。地方公共団体からは、490団体、1,664名が受講。令和元年度も、新たなコースやシナリオの開発を行いつつ、同規模で演習を実施。
- ・ これにより、サイバーセキュリティ人材の育成を推進。

KPI（進捗）：演習等の開催回数

KPI（効果）：セキュリティ人材の育成数

○[No. 10－5] 小・中・高等学校におけるプログラミング教育の充実に 向けた、学校のニーズに応じた専門性の高い民間人材や e-ラーニング等の活用の促進

分野横断

- ・ 小学校におけるプログラミング教育が必修となる中、教員による指導を支援する体制が必要。
- ・ 「未来の学びコンソーシアム」において、令和2年度までに学校のニーズに応じた外部人材及びe-ラーニングなどの教材活用を可能とすることを目標として推進。
- ・ 民間との連携により、教員による指導を支援する外部人材の確保や、学校のニ

ズを踏まえた教材の開発促進等により、これからの社会を担う次世代への適切な教育が行われ、官民データ活用の基盤となるリテラシーの育成が期待。

KPI（進捗）：官民コンソーシアム（「未来の学びコンソーシアム」）による外部人材や教材情報の提供

KPI（効果）：令和2年度以降のプログラミング教育の円滑な実施

○[No. 10－6] プログラミングなどICTに関する地域における

分野横断

学習環境づくり手法の検討

- ・ 学校でのプログラミング教育を通じて、プログラミング等のICTを学びたい児童・生徒等が発展的に学び合う機会（地域ICTクラブ）が重要。
- ・ 平成30年度に、地域において児童生徒等が発展的・継続的に学べる環境づくりの在り方について中間取りまとめを実施。令和元年度末までにガイドライン（ガイドラインに基づく活用事例の創出計画を含む。）を策定。
- ・ ガイドラインの活用により、ICTへの興味・関心を高めた児童生徒等が、誰でもどこでも発展的・継続的に学べる環境を作り、先端ICT人材の育成に資する。

KPI（進捗）：学校でのプログラミング教育を通じてITへの興味・関心を高めた児童生徒等に対し、地域における発展的・継続的に学べる環境づくりに資するガイドラインの策定

KPI（効果）：活用事例数

○[No. 10－7] 新時代の学びを支える先端技術の活用推進

分野横断

- ・ 急激な社会的変化が進むSociety 5.0の時代において、子供たちが豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として、社会の形成に参画するための資質・能力を身に付けられるよう、先端技術の効果的な活用を通じて、教師の指導や子供の学習の質を更に高めることが必要。
- ・ そのため、学校現場における先端技術の効果的な活用に向けた方策の検討を進めるとともに、その基盤となるICT環境整備を一層促進。
- ・ これにより、「子供の力を最大限引き出す学び」を実現。

KPI（進捗）：未設定（実証成果等を踏まえ、令和元年度中を目途に設定予定）

KPI（効果）：未設定（実証成果等を踏まえ、令和元年度中を目途に設定予定）

○[No. 10－8] デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究

分野横断

- ・ 令和元年度から、必要に応じ、学習者用デジタル教科書を紙の教科書に代えて使用することができることとなるが、学習者用デジタル教科書の使用がプラスとマイナスの両面の効果・影響を持ち得ることが指摘されている。

- ・ 令和元年度より、学習者用デジタル教科書の使用による教育上の効果・影響等について、実証研究を行う。
- ・ 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援に資するような学習者用デジタル教科書の活用を普及。

KPI（進捗）：デジタル教科書の教育上の効果の有無、影響の有無を把握するための実証研究の実施状況

KPI（効果）：未設定（実証研究の結果を踏まえて検討）

○[No. 10－9] シェアリングエコノミーサービスの普及

分野横断

- ・ 地域の課題解決や経済活性化のためにシェアリングエコノミーを活用した取組事例を取りまとめた「シェア・ニッポン100」を平成31年3月に改定。本改定では、新たに39事例を追加し、計76事例を公表した。ラグビーワールドカップ2019をはじめとした大規模イベントでの活用等が大幅に進み、取組を加速化していく環境が整いつつある。
- ・ このような取組を行う地方公共団体等に対し、シェアリングエコノミー伝道師の派遣や、シェアリングエコノミー活用推進事業等による支援を行う。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとした大規模イベント開催の際に生じる施設やサービスの需給のミスマッチを解消する手段としてシェアリングエコノミーを活用し、全国各地での普及に弾みをつける。こうした取組を通じ、シェアリングエコノミーを活用する地方公共団体を令和2年度中に100団体で実現するとされていた目標を1年前倒して実現する。また、地域資源を有効に活用しつつ、地域の課題解決を図る観点から、地域運営組織などの多様な地域主体による支援を通じ、共助の仕組みとしてシェアリングエコノミーの活用を進める方策について検討を行う。
- ・ 以上のような取組を通じ、地域の既存のリソースの有効活用等による地域活性化、行政・公共サービスを補完するサービスの提供、地域における共助と価値共創の仕組みの充実を進展させ、地域の諸課題の効率的かつ効果的な解決を図る。

KPI（進捗）：シェアリングエコノミーを活用する地方公共団体数

KPI（効果）：解決・改善された地域課題数

○[No. 10－10] シェアリングエコノミーの安全性・信頼性の確保

分野横断

- ・ 令和元年5月、シェアリングエコノミー検討会議の第二次報告書を取りまとめ、プラットフォームに対してサービスの公正性・透明性の確保を求めることなどを内容とした「シェアリングエコノミー推進加速化アクションプラン」を策定。根強く残る利用者の不安感を解消するため、同プランを速やかに実行に移してい

くことが必要。

- ・ 同プランに従って、モデルガイドラインの改定内容を業界団体による認証制度に反映していくなどの取組を着実に進める。とりわけ、実際のサービス提供の主体であるシェアワーカーのスキルアップやロールモデルの確立のため、一定以上のスキルを習得したと認められる者を認証するための仕組みを令和元年度中に創設し、令和 2 年度に認証を開始する。
- ・ 以上のような取組を通じ、シェアサービスの重要な担い手であるシェアワーカーの拡大や質の向上を図り、担い手の裾野拡大につなげ、シェアリングエコノミーを広く社会に浸透させる。

KPI（進捗）：認証シェアワーカー制度

（令和元年度中に制度の具体化、令和 2 年度中に認証開始）

KPI（効果）：未設定（制度の検討状況を踏まえ設定）

○[No. 10-11] テレワークの普及

分野横断

- ・ テレワークは、働き方改革を推進するに当たっての強力なツールの一つであり、より具体的かつ効果的な形で普及が進むようにすることが課題。また、テレワークの普及に当たっては、関係府省庁が連携し、テレワーク・デイズやテレワーク月間の実施、ガイドラインや表彰等の周知・啓発、サテライトオフィスや必要なネットワーク環境の整備等を通じて、令和 2 年におけるKPIの目標値達成を図る。
- ・ テレワークの普及に当たって、平成30年 2 月に厚生労働省が策定した「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」及び平成30年 4 月に総務省が公表した「テレワークセキュリティガイドライン（第 4 版）」について、周知・啓発を図っていく。また、国家公務員については、令和 2 年度までに、①必要な者が必要な時にテレワーク勤務を本格的に活用でき、②リモートアクセス機能の全府省での導入を実現するため、計画的な環境整備を行う。これと合わせて、各府省庁は、テレワークを行っている職員であってもその他の職員と遜色なく業務を遂行できるよう、府省内で行われる会議への遠隔参加（Web 会議）が可能となる環境を順次整備する。また、審議会や幹部会議は原則ペーパーレスで開催する。環境の整備されている府省等においては、定例会議や幹部への説明、省内の打合せ、資料の共有、府省等間のやりとりについてもペーパーレス化に努める。さらに、テレワーク・デイズ、テレワーク月間といった国民運動において、率先した取組を行う。
- ・ 働き方改革の一助となり、労働者、事業者及びその顧客の三方にとって効率的な結果が得られ、ワークライフバランス、生産性、満足度等の向上を実現。

KPI（進捗）：令和 2 年に、テレワーク導入企業を平成24年度比で 3 倍、テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合を平成28年度比で倍増

KPI（効果）：働く者にとって効果的なテレワークを推進

II－(11) 国の施策と地方の施策との整合性の確保【官民データ基本法第19条関係】

これまでの主な取組

- ・ 平成29年度に基本計画を踏まえ、地方公共団体の官民データ活用推進計画策定の手引を作成し、適宜改訂を行い地方公共団体に対する説明会やワークショップ等を開催しているところ。
- ・ さらに、政府CIO等が地方公共団体の首長等を訪問し、国の官民データ活用推進基本計画に基づく、国のIT化・BPRやオープンデータの取組などの成果を地方公共団体へ紹介している。

○[No. 11－1] 地方公共団体の計画手引の作成と計画策定支援

分野横断

- ・ 平成28年12月に施行された官民データ基本法により、官民データ活用推進計画の策定が、都道府県については義務、市町村については努力義務とされている。特に、市町村の計画策定が進まない理由としては、人材不足から「何をすべきかわからない」ことが主な理由である（地方の官民データ活用推進計画策定に関する委員会）。
- ・ 平成29年10月に策定した官民データ活用推進計画を策定するための手引において、計画に記載すべき事項が、最小限となるよう簡略化された計画のひな形を追加することにより、計画を策定した都道府県を中心に、市町村の計画策定推進を促す。
- ・ これにより、計画策定を進める市町村数を伸ばす。

KPI（進捗）：簡略化された計画のひな形の作成

KPI（効果）：地方公共団体の計画策定数（令和2年度：47団体（都道府県））

○[No. 11－2] 「自治体ピッチ」の実施

分野横断

- ・ 地方公共団体は、それぞれが問題意識をもって官民データ活用の取組を進めており、各府省庁も様々な優良先進事例集を作成し、普及啓発を実施しているが、それぞれの地方公共団体における個別の取組では、全国的な官民データ活用まで至っていない。
- ・ そのため、設計段階から複数の地方公共団体が参加し、開発者が複数の地方公共団体に対し、官民データを活用したシステム等を提案可能とし、地方公共団体がシステム等を共同利用することを容易にする場（自治体ピッチ）を設ける。
- ・ これにより、全国的な官民データ活用を促進。

KPI（進捗）：自治体ピッチの開催回数

KPI（効果）：カタログサイトへのシステム等の登録数

○[No. 11－3] 地方公共団体における官民データ活用度の指標開発

分野横断

- ・ 官民データ活用推進計画の策定やオープンデータの取組等、官民データ活用の取組は進んでいる一方、官民データの活用が実際に進んだことを示す客観的な指標がなく、地方公共団体において官民データの活用度を把握することが困難。
- ・ このため、地方公共団体が処理する事務においてエンドツーエンドで、可能な限り人手を介さず、官民データを利用して処理している事務割合の把握を可能とする指標を開発。
- ・ これにより、地方公共団体における官民データ活用度の客観的な把握を実現。

KPI（進捗）：指標開発済みの事務数

KPI（効果）：地方公共団体における官民データ活用度の把握

○[No. 11－4] 地域におけるデータ利活用の環境整備

分野横断

- ・ 地方公共団体が保有するデータについては、個人情報の保護を図りつつ、適正かつ効果的な活用を積極的に推進することが必要。
- ・ このため、地方公共団体が保有する個人情報に関する非識別加工情報の仕組みに関する相談対応や情報提供を行うとともに、非識別加工情報の活用事例を整理する等、地方の非識別加工情報に係る取組を支援。
- ・ これにより、個人情報の活用による活力ある経済社会及び豊かな住民生活を実現。

KPI（進捗）：未設定（令和元年度中に検討）

KPI（効果）：地方公共団体の非識別加工情報の適正かつ効果的な活用状況

II－（12）国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開

○[No. 12－1] 国際的なデータ流通の推進

分野横断

- ・ デジタル時代の競争力の源泉であり、「21世紀の石油」と呼ばれているデータは、プライバシーやセキュリティ・知的財産等のデータの安全性を確保しながら、原則として国内外において自由に流通することが必要。
- ・ このため、プライバシーやセキュリティ・知的財産に関する信頼を確保しながら、国際的に自由なデータ流通の促進を目指す「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT：Data Free Flow with Trust）」のコンセプトの実現に向けて、日本が議長国を務めるG20の場等を活用し、各国の共通認識を醸成する。DFFTのコンセプトに基づく「国際データ流通網」を広げていくことを目的として、より多くの国との間で、デジタル貿易ルールの形成等を促進するため、電子商取引の貿易関連の側面に関するWTO交渉について、早期の交渉妥結に向け、日本がWTOにおける議論の加速化に積極的に貢献する。
- ・ これらにより、データを安全・安心に、自由に活用できる国際データ流通を推進する。

○[No. 12－2] 日EU間における個人データの円滑な越境移転のための

分野横断

環境の整備、APECのCBPRシステムの推進及び、個人データに関する国際的なデータ流通の枠組みの構築

- ・ 平成31年1月に日EU間の相互の円滑なデータ移転を図る仕組みが発効し、日EU間でデータが安全かつ円滑に流通する世界最大の地域が創出。また、個人データの越境移転に関する企業認証の仕組みである、APECの越境プライバシールール（CBPR：Cross Border Privacy Rules）システムについて、参加国・地域は8エコノミーに、認証企業数は27社（うち国内3社）となった（平成31年3月時点）。
- ・ 日EU間の相互の円滑なデータ移転を図る仕組みについて、今後も引き続き、EU及びEU加盟各国の関係機関と対話や情報交換を行い、連携を深めていくとともに、国内事業者への情報提供を行い、枠組みの円滑な運用を目指す。また、APECのCBPRシステムについて、引き続き、説明会やシンポジウムの開催などの普及啓発活動を実施するとともに、関係諸外国・諸機関との連携等による参加企業数の拡大策の検討を行い、参加促進を目指す。
- ・ また、こうした世界レベルでの個人情報保護ルール・メイキングの現状を踏まえて、国際会議や二国間の枠組み等を活用して、個人情報保護ルールの相互運用を実現するための各国の個人情報保護当局間の対話を進める。

○[No. 12－3] AIネットワーク化が社会・経済にもたらすインパクトや
それによる社会的・経済的・倫理的・法的課題の解決に
資する取組に関する国際的な議論等を踏まえた検討の推進

分野横断

- ・ 「AIネットワーク社会推進会議」が平成30年7月公表した「AI利活用原則案」について個々の論点に係る詳細な検討を行うとともに、経済的な側面からの検討を行う必要がある。
- ・ 「AIネットワーク社会推進会議」において、G7、G20、OECD等の国際的な議論の動向を踏まえつつ、AI利活用原則及びその内容の解説から構成される「AI利活用ガイドライン」の策定に向けて詳細な検討を進めるとともに、AIの社会実装の推進により、どのような社会経済を目指すべきか、基本的な政策や中長期的な戦略の在り方についても検討する。
- ・ G7、G20、OECD等がAIの社会実装に向けた様々な検討を現在進めているところ、日本の検討状況や成果を提言することなどを通じてグローバルなAI社会の実現に貢献する。

○[No. 12－4] 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）を
活用したICTインフラの海外展開の促進

分野横断

- ・ 一般に通信・放送・郵便は規制分野であり、海外で事業を行うに当たっては政治リスク（突然の制度・政策変更等）やそれに伴う需要リスクが大きく、民間金融からの資金が集まりにくいなどの課題がある。
- ・ このため、JICTが長期リスクマネーの供給等を通じて、こうしたリスクを一部負担することで、民間資金を誘発し、我が国の事業者の海外展開を後押しすることとしている。
- ・ これまでのJICTの支援により、アジア・太平洋地域における光海底ケーブル事業、欧州における電子政府ICT基盤整備・サービス提供事業等への我が国の事業者の参画が実現。

KPI（進捗）：－

KPI（効果）：

民間資金の海外プロジェクトへの誘導効果（機構からの出資額に対する機構及び日本企業からの総出資額の比率）：2.0倍以上

海外市場への参入促進（支援案件に参加する日本企業数（出資企業＋受注関連企業））：平均2社/件以上

索引

(1) 行政手続等のオンライン化原則【官民データ基本法第10条関係】	82
[No. 1-1] デジタルファーストの実現に向けた法整備	82
[No. 1-2] デジタルファーストの実現に向けたシステム基盤の構築	82
[No. 1-3] 行政手続等の棚卸	83
[No. 1-4] 法人情報に係る政府全体のバックオフィス連携	83
[No. 1-5] マイナンバーカードと電子委任状を活用した政府調達	84
[No. 1-6] 地方公共団体の行政手続のオンライン利用促進	84
[No. 1-7] 金融機関×行政機関の情報連携（預貯金等の照会）	84
[No. 1-8] 民－民手続におけるオンライン化の推進	85
[No. 1-9] 株主総会招集通知添付書類の電子提供の原則化	85
[No. 1-10] 不動産取引に係る重要事項説明のオンライン化	85
[No. 1-11] 子育てワンストップサービス等の推進	86
[No. 1-12] 介護ワンストップサービスの推進	86
[No. 1-13] 引越しワンストップサービスの推進	87
[No. 1-14] 死亡・相続ワンストップサービスの推進	87
[No. 1-15] 自動車保有関係手続のワンストップサービスの充実	88
[No. 1-16] 自動車保有関係手続と引越しワンストップサービス等との連携	88
[No. 1-17] 社会保険・労働保険関係事務のIT化・ワンストップ化	89
[No. 1-18] 企業が行う従業員の社会保険・税手続のワンストップ化・ワンズオンリー化の推進	89
[No. 1-19] 住民税の特別徴収税額通知の電子化等	90
[No. 1-20] 行政サービスにおけるGビズID（法人共通認証基盤）の活用	91
[No. 1-21] 産業保安手続のスマート化	91
[No. 1-22] Jグランツ（補助金申請システム）の構築	91
[No. 1-23] 電子委任状のワンズオンリー化の実現	91
[No. 1-24] 農林水産分野におけるデジタルファーストの早期実現	92
(2) オープンデータの促進【官民データ基本法第11条第1項及び第2項関係】	93
[No. 2-1] 公開ルールに基づくオープンデータの推進	93
[No. 2-2] オープンデータ官民ラウンドテーブルの開催を通じた民間ニーズに即したオープンデータ 化の推進	93
[No. 2-3] オープンデータ・バイ・デザインの推進	94
[No. 2-4] オープンデータカタログの一元的提供の推進	94
[No. 2-5] 地方公共団体が保有するデータのオープンデータ化の推進	95
[No. 2-6] 都市計画に関するデータの利用環境の充実	95
[No. 2-7] 不動産登記情報の公開の在り方の検討	95
[No. 2-8] 登記所備付地図データの事業者等への提供	96
[No. 2-9] 気象情報の利活用の促進	96

[No. 2-10] 障害当事者参加型技術開発の推進	97
[No. 2-11] 統計データのオープン化の推進・高度化	97
[No. 2-12] 法人情報の利活用促進	97
[No. 2-13] 訪日外国人観光客等に有益な観光情報のオープンデータ化推進（地方公共団体が保有する情報の公開促進を含む）	98
[No. 2-14] 農業関係情報のオープンデータ化の推進	98
[No. 2-15] 公的研究資金による研究成果のオープンデータ化の推進	99
[No. 2-16] i-Constructionの推進による3次元データの利活用の促進	99
[No. 2-17] 交通事故統計情報のオープンデータ化の推進	99
[No. 2-18] 犯罪発生情報のオープンデータ化の推進	100
[No. 2-19] 海上活動情報のオープンデータ化	100
[No. 2-20] ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進に向けた取組の推進	100
[No. 2-21] 公共交通分野におけるオープンデータ化の推進	101
（３）データの円滑な流通の促進【官民データ基本法第11条第3項関係】	102
[No. 3-1] データに対する投資に見合った適正な対価を得ることができる環境整備	102
[No. 3-2] 権利情報を集約したデータベースの利用促進	102
[No. 3-3] AI・データの利用に関する適切な契約の促進	103
[No. 3-4] 革新的データ産業活用計画及び特定革新的データ産業活用の認定制度施行に向けた法制度整備・周知並びにデータの提供要請制度の推進	103
（４）データ利活用のルール整備【官民データ基本法第12条関係】	105
[No. 4-1] いわゆる情報銀行やデータ取引市場等の実装に向けた制度整備	105
[No. 4-2] 個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する相談対応及び情報発信	105
[No. 4-3] IoT推進コンソーシアム等を通じた身近な地域におけるIoTプロジェクトの創出等	106
[No. 4-4] 放送分野におけるデータ利活用	106
[No. 4-5] 健康・医療・介護等データの流通・利活用環境の実現	107
[No. 4-6] 匿名加工医療情報の利活用の推進	107
[No. 4-7] 電子レシート（購買履歴）データの流通の検討	107
[No. 4-8] スマートホームの新サービス創出のためのルール整備	108
（５）マイナンバーカードの普及・活用【官民データ基本法第13条関係】	109
[No. 5-1] スマートフォンによる公的個人認証サービスの利用実現	109
[No. 5-2] 公的個人認証基盤と民間の認証基盤とを連携させる官民のID連携推進	109
[No. 5-3] 海外におけるマイナンバーカード・公的個人認証サービスの継続利用	110
[No. 5-4] マイナンバーカードの多機能化の推進	110
[No. 5-5] マイナンバーカード等への旧氏併記等	110
[No. 5-6] コンビニ交付サービスの導入推進	111
[No. 5-7] マイナンバーカード等を活用したチケットレス入場・不正転売の防止の仕組みの検討	111

[No. 5－8] 金融機関における取引でのマイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進 ..	111
[No. 5－9] 災害対策・生活再建支援へのマイナンバー制度活用検討	112
（６）利用の機会等の格差の是正【官民データ基本法第14条関係】	114
[No. 6－1] 条件不利地域におけるICTインフラの整備の推進	114
[No. 6－2] 条件不利地域等における携帯電話のエリア整備の推進	114
[No. 6－3] 鉄道トンネルなどにおける携帯電話の通じない区間の解消を加速	115
[No. 6－4] 地域IXやCDNの活用促進によるデータ通信効率化（仮称）	115
[No. 6－5] 情報アクセシビリティ確保のための環境整備	115
[No. 6－6] Webアクセシビリティ確保のための環境整備等	116
[No. 6－7] 4K・8Kなどの高度な映像・配信技術の利用機会の均等	116
[No. 6－8] IoT地域実装のための総合的支援	117
[No. 6－9] 「デジタル活用支援員」の検討	117
[No. 6－10] ICT等を用いた遠隔診療の推進	117
[No. 6－11] 防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備推進	118
（７）情報システム改革・業務の見直し【官民データ基本法第15条第１項関係】	119
[No. 7－1] 国・地方を通じた行政全体のデジタル化	119
[No. 7－2] クラウド・バイ・デフォルト原則の導入	119
[No. 7－3] 地方公共団体におけるクラウド導入加速に向けた支援	120
[No. 7－4] 地方公共団体におけるAI・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術の活用推進	120
[No. 7－5] 地方公共団体における情報システムに係る運用コスト等の削減	120
[No. 7－6] 統合型校務支援システムの導入促進	121
[No. 7－7] 校務系クラウドと授業・学習系クラウド間の情報連携方法の標準化	121
[No. 7－8] 気象庁情報システム基盤の整備	122
[No. 7－9] 政府情報システム改革	122
[No. 7－10] サービスデザイン思考に基づく業務改革（BPR）の推進	123
[No. 7－11] ブロックチェーン技術等を活用した政府の業務改革の推進	123
[No. 7－12] 土地情報連携の高度化	123
[No. 7－13] 国税情報システムの高度化	124
[No. 7－14] 運転免許業務及び警察情報管理システムの合理化・高度化	124
[No. 7－15] 医療保険業務（診療報酬における審査業務等）の効率化・高度化	125
[No. 7－16] 指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等の診療情報を登録するためのデータベースの構築、活用促進	125
[No. 7－17] 交通規制情報の集約・提供の高度化、普及促進	126
（８）データ連携のためのプラットフォーム整備【官民データ基本法第15条第２項関係】 ..	127
[No. 8－1] 分野横断的に連携できるプラットフォームの整備	127
[No. 8－2] API整備の推進	127

[No. 8-3] データ利活用型ICTスマートシティの推進	128
[No. 8-4] Connected Industriesの実現に向けた取組の推進	128
[No. 8-5] データ連携基盤を支えるサイバーセキュリティ対策	129
[No. 8-6] 産業界におけるデジタルトランスフォーメーションの推進	129
[No. 8-7] 中小企業支援プラットフォームの構築	129
[No. 8-8] 医療保険のオンライン資格確認の構築、医療等分野における識別子（ID）の導入	130
[No. 8-9] 健康・医療・介護分野に関わる多様な主体の情報共有・連携の仕組みの確立、成果の推進・普及	130
[No. 8-10] 電子カルテ等の情報を活用した医薬品等の安全対策	131
[No. 8-11] 観光地域のマネジメント・マーケティングを行うためのツールである「DMOネット」の活用	132
[No. 8-12] 銀行システムのAPI（外部接続口）の公開の促進（オープンAPIの導入）	132
[No. 8-13] 電子タグ活用によるサプライチェーン高度化に向けた検討	132
[No. 8-14] 事業者における財務・決済プロセス高度化に向けた金融EDIにおける商流情報活用の促進	133
[No. 8-15] イノベーションの進展を踏まえた法制度の見直し	133
[No. 8-16] スマートフードチェーンによる生産・流通改革	133
[No. 8-17] データをフル活用したスマート水産業の推進	134
[No. 8-18] 農業情報の標準化の推進	134
[No. 8-19] 農業生産のスマート化	135
[No. 8-20] スマート農業を実現するための農地情報公開システムの見直し	135
[No. 8-21] 森林施業集約化に向けた森林クラウドの導入	136
[No. 8-22] 農業AIサービス等の利用促進に関する適切な契約の促進	136
[No. 8-23] 海事生産性革命（i-Shipping）	137
[No. 8-24] 地理空間情報（G空間情報）の流通基盤の整備等	137
[No. 8-25] 国・地方公共団体・事業者等における災害情報の共有の推進	137
[No. 8-26] 準天頂衛星システムを活用した避難所等における防災機能の強化	138
[No. 8-27] 国土交通データプラットフォーム整備	138
[No. 8-28] 港湾の完全電子化と港湾関連データ連携基盤の構築	138
（9）研究開発【官民データ基本法第16条関係】	140
[No. 9-1] 地域課題の解決に向けたICT先端技術の研究開発等の推進	140
[No. 9-2] 「異能vation」プログラムの推進	140
[No. 9-3] 5Gと交通信号機との連携によるトラステッドメッシュネットの全国展開	141
[No. 9-4] AIを活用した「保健指導支援システム」の研究推進	141
[No. 9-5] 個人の健康・医療情報を活用した行動変容促進事業	142
[No. 9-6] 臨床研究等ICT基盤構築・人工知能実装研究事業の推進	142
[No. 9-7] 利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減を実現する介護ロボットの開発等	143
[No. 9-8] 8K等高精細映像技術の医療応用の推進	143
[No. 9-9] 診療データを活用したICT・AI等を用いた診療支援機器の研究開発	143

[No. 9-10] 災害時における多言語音声翻訳システムの高度化	144
[No. 9-11] 農業におけるAI、IoT、ロボット、準天頂衛星などの先端技術の活用に向けた研究開発	144
[No. 9-12] スマート農業関連実証事業（「スマート農業加速化実証プロジェクト」及び「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」）	144
[No. 9-13] 第5世代移動通信システム（5G）実現に向けた研究開発・総合実証試験	145
[No. 9-14] 豪雨・竜巻予測技術の研究開発	145
[No. 9-15] 世界最高水準の生産性を有するAIターミナルの実現	146
[No. 9-16] 「官民ITS構想・ロードマップ」に基づいた取組の推進	146
[No. 9-17] 自動運転に係る実証プロジェクトの円滑・迅速な推進	146
[No. 9-18] 小型無人機（ドローン）の技術開発等と産業利用の推進	147
 (10) 人材育成、普及啓発【官民データ基本法第17条及び第18条関係】	148
[No. 10-1] 不足するセキュリティ人材等の計画的な育成	148
[No. 10-2] IoTネットワークを運用・管理する人材の育成	148
[No. 10-3] 地域のデータ利活用推進のための地域人材の育成	149
[No. 10-4] 実践的サイバー防御演習（CYDER）	149
[No. 10-5] 小・中・高等学校におけるプログラミング教育の充実に向けた、学校のニーズに応じた専門性の高い民間人材やeラーニング等の活用の促進	149
[No. 10-6] プログラミングなどICTに関する地域における学習環境づくり手法の検討	150
[No. 10-7] 新時代の学びを支える先端技術の活用推進	150
[No. 10-8] デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究	150
[No. 10-9] シェアリングエコノミーサービスの普及	151
[No. 10-10] シェアリングエコノミーの安全性・信頼性の確保	151
[No. 10-11] テレワークの普及	152
 (11) 国の施策と地方の施策との整合性の確保【官民データ基本法第19条関係】	153
[No. 11-1] 地方公共団体の計画手引の作成と計画策定支援	153
[No. 11-2] 「自治体ピッチ」の実施	153
[No. 11-3] 地方公共団体における官民データ活用度の指標開発	154
[No. 11-4] 地域におけるデータ利活用の環境整備	154
 (12) 国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開	155
[No. 12-1] 国際的なデータ流通の推進	155
[No. 12-2] 日EU間における個人データの円滑な越境移転のための環境の整備、APECのCBPRシステムの推進及び、個人データに関する国際的なデータ流通の枠組みの構築	155
[No. 12-3] AIネットワーク化が社会・経済にもたらすインパクトやそれによる社会的・経済的・倫理的・法的課題の解決に資する取組に関する国際的な議論等を踏まえた検討の推進	156
[No. 12-4] 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）を活用したICTインフラの海外展開の促進	156